

ルーテル学院大学
「点検・評価報告書」

ルーテル学院大学

目 次

序章	2
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	21
第4章 教育課程・学習成果	28
第5章 学生の受け入れ	59
第6章 教員・教員組織	68
第7章 学生支援	79
第8章 教育研究等環境	95
第9章 社会連携・社会貢献	108
第10章 大学運営・財務	119
第1節 大学運営	119
第2節 財務	127
終章	132

序 章

ルーテル学院大学を擁する学校法人ルーテル学院は、1909（明治 42）年に熊本市に建てられた路帖神学校に始まる。日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団という 2 つのルター一派のプロテスタント教会を設立母体として、1964（昭和 39）年に東京都中野区鷺宮に大学が開設された。その後、1969（昭和 44）年に三鷹市に移転し、1996（平成 8）年に、開設当初の日本ルーテル神学大学から現在のルーテル学院大学に校名を変更した。1964（昭和 39）年に神学部神学科を設置し、1987（昭和 62）年より文学部 2 学科（神学科と社会福祉学科）体制となり、2005（平成 17）年より総合人間学部 3 学科（キリスト教学科、社会福祉学科、臨床心理学科）体制となった。その後、2014（平成 26）年より、学生が専門領域から対人援助の専門性を学ぶ教育を提供できるよう、総合人間学部人間福祉心理学科の 1 学部 1 学科制（5 コース）とした。そして、2023（令和 5）年より、学生が学際的に、深い人間理解に立って対人援助の専門性を身に着けられるカリキュラムを提供するため、コース制を廃した。大学院は総合人間学研究科において 2001（平成 13）年に社会福祉学専攻修士課程（後の博士前期課程）を開設、2004（平成 16）年に社会福祉学専攻博士後期課程を開設し、2005（平成 17）年には臨床心理学専攻修士課程を開設、より高度な専門性を有する人材を養成してきた。しかしながら、2024 年（令和 6）3 月に本学理事会にて、2025（令和 7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止することを決定した。2024（令和 6）年度の入学者及び在学生に対しては、卒業まで責任をもって教育を引き続き提供し、教育の質を担保するため、教育・研究の体制を維持することを確認している。

本学は、2017（平成 29）年度に大学基準協会の認証評価（第 2 期認証）を受審し、2018（平成 30）年 3 月に「適合」の評価を取得した。第 2 期認証まで、本学では内部質保証に関する方針は定めていなかったものの、「自己点検・評価規程」に基づき、「自己評価委員会」が大学における教育・研究活動の自己点検・評価を毎年度行っていた。その結果は大学ウェブサイトでも公表し、自己点検・評価の結果、対応が必要な場合は「実務会議」において具体的な対策を立案し、それを教授会で協議・決定していた。

2017（平成 29）年度の評価取得後、第 3 期認証では内部質保証がより重視されることから、PDCA サイクル等を適切に機能させ、教育、学習等が適切な水準にあることを評価・点検するための恒常的・継続的プロセスを担保するために、1）「内部質保証の方針」（2020（令和 2）年 9 月 16 日 大学教授会）の策定、2）自己点検・評価規程を改廃し「内部質保証推進規程」（2020（令和 2）年 9 月 16 日 大学教授会）の策定、3）「教学マネジメント規程」の策定（2020（令和 2）年 10 月 大学教授会）4）大学運営を担う組織の名称を「実務会議」から「大学運営会議」に改め、内部質保証に関する全学的な取り組みを実施してきた。これらを通して、本学は「大学基準協会の認証評価基準（大学基準および点検・評価項目、以下「大学基準」という）に基づき、自己点検・評価（内部質保証委員会）、外部評価（外部評価委員会）、大学基準協会の評価を一連の検証サイクルとして機能させてきた。

前回の認証評価において大学基準協会から指摘を受けた努力課題 5 点（大学院の学位授与方針の内容、博士後期課程におけるコースワーク、編入学生の単位の上限数、修士論文の審査基準における特定課題研究の基準の扱い、財政基盤）への対応・改善は、関係部署

で速やかに対応・改善を行い、その内容を報告した。その後も、自己点検・評価は、中期計画に沿って行われ、内部質保証委員会に集約され、学長と大学運営会議で検証されている。以上のように、本学では前回の大学評価取得以降、大学全体として改善・向上に継続的に取り組んでいる。

第1章 理念・目的

1.1 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

1 大学の理念・目的

学校法人ルーテル学院は、寄附行為の第3条において、法人としての目的を以下のよう
に示している。(資料1-1)。

【学校法人ルーテル学院 寄附行為(抜粋)】

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教を基盤とした人格教育のもと、ルターの宗教改革の精神に基づき、教育事業を行うことを目的とする。

2 この法人の事業に参加するすべての者は、建学の精神を重んじ、目的を維持、深化そして発展させるために尽力することを誓うものである。

1) 建学の精神

ルーテル学院大学は、建学の精神を、聖書の一節「汝らキリスト・イエスの心を心とせよ」(新約聖書ピリピ書第2章5節・文語訳)をもとに以下のように示し、本学のウェブサイト「建学の精神とその使命」のページにおいて公開してきた(資料1-2【ウェブ】)。

建学の精神

キリストの心を心とする

これは、キリストは一人ひとりと出逢い、十字架の愛により、その一人ひとりを生かしているからである。

2) 本学の使命(ミッション)

上記本学の建学の精神は、百年を超える歴史を貫いて教育の礎、そして、展開の軸となってきた。本学は、この建学の精神を大学の使命(ミッション)の中に具体化してきた。それが、「『一人ひとりを大切にする教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」教育を意味する、以下の表現である。この使命(ミッション)もまた、本学のウェブサイトの「建学の精神とその使命」のページにおいて公開されている(資料1-2【ウェブ】)。

本学の使命（ミッション）

「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成する

3) 教育目的

ルーテル学院大学は、キリスト教を基盤とした人格教育のもと、マルティン・ルターの宗教改革の精神に基づき、「キリストの心を心とし神と世に仕える人材」、特に「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」ことを目的としている。教育目的も本学のウェブサイトの「建学の精神とその使命」のページにおいて公開されている（資料1-2【ウェブ】）。

教育目的

「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」

2 学部・研究科の教育研究上の目的

1) 総合人間学部の目的

本学総合人間学部は、ルターの精神を継承し、キリスト教的人間理解に立ち、今日の社会における様々なニーズを持つ人々のために働き・奉仕する人材を養成することを目的としている。特に生活上の困窮を持つ人々に寄り添う社会福祉、心に悩みを持つ人々に寄り添う臨床心理、そして生きる意味や意義を問い求めるスピリチュアルな課題を持つ人々に寄り添うキリスト教の三つの専門教育を通して、学生一人ひとりが包括的・全人的人間理解を身につけ、いのちと世界についての深い理解と洞察を持ち、対人援助の心を涵養し、具体的な援助の知識と技術を身につけることを本学部の目的とする。

人間福祉心理学科は、人々の生活の困窮に寄り添う社会福祉、心の悩みに寄り添う臨床心理、そして生きる意味や意義を問い求めるスピリチュアルな課題へ寄り添うキリスト教の教育を一体として提供し、学生一人ひとりが包括的・全人的人間理解を身につけ、いのちと世界についての深い理解と洞察力を持ち、対人援助の心を涵養し、具体的な対人援助の知識と技術を身につけることを目的とする。これらは本学のウェブサイトの「建学の精神とその使命」のページにおいて公開されている（資料1-2【ウェブ】）。

2) 総合人間学研究科の目的

総合人間学研究科においては、その目的を、専攻、課程ごとに、以下のように記している。そして、これらも本学のウェブサイトにおいて公開されている（資料1-2【ウェブ】）。

本大学院は、人々が直面する生活及び心の問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉と臨床心理および関連領域の知識と実践能力を備えた、対人援助専門職の養成を目的とする。

(1) 社会福祉学専攻博士前期課程

社会福祉学専攻博士前期課程においては、以下のようにその教育の目的が示されている。

高度な専門職業人としてソーシャルワーカーの養成を目指す。また、社会福祉施設・機関における運営・管理者の養成を目指す。

(2) 社会福祉学専攻博士後期課程

社会福祉学専攻博士後期課程においては、以下のようにその教育の目的が示されている。

社会福祉学の研究者及び教育者の養成を目指す。また、社会福祉の実践理論と法政策に通じた施設・機関の運営管理のエキスパートを養成する。

(3) 臨床心理学専攻修士課程

臨床心理学専攻修士課程においては、以下のようにその教育の目的が示されている。

本学の基礎をなすキリスト教精神—愛と献身の心—をもって、人々と接することができる専門家の養成を目指す。また、心理・教育・医療機関などの臨床の現場で高度な専門知識と技術を駆使することができる臨床心理の専門家を養成する。

点検・評価項目②

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

3 学則

1) 総合人間学部

本学の学部は総合人間学部1学部であり、その目的については、学則において以下のように定められており、本学のウェブサイトの「学則」のページにおいて公開されている(資料1-3【ウェブ】)。

ルーテル学院大学 学則 (抜粋)

第2条 本大学は、キリスト教に基づき人格の形成を図り、教育基本法及び学校教育法によりキリスト教学、社会福祉学、臨床心理学及びこれに関係のある科目を教授研究し、キリ

スト教、社会福祉、臨床心理の分野の専門家を養成することを目的とする。

学生に対しては、上記に加え、建学の精神、本学の使命（ミッション）、学則については、新年度に配布する学生便覧『CAMPUS LIFE GUIDE BOOK』で周知している（資料 1-4 6-9 頁、80 頁）。

学生は 1 年次必修科目の「総合人間学序論」において大学の理念を学び、「キリスト教概論 I」において本学の建学の精神を学ぶことが、それぞれの科目の到達目標に位置づけられている（資料 1-5 89-90 頁）。2023（令和 5）年度以降の入学者は、3-4 年次に「人間・いのち・世界」の科目を全学必修とし、建学の精神、使命（ミッション）、教育目的に沿った教育の総仕上げとして履修するカリキュラム編成とした（資料 1-5 88 頁）。2014（平成 26）年度から 2022（令和 4）年度までは「聖書を読む」という科目が全学生のゼミ形式の必修科目とされてきた（資料 1-6 116-117 頁）。

入学式、新年度オリエンテーション等の大学行事においても周知を心掛け、建学の精神の浸透に努めている。特に、毎年度 4 月には、学外の方を招聘し、本学の理念・目的に沿った「クヌーテン講演会」を学内行事として提供している。新入生は全員参加が基本であり、その他の学生・教職員にも呼びかけて実施している（資料 1-7）。

2023（令和 5）年度より、主たるチャプレン（大学付き牧師）のほか、日本福音ルーテル教会・日本ルーテル教団の近隣教会配属の牧師の協力により 5 人体制のチャプレンチームを組み、それぞれの牧師が担当曜日ごとに出校し分担して礼拝や他の宗教活動を実施しており、さらに、併設の各種学校日本ルーテル神学校で選任される「チャプレン助手」等神学校の学生が、キャンパス内のキリスト教活動に指導的に関わり、学生はそれらの活動への参加を通して建学の精神、使命（ミッション）の理解を深めている。

2) 総合人間学研究科

本学の大学院は総合人間学研究科 1 研究科であり、その目的については、学則において以下のように定められており、本学のウェブサイトの「学則」のページにおいて公開されている（資料 1-3【ウェブ】）。

ルーテル学院大学 大学院学則（抜粋）

第 2 条 本大学院は、本学の建学の精神—キリストの心を心とする—をもって、人々が直面する生活および心の問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉と臨床心理および関連領域の知識と実践能力を備えた対人援助専門職の養成を目的とする。

第 4 条 社会福祉学専攻博士前期課程は、社会福祉に関する高度の知識と実践能力をもつソーシャルワーカーを養成することを目的とする。また、社会福祉施設・機関における運営・管理者の養成を目指す。

2 社会福祉学専攻博士後期課程は、社会福祉学、もしくは関連領域で博士前期課程、もしくは修士課程を修了したものを受け入れ、社会福祉学の研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 臨床心理学専攻は、心理・教育・医療機関などの臨床の現場で高度な専門知識と技術を駆使することができる臨床心理の専門家を養成することを目的とする。

上記に加え、院生には、入学時オリエンテーションの際に、本学の理念・目的を説明し、『大学院要項』においても大学院学則を掲載し、その周知を図っている(資料 1-8、15 頁)。

なお、教職員の間で、学部・研究科に限らず幅広く本学の建学の精神、使命(ミッション)、教育目的を共有するため、2011(平成 23)年度以降、毎年、全教職員が参加するSD研修会において、「建学の精神」に関わるテーマで研修を行ってきている(資料 1-9)。

点検・評価項目③

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期計画等の作成

4 中期計画の策定と実施

本学は、2011(平成 23)年度から 2015(平成 27)年度までと定めた第 1 期中期計画に基づく検討の中で、3 学科(キリスト教、社会福祉学、臨床心理学)を 2014(平成 26)年度より 1 学科(人間福祉心理学科)へと変更する取り組みを決めた。中期計画の策定に向けては、中期計画策定委員会を組織し、全学的な取りまとめを行った。中期計画は 5 年間を対象期間とし、その期の計画等における大学の目指す方向性を示している。1 学科体制において、対人援助の実践現場における総合的・包括的な人間理解の必要性と、学生の自由で主体的な学際的学びを実現する新しいかたちが作られてきた。

第 2 期中期計画期間の 2016(平成 28)年度から 2020(令和 2)年度の 5 年間も、新たな中期計画のもと、建学の精神、使命(ミッション)、そして教育目的の実現に合致した教育を行うために検討を重ね、さまざまな方針(ポリシー)に基づいた教育研究活動や地域貢献活動を推進してきた。この中期計画実行の半ば、2017(平成 29)年度に、公益財団法人大学基準協会の認証評価を受け、同協会の定める「大学基準」に適合していると認証された(認定期間：2018(平成 30)年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)。なお、2017(平成 29)年度の認証評価においては、複数の改善点の指摘がなされたため、そのすべての指摘事項について改善を行い、報告した。

続いての本学の新たな中期計画は、1 年前倒しで定めることとし、2020(令和 2)年度から 2024(令和 6)年度までの 5 年間の中期計画を定めた(資料 1-10)。本学は、学則第 2 条第 2 項において「本大学の教育研究水準の向上を図り、前条の本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める」と規定している。これは、教育目的の達成や、使命(ミッション)の達成のために自己点検・評価を位置づけたものである(資料 1-4 80 頁)。毎年度の自己

点検・自己評価は、学部、研究科、附属機関・センター、委員会、部署において、この中期計画をもとに、1年ごとの進捗状況を検証し、報告している。

中期計画は、本学の建学の精神「キリストの心を心とする」と、本学の使命（ミッション）『「一人ひとりを大切にする教育」を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する』および、本学の教育目的「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」を基盤としている。そして、これらの理念実現の基盤として、1) 総合的・包括的人間理解の体系的な教育を推進する、2) 本学の理念を土台とした大学運営を行い、3) 本学の理念構成図（資料 1-11）を活用した校務を推進し、4) 礼拝を始めとした宗教活動を通して建学の精神を確認し、5) 包括的人間理解に基づくスピリチュアルケアの理解と実践を進めることを柱として、計画された（資料 1-10）。

今後も、中期計画に基づいた取り組みの実行、評価・点検、改善、実行というサイクルを堅持していく。また、社会から必要とされる人材を育てるために、積極的に大学改革に取り組んでいく。内部質保証としての観点からも、毎年度の自己点検・評価から、検証結果を真摯に受け止め、長所や特徴とされる事項については、さらなる充実策を講じ、改善すべき事項については、検証の上、改善していく。

1.2. 長所・特色

本学の建学の精神、使命（ミッション）、教育目的を学生・教職員を日常的に共有する場として「礼拝」がある。礼拝は大学の学期中は毎日昼に実施される。礼拝を始めとする活動は、大学付きの牧師であるチャプレンが中心となり、2023（令和5）年度からは設立母体教会の牧師も加わりチャプレンチームを形成し、幅広い内容で行われている。礼拝は、学生・教職員が自由意志により出席するものであるが、多くの学生および教職員が自発的に礼拝に参加していることが、本学の特色である。そして、礼拝の説教・スピーチの一部を毎年冊子としてまとめ、主に卒業する学生や教職員に配布している（資料 1-12）。

毎月の大学教授会・大学院教授会はチャプレンの祈りで始められる。月例の職員会議も冒頭にチャプレンによる聖書に基づく話と祈りがなされる。入学式、卒業式、毎年4月に学内向けに実施される「クヌーテン講演会」などの学校行事においても学長やチャプレンによる聖書に基づく話と祈りがなされ、絶えず建学の精神、使命（ミッション）、教育の目的が共有される大学コミュニティとなっている。

学生には、新年度オリエンテーション、4月の学内行事「クヌーテン講演会」等において、本学の理念や建学の精神を周知している。そして、履修科目の中でも、1年次必修科目「総合人間学序論」において大学の理念を学び、「キリスト教概論Ⅰ」において、本学の建学の精神を学んでいる。2023（令和5）年度以降の入学者は、新たに「人間・いのち・世界」が必修科目となり、建学の精神、使命（ミッション）、教育目的に沿った教育の総仕上げとして履修することとしている。

1.3. 問題点

特になし。

1.4. 全体のまとめ

本学は、「キリストの心を心とする」という建学の精神のもと、『一人ひとりを大切に
する教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」使命
(ミッション)に基づき、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」という教育目的を
設定しており、これら大学の建学の精神、使命(ミッション)および教育目的は、総合人
間学部および、総合人間学研究科(社会福祉学専攻、臨床心理学専攻)の教育研究上の目
的と密接に関連している。

本学法人の寄附行為第3条に、「この法人は、キリスト教を基盤とした人格教育のもと、
ルターの宗教改革の精神に基づき、教育事業を行うことを目的とする。」と示されており、
このことが、本学の個性、特徴として具現化されている。

建学の精神、使命(ミッション)および教育目的は、学生、教職員に周知されている。
特に、教職員については、普段の教授会や職員会議が聖書の言葉と祈りで始まること、そ
して、全教職員が参加するSD研修会で毎年度、「建学の精神」をテーマに実施すること
により、周知し共有している。学生も、入学式・卒業式などの学校行事、日々の礼拝を通
して、建学の精神、使命(ミッション)に触れている。そして、本学の建学の精神、使命
(ミッション)および教育目的は、学外にも公表されている。

中期計画は、5年間を対象期間として策定されたもので、2011(平成23)年からの第1
期、2016(平成28)年からの第2期に引き続き、1年前倒して策定した2020(令和2)年
からの第3期の中期計画をもとに、取り組みが進められている。この中期計画には、今期
の計画等における大学の目指す方向性が明確に示されている。

中期計画の策定にあたっては、中期計画策定委員会が組織され、全学的な計画が策定さ
れた。その後の進捗は、内部質保証委員会において、毎年度、中期計画に沿った進捗がな
されているか、その進捗状況について、学部、研究科、附属機関・センター、委員会、部
署で、各自の点検評価を行った上で、情報を集約している。

中期計画の達成状況の検証は毎年行った上で、中期計画の終盤にかけては、それまでの
検証をもとに、新たな計画づくりに取りかかることとなっている。特にその際、大学基準
協会による認証評価の際に指摘された事項については、全て改善がなされているものの、
引き続き、新たな計画にも盛り込む必要のある内容については、指摘事項を活用し、中期
計画に取り入れていくこととしている。

以上のことから、本学では理念・目的を周知させる取り組みが行われ、機能しており、
大学基準1は概ね適切であるといえる。

第2章 内部質保証

2.1 現状説明

点検・評価項目①

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

本学は、2020（令和2）年9月教授会（2022（令和3）年6月教授会に一部改定）において、「ルーテル学院大学 内部質保証推進規程」および「ルーテル学院大学 内部質保証の方針」（以下、「内部質保証推進規程」および「内部質保証の方針」という）を定めた（資料 2-1、資料 2-2）。この内容は、教授会および職員会議で資料として配布し、教職員間で内容を共有し（資料 2-3）、また、内部質保証の方針は大学ウェブサイトでも公表している（資料 2-4【ウェブ】）。

ルーテル学院大学 内部質保証の方針（抜粋）

1 建学の精神、使命および教育目的の実現に向けて、教育研究および管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを継続的にを行い、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証する。

本学では、内部質保証の方針において、建学の精神、使命（ミッション）および教育目的を実現するため教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明し、恒常的・継続的に教育研究活動等の質の向上を図ることと定めている。そして、教育研究等について、改善・向上に向けた仕組み（PDCAサイクル）に基づく継続的な取り組みを行い、内部質保証を行うこととしている。

ルーテル学院大学 内部質保証の方針（抜粋）

2 内部質保証の推進体制

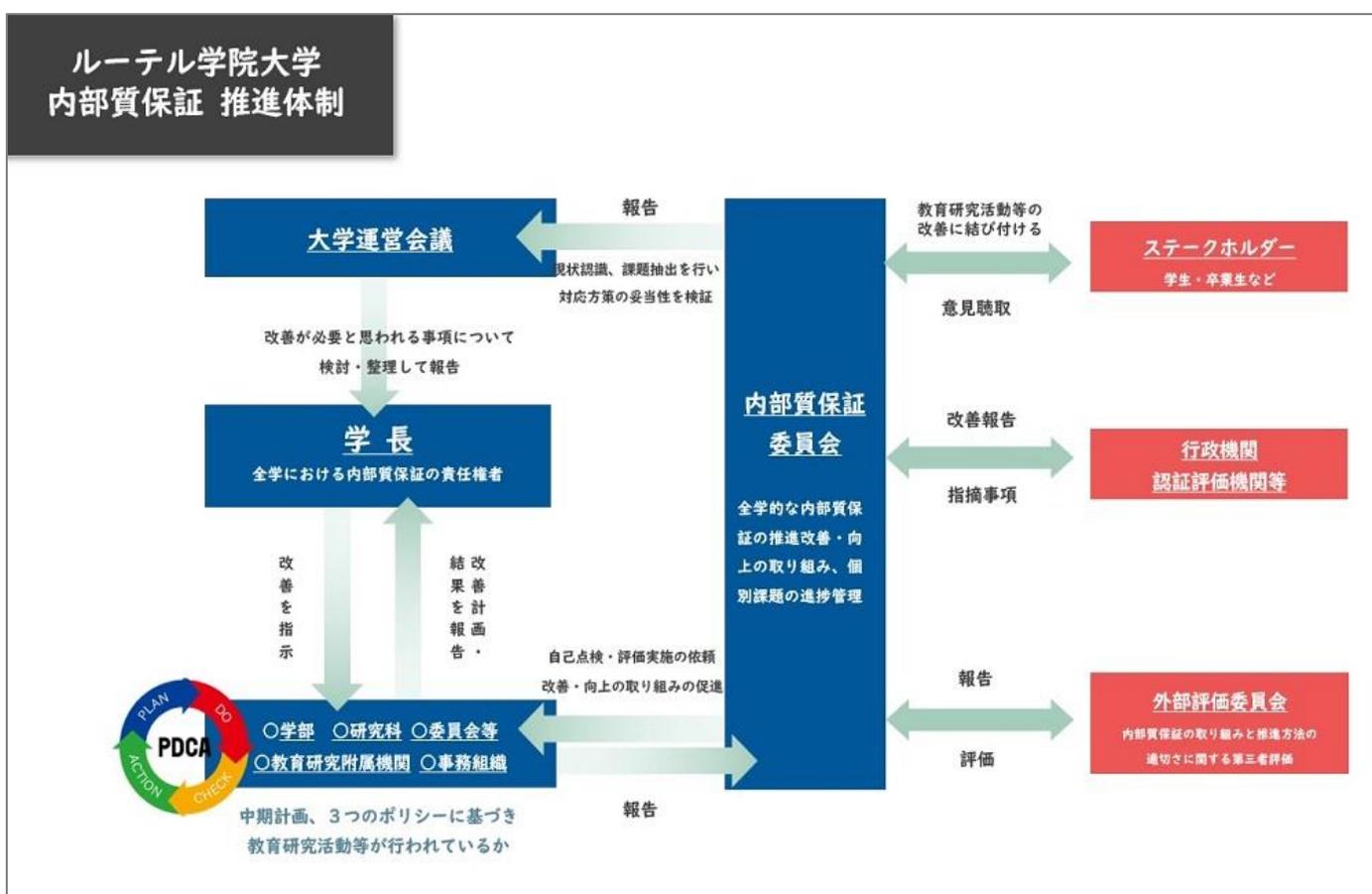
1) 内部質保証委員会を設置し、全学的な内部質保証を推進する。全学における内部質保証の責任権者は学長とする。

2) 学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織は、質保証を行うために毎年自己点検・評価を実施する。

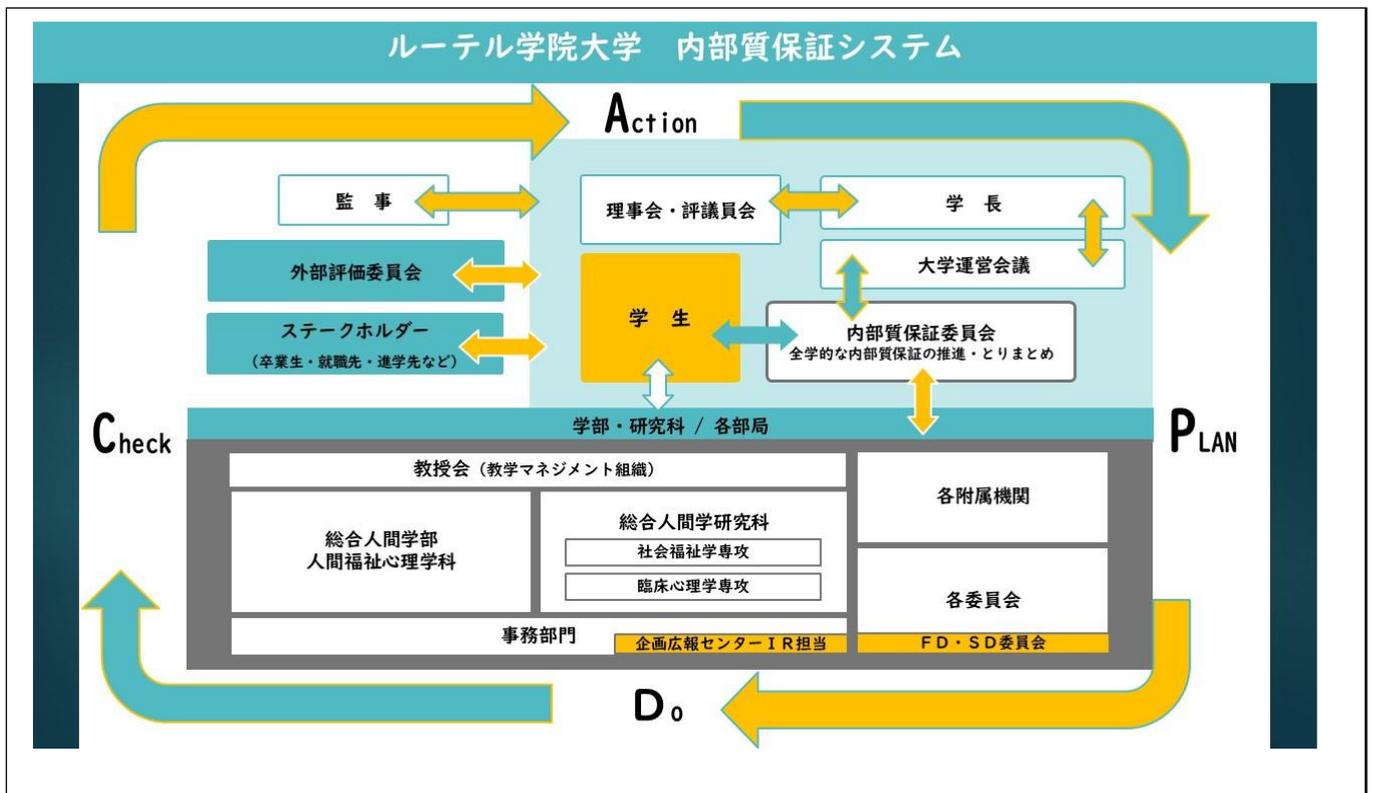
本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は内部質保証委員会であり、内部質保証の責任権者は学長である。内部質保証委員会は、内部質保証に関する全学的な方針の策定、点検・評価の適切性や点検・評価結果の活用の有効性の検証、改善方策の検討などを行う（資料2-1）。

内部質保証委員会、学長、大学運営会議、学部・研究科、その他の組織との関係を示したものが、「ルーテル学院大学内部質保証推進体制図」である。2023（令和5）年7月の同委員会にて確認、検討し、同月大学ウェブサイトで公開している（資料2-5【ウェブ】）。

図 ルーテル学院大学 内部質保証 推進体制



また、本学の内部質保証の仕組みが、全体を通してPDCAサイクルとなっていることを現した図が以下のものである。こちらも大学ウェブサイトで公開している（資料2-6【ウェブ】）



本学は、|学部|学科の組織であり、内部質保証委員会は、毎年度、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターに対して、内部質保証の方針の定めのおり、教育研究活動等が、中期計画および3つの方針（ポリシー）（卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー））に基づいて行われているかについて、自己点検・評価の実施を促す。各組織は、学長からの依頼に基づき、自己点検・評価を行う。そして、自己点検・評価を行った結果に基づき、改善・向上を図っている。

内部質保証委員会は、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターの自己点検・評価の結果を集約し、その結果を、学長を議長とする大学運営会議に上程する。

この大学運営会議は、「学校法人ルーテル学院 執務執行規程」第13条に規定され、必要に応じて課題の検討、協議、教授会議案の整理、作成、その他必要な調整等を行い、大学および大学院の運営を円滑にするために学長、研究科長、学部長、学科長、大学教授会書記、事務長、事務次長により構成され、学長が招集し、会議を代表するものである（資料2-7）。

大学運営会議は学長とともに、内部質保証委員会が集約した学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターによる自己点検・評価の結果をもとに、大学の教育研究活動等の現状を認識し、課題抽出を行う。

学長は、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターに対して、改善方策の検討などを指示する。また、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターにおいて検討した対応方策の妥当性を検証する。例えば、2021（令和3年）に学長より、大学院総合人間学研究科に向けて、プレFDの情報提供あ

るいは授業開講を検討するよう指示がなされた。それを受け、社会福祉学専攻で検討した結果、大学院の3つのポリシーを踏まえ、2022（令和4）年度より、単位認定を伴うかたちでプレFDを授業「社会福祉学学生指導法」として開講することとした（資料1-8 100頁）。このように、内部質保証委員会は、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センター等、全学的な内部質保証の進捗管理を担っている。

学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターで毎年実施する自己点検・評価と、全学的な観点から検証を行い改善・向上を促す内部質保証委員会がそれぞれの機能を果たすことによって、本学は内部質保証を推進している。

教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針については、2020（令和2）年より、「ルーテル学院大学 教学マネジメント規程」（以下、「教学マネジメント規程」という）を策定し、運用している（資料2-8）。

ルーテル学院大学 教学マネジメント規程（抜粋）

第1条 ルーテル学院大学（以下「本学」という）は、全学的な教学マネジメントを目的とする協議を教授会において行う。

第2条 本規程における協議の時は、教授会規程第6条の規定に基づき、以下の者を陪席させる。

- (1) 事務長
- (2) 学生支援センター長
- (3) 教学マネジメントを推進するために学長が必要と認めた者

第3条 本会議は、学長が議長となり、必要と認めるときに随時招集する。

第4条 全学的な教学マネジメントに関して、次の事項を協議する。

- (1) 本学の理念・目的、教育目標に関すること。
- (2) 本学の学部・研究科・各専攻の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針の策定に関すること。
- (3) 本学の学部・研究科・各専攻の教育内容・教育課程の編成に関すること。
- (4) 本学の学部・研究科・各専攻の教育の質保証（自己点検・評価）に関すること。
- (5) その他学長が必要と認める事項

本学は1学部1学科体制からなる大学であり、第1条にあるように、全学的な教学マネジメントを目的とする協議を教授会において行うこととしている。そして、第4条にあるように、全学的な教学マネジメントに関して、①本学の理念・目的、教育目標、②本学の学部・研究科・各専攻の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針の策定、③学部・研究科・各専攻の教育内容・教育課程の編成、④本学の学部・研究科・各専攻の教育の質保証（自己点検・評価）に関することを協議することとしている。この協議は、毎年定期的実施している（資料2-9）。

点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、2020（令和2）年9月に内部質保証委員会を設置した。内部質保証委員会は、1学部1学科体制からなる本学において内部質保証の全学的な推進に責任を負う組織である（資料2-1）。

内部質保証委員会の前身は自己評価委員会であり、従前、毎年度の自己点検・自己評価は、委員会ごとに、大学の中期計画とは切り離されて行われてきていた。それを、内部質保証委員会に改組する過程において、自己点検・評価を、中期計画および3つの方針を元にした自己点検・評価となるよう推進してきた（資料2-10）。

一方、第3期認証評価に向けた準備の中で、本学における内部質保証の実効性を高めるため、さらなる体制整備が必要との認識に至った。そこで、外部評価委員会の設置の取り組みを行った（資料2-11）。

さらに、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターで実施している自己点検・評価について、従前は、各部門が独自に立てた年度計画をもとに評価を実施していた。それを、毎年度、内部質保証委員会が呼びかけ、全学的に、中期計画、3つのポリシーに基づき教育研究活動等が行われているかについて、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターが自己点検・評価を実施し、とりまとめをすることとした（資料2-12）。このようにして、内部質保証委員会が本学の内部質保証の全学的な推進に責任を負う組織として機能している。

全学的な内部質保証の推進改善・向上の取り組みを行う組織として設置された内部質保証委員会の構成は、内部質保証推進規程で定めている（資料2-1）。

ルーテル学院大学 内部質保証推進規程（抜粋）

第4条 内部質保証委員は、次に掲げる者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

(1) 学部及び研究科から選出された専任教員各1名以上

(2) 事務組織から選出された専任職員1名以上

2 内部質保証委員会に委員長を置き、学長が委嘱する。

3 内部質保証委員会は、委員長が招集し、議長となる。

内部質保証推進規程第4条において、学部および研究科から選出された専任教員各1名以上、事務組織から選出された専任職員1名以上と定めている。実際には、2023（令和5）年度後期は、研究科長を含め、専任教員が6名と、3名の職員の合計9名が担当している。同委員会には委員長を置き、学長がこれを委嘱している。また、同委員会の開催については、委員長が招集、議長となり、委員の3分の2以上の出席をもって成立することと定めている（資料2-13）。

点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学ではポリシー策定の全学的な基本方針を定めている（資料2-14【ウェブ】）。

ルーテル学院大学 ポリシー策定の全学的な基本方針（抜粋）

ルーテル学院大学は、建学の精神、使命（ミッション）、教育研究上の目的、及び学則のもと、「キリストの心を心とし神と世に仕える人材」、特に心と福祉と魂の高度な専門家を養成することを目的としている。本学では教育目的の実現に向け策定する3つのポリシーについて、「ポリシー策定の全学的な基本方針」を以下のとおり定める。

本学では、ポリシー策定の全学的な基本方針を上記のように定め、これをもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。そして、これら3つのポリシーを『講義概要』（学部）や『大学院要項』、大学ウェブサイト等で周知公表している（資料1-5 4-7頁、資料1-8 6-8頁、資料2-15【ウェブ】、資料2-16【ウェブ】、資料2-17【ウェブ】）。

本学の内部質保証の活動は、内部質保証の方針に従って行われている。内部質保証の方針では「3 内部質保証の推進方法」を定め、これに基づき実施している。

ルーテル学院大学 内部質保証の方針（抜粋）

3 内部質保証の推進方法

1) 学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織は、中期計画、3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）に基づき教育研究活動等が行われているかにつき自己点検・評価を実施する。各組織は、その結果に基づいて、改善・向上を図る。

2) 内部質保証委員会は、学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織から提出された自己点検・評価結果について、全学的観点から、教育活動に関する評価を行う。そして、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性の検証結果を大学運営会議に上程する。

3) 大学運営会議は、内部質保証委員会から示された現状認識、課題抽出、対応方策の

妥当性の検証結果を受け、改善が必要と思われる事項について検討し整理する。

4) 大学運営会議からの報告を受け、学長は、学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織に改善を指示する。

5) 学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織は、改善指示を受け、当該事項に関する改善計画および改善結果を学長に報告する。

6) 学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織の改善に向けての進捗管理は内部質保証委員会が担う。

7) 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、内部質保証委員会が学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織に改善・向上の取り組みを促し、その取り組みと結果を把握し、対応する。

この方針に従い、内部質保証委員会は、毎年度、教育研究および管理運営等の適切性、有効性を検証するため、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価および、その結果に基づく改善・向上の取り組みを統括している。

学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターは、中期計画および3つのポリシーに基づき教育研究活動が行われているか等につき自己点検・評価を実施している。

具体的には、各学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織、附属機関・センターに対して、内部質保証委員会から、『自己点検・評価報告』基本方針と執筆依頼の文書により、提出期限を定めて各組織に自己点検・評価報告の依頼がなされる。その後、各組織からの提出状況は、毎月実施される内部質保証委員会において報告され、必要に応じて教授会等において、未提出の組織への提出依頼がされる(資料2-18)。

各組織は、その結果に基づいて、改善・向上を図る。内部質保証委員会は、各組織から、自己点検・評価の結果を集約し、全学的な観点から自己点検・評価を行い、その結果を大学運営会議に上程し学長に報告する。学長は、大学運営会議において、内部質保証委員会からの報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。

また、学長は、自己点検・評価結果および内部質保証の状況を理事会および評議員会に報告する。

本学では、教員個々の自己点検・評価も定期的実施している。本学は、「ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的点検・評価規程」(資料2-19)および「ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的点検・評価規程 運用内規」(資料2-20)を定め、教員が個々の「働きの総体」を規程に付された様式に沿って定期的に自己点検・評価することを義務付けている。さらに、同規程第3条にあるように、「大学の責務」として「学長は、別途定める責任者とともに、専任教員による自己のレビューの報告を受け、専任教員の教育・研究その他の多面的・包括的な働きを正當に認識し、適切かつ積極的に評価する」ことを明記し、実施している(資料2-19)。

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合は、内部質保証委員会が各学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織、附属機関・センターに改善・向上の取り組みを促し、また、その後の取り組み結果を把握し、対応する。内部質保証委員会の前身は自己評価委員会であり、例えば2017(平成29)年度に受審した第2期認証評価にお

いて「努力課題」の指摘を受けた事項（大学院の学位授与方針の内容、博士後期課程におけるコースワーク、編入学生の単位の上限度、修士論文の審査基準における特定課題研究の基準の扱い、財政基盤）への対応・改善について、既存の委員会である自己評価委員会を中心に改善に向けた取り組みを進めた（資料 2-21）。

その後、本学における内部質保証の実効性を高め、自己点検・評価における客観性、妥当性を確保し、教育研究活動をより一層向上させることを目的として、2020（令和 2）年度より、外部評価委員会を設置し、学外者から本学の教育研究活動および内部質保証の適切性を定期的に検証してきた（資料 2-11）。

また、内部質保証、自己点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、本学では、ステークホルダーによる点検・評価も毎年度実施している。

まず、内部質保証委員会が実施主体となり、学部と研究科の双方において、学生による「授業評価」を毎年度実施している。毎年、前期または後期いずれか、全ての開講科目について、学期末に授業評価の調査を行い、その集計をしている。集計結果とレーダーチャートを利用した、各科目のポートフォリオ分析、そして、受講生の（批判を含めた）授業評価コメントは、担当する教員（非常勤講師含む）一人ひとりに封緘して渡している。各教員は、授業評価の結果を受け、授業の改善・向上を行っている。集計された授業評価の結果は「授業評価報告書」としてまとめられ、大学ウェブサイト公表されている（資料 2-22【ウェブ】）。

また、本学事務組織の IR 担当者は、卒業生、進学先、就職先等のステークホルダーを対象とした調査を実施している。卒業生アンケート、進学先アンケート、就職先アンケートの結果は、内部質保証委員会に報告され、関連する委員会（就職進路支援委員会）と情報を共有し、今後の本学の教育研究活動等の改善に結び付けることとしている（資料 2-23【ウェブ】）。

最後に、大学基準協会による認証評価も 7 年ごとに受審していることなどにより、本学における点検・評価の客観性、妥当性の確保に努めている。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況、自己点検・評価結果、授業評価、財務諸表等を大学ウェブサイトで公開している（資料 2-24【ウェブ】）。

各学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織、附属機関・センターからの報告は、内部質保証委員会および大学運営会議、学長がその内容を点検した上で公表を行っている。これらのことから、公表する情報の正確性、信頼性は確保されているものと考え

えている。また公表する各情報は更新時期を定め、情報の更新を行っている。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、内部質保証の方針において、以下のように定めている。

ルーテル学院大学 内部質保証の方針（抜粋） 6 内部質保証の適切性を定期的に検証するため、外部評価者による評価を受ける。そして、その結果に基づき、内部質保証システムの改善・向上に取り組む。

本学では内部質保証推進規程および内部質保証の方針に基づき、責任権者である学長のもと、毎年度、自己点検・評価を行っている。また、内部質保証の取り組みと推進方法の適切さについて検証することを目的とした外部評価委員会を開催し、外部評価者による評価を受けている。外部評価者による評価結果は、内部質保証委員会で整理し、大学運営会議に上程している。学長は、大学運営会議における協議の結果を受け、教授会の場などを活用して、各学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織、附属機関・センターに対応方法等を検討するよう指示している。各学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織、附属機関・センターによる検討結果は、内部質保証委員会で集約し、確認している。このような体制をとることにより、内部質保証システムの改善・向上に取り組む、PDCAサイクルが機能している（資料2-11）。

新型コロナウイルス感染症の拡大時にも内部質保証が維持できるよう、大学運営会議を軸に、組織的な対応をとってきた。教学面では、2020（令和2）年4月にオンライン授業を実施すること、さらに7月には後期に午前中をオンライン、午後を対面の2つの授業方式をとることの方針を大学運営会議で定め、教務委員会等で実施の詳細を協議した。そして、2021（令和3）年にオンライン授業の総括について、学生アンケートをもとにFD・SD委員会で遠隔・対面方式における授業や学生対応についての研修を行った。この他、大学運営会議で新型コロナウイルス感染者の対応や大学での活動制限指針を定め、実際に感染者が発生した時は、緊急感染症対策本部を設置して対応する体制を整えた。

2.2 長所・特色

本学は1学部1学科であり、研究科も1研究科2専攻である。内部質保証委員会は、全学の内部質保証の推進に責任を負うものであり、全学からバランスよく教職員が配置されている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方は設定され、方針および手続に従った内部

質保証活動が実施されている。

2.3 問題点

本学は「学部」学科の規模の大学であり、IR機能に関して、独立した部署を設けるに至っていない。ただし、企画広報センターに担当者を設け、事務組織内のチームで協議しながら、卒業生アンケート、進学先アンケート、就職先アンケートを行っている。そして、その結果は、内部質保証委員会で報告され、翌年度以降の実施について内容や方法も含め協議している。本学では、内部質保証システムの適切さについて、外部評価委員会による評価を受けている。しかし、このあり方についてはさらなる検証が必要である。

2.4 全体のまとめ

本学は、内部質保証のために、大学の基本的な考え方、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と学部、研究科、事務組織、附属機関・センターとの役割分担などについて、内部質保証推進規程および内部質保証の方針を設定し、明示している。内部質保証委員会は、全学の内部質保証の推進に責任を負い、全学からバランスよく教職員が配置されている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方は設定され、方針および手続に従った内部質保証活動が実施されている。これらのことから、本学における内部質保証の推進体制は、概ね適切に運用しているといえる。

大学の中期計画（2020-2024年度）で定められた目標と行動目標について、学部・研究科・委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターが、それぞれ自己点検・評価を毎年実施することで、PDCAサイクルが機能するシステムになっている。また、教学マネジメントについては、協議事項を定め、別途毎年度協議することとしている。

行政機関、認証評価機関からの指摘事項に対しては、内部質保証委員会が中心となり、関係部署と調整しながら、適切な対応を実施している。また、内部質保証システムの適切性について、外部評価委員会を設けて定期的に点検・評価を行っている。外部評価委員会から受けた指摘事項については、その内容を検証し、必要に応じて改善・向上に向けた取り組みを行っている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、ウェブサイト等で適切に公表し、定期的に更新し、社会に対する説明責任を果たしている。

以上のことから、本学では内部質保証をする取り組みが行われ、機能しており、大学基準2は概ね適切であり、上述した問題点への対応をしていくことが肝要である。

第3章 教育研究組織

3.1 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、既述のように「キリストの心を心とする」という建学の精神のもと、『『一人ひとりを大切に教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する』とする使命（ミッション）に基づき、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」という教育目的を設定している。これらに基づき、本学は、総合人間学部人間福祉心理学の1学部1学科体制、大学院は総合人間学研究科のもと、社会福祉学専攻、臨床心理学専攻の2専攻体制、そして、附属機関・センターによる教育研究組織となっている。

大学附属の機関としては、ルター研究所、コミュニティ人材養成センターがあり、大学院附属の機関として、包括的臨床コンサルテーション・センターと臨床心理相談センターを有している。附属機関としては図書館もあるが、図書館については第8章、教育研究等環境の章で詳述する。法人は、本学の建学の精神を具現化している神学校（各種学校）を有しており、その附属機関としてデール・パストラル・センターがある。これらの附属機関・センターが有機的に連携しつつ、本学は、研究教育の充実とその成果の社会への還元を実現している（資料3-1【ウェブ】）。

このような教育・研究活動を展開してきた本学であるが、近年の少子化傾向等の影響を受け、2022（令和4）年度より連続して入学定員を大きく割る事態に至った。極小規模の単科大学としての教育体制を維持するため、長期的な視点で検討・分析を重ね、大学教育存続のためあらゆる可能性を検討した。しかし、今後長期的に経営を継続することは困難と判断せざるを得ず、2024（令和6）年3月に理事会にて、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止するとの苦渋の決断を行った。2024（令和6）年度の入学者及び在学学生に対しては、卒業まで責任をもって教育を引き続き提供し、教育の質を担保するため、教育・研究の体制を維持することを確認している。なお、学校法人ルーテル学院は残り、日本ルーテル神学校（各種学校）は存続することとなっている。

1 総合人間学部

本学は、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」ことを教育目的として定めており、大学学則第2条において、「キリスト教に基づき人格の形成を図り、教育基本法及び学校

教育法によりキリスト教学、社会福祉学、臨床心理学及びこれに関係のある科目を教授研究し、キリスト教、社会福祉、臨床心理の分野の専門家を養成することを目的」と定めている。学部としては、総合人間学部人間福祉心理学科のみの1学部1学科体制である（資料1-4 80頁）。

日本社会の変化、特に少子高齢化と不安定な経済状況、社会の格差の拡大に伴い、対人援助を行う対象者の生活課題は、複雑化し多様化しており、より総合的・包括的で、学際的な教育内容を提供する必要があると判断し、2014（平成26）年度からは、それまで1学部3学科体制（キリスト教学科、社会福祉学科、臨床心理学科）であったものを、総合人間学部人間福祉心理学科の1学部1学科に改組した。キリスト教的視点に基づく人間理解を徹底した価値観として共有しつつ、全人的・包括的な人間理解に基づいた援助・支援を行う人材となるため、学生が幅広く、自分の関心、将来の目標に沿って、学際的に科目を履修していただけるカリキュラムを提供している。2014（平成26）年度から2022（令和4）年度の入学者までは、5コース制に基づくモデルカリキュラムを示していた（資料1-6 42-56頁）。2023（令和5）年度以降の入学者に対しては、社会福祉学系の科目を中心に履修して社会福祉士を目指すモデル、臨床心理学系の科目を中心に履修して公認心理師を目指すモデルを示し、学生の将来に向けた学びの指針も示している（資料1-5 41-45頁）。

カリキュラムが改訂されても人間福祉心理学科としての学びの特徴は一貫しており、例えば、2023（令和5）年度入学者用の講義概要には、以下を学びの特徴として示している（資料1-5 33頁）。

① 人間の総合的・包括的理解と対人援助の基礎的素養

対人援助の専門職養成という目的に寄与するため、「聖書を基礎としたキリスト教的人間理解」「人間の尊厳・人権と倫理」「宗教と文化」を柱とし、「スピリチュアルケア」や「子ども支援の科目群」も含めた人間学系を基盤に、人間を総合的・包括的に理解する素養を身につけます。

② 「いのち」の問題への理解

今日の「いのち」をめぐる諸問題を探求する力と人間の尊厳を重んじ、社会正義を求める心を涵養し、他者との関係性に生きること、及びその倫理についての理解を身につけます。

③ 実践的教育

対人援助のための価値・知識・技術を基盤に、本学におけるこれまでの社会福祉と臨床心理の専門分野の教育・研究、特に実習教育の実績を生かし、対人援助職に求められる職業倫理の習得、実践力と応用力を養います。かつて特色GP（文部科学省）にも採択された社会福祉の包括的実習指導教育システムの実績をさらに展開させ、学生が学内で学ぶことと実習現場で体験することを結び合わせ、具体的な問題を深くとらえ、地域住民や他の専門職と協働して解決する力を養成します。

④ 総合人間学としての演習

キリスト教人間学、社会福祉、臨床心理といった各分野を総合し、学際的な学びを実現するため、初年度に『総合人間学序論』、まとめには『人間・いのち・世界』を用いて学生一人ひとりの学びを導きつつ、それぞれの課題や進路に希望に基づく総合演習を可能に

します。全人的ヒューマン・ケアを行う対人援助のための課題の把握と探求する取り組み、問題解決と伴走型援助のための深い人間理解と実践的力の形成を目指します。

⑤ 具体的なキャリア形成

「総合人間学」としての学びを、具体的な働き（キャリア）に結び付けながら、資格取得も含めて実際的かつ具体的な人材像を目指して学びを深めます。そのため、学生は資格取得の履修モデルや関心に基づく学びを深めるための科目リストの例示を参考に履修をしていきます。それぞれの履修においては進路や希望に応じた相談・指導が得られます。

こうした特色を持つ総合人間学部人間福祉心理学科において、学生は、キリスト教的視点に基づく包括的な人間理解について総合的に学び、その上で自分の専門性を選択して修め、資格取得や進路への可能性を確認しつつ、自らの適性をも見極めて学べる学部組織となっている。

2 総合人間学研究科

本学は、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」ことを教育目的として定めており、大学院には、2つの専攻を置いている。本学大学院学則の第2条では、「人々が直面する生活および心の問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉と臨床心理および関連領域の知識と実践能力を備えた対人援助専門職の養成を目的とする」と定めている（資料1-8 15頁）。このようなことから、高度の専門性を有する人材の養成は、本学の教育目的に合致するものであり、2001（平成13）年度に社会福祉学専攻で修士課程（後の博士前期課程）を開設し、2004（平成16）年度には社会福祉学専攻の博士後期課程を開設した。そして、2005（平成17）年度には、臨床心理学専攻で修士課程を設置した。臨床心理学専攻は、当初入学者より、（公財）日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院として指定された。また、2017年（平成29）に心理職初の国家資格である公認心理師の養成がはじまり、当初から本学のカリキュラムは対応している。このように、本学の大学院における専門職教育は、20年余の歴史を有するようになった。

総合人間学研究科の教育目的は、専攻、課程ごとに、以下のように記している。そして、これらも本学のウェブサイトにおいて公開されている（資料1-2【ウェブ】）。

1) 社会福祉学専攻

(1) 社会福祉学専攻博士前期課程

高度な専門職業人としてソーシャルワーカーの養成を目指す。また、社会福祉施設・機関における運営・管理者の養成を目指す。

(2) 社会福祉学専攻博士後期課程

社会福祉学の研究者及び教育者の養成を目指す。また、社会福祉の実践理論と法政策に通じた施設・機関の運営管理のエキスパートを養成する。

社会福祉学専攻では、各課程で上記の目的を掲げ、社会福祉現場で働くソーシャルワ-

カーの質的向上に貢献する人材を養成するために、働きながら学ぶことが出来るようにカリキュラムを組み、木曜日・金曜日の夜間と土曜日で授業を提供できるようにしている。

学生は、科目履修と学位論文執筆を通して現場で直面する具体的課題を理論的に捉え直し、研究として掘り下げていく。現場での指導力と問題解決力を培うために、高齢、障がい、児童、司法など幅広い領域における社会福祉学を基盤とした研究を行うよう、カリキュラムを整え、指導している。また、国家資格社会福祉士の上位資格として設けられた民間資格である認定社会福祉士取得のための認証研修として認定されている科目も多数提供している。具体的な科目数等は、第4章教育課程・学習成果で後述する。

2) 臨床心理学専攻

(1) 臨床心理学専攻修士課程

本学の基礎をなすキリスト教精神—愛と献身の心—をもって、人々と接することができる専門家の養成を目指す。また、心理・教育・医療機関などの臨床の現場で高度な専門知識と技術を駆使することができる臨床心理の専門家を養成する。

臨床心理学専攻では、上記を目的に掲げ、心理療法に関する本学独自の科目も開講しカリキュラムを充実させている。公認心理師資格のカリキュラム、および、民間資格である臨床心理士の「認定協会第1種指定校」として必要なカリキュラムを揃え、附属の臨床心理相談センターでの相談活動および学外実習に対する指導体制を整えている。その結果、公認心理師、臨床心理士資格試験の高い合格率を実現している。具体的な合格率は、第4章教育課程・学習成果等で後述する。

3 附属機関、センター

本学は、学生への教育提供、地域への研究成果を提供する機関として、ルター研究所（1985（昭和60）年開所）、臨床心理相談センター（2005（平成17）年開所）、コミュニティ人材養成センター（2009（平成21）年設置）、および包括的臨床コンサルテーション・センター（2009（平成21）年に臨床死生学研究所として設置された組織が2015（平成27）年にその教育研究の領域を広げ新たに設置されたもの）、の4つの附属機関・センターを設置している。加えて、法人に属する各種学校である神学校の附属機関として2016（平成28）年に設置されたデール・パストラル・センターがあり、それぞれに規程等を定め、目的遂行のために活動をしている。これらの附属機関・センターの設置状況は、本学の使命（ミッション）「『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」に照らして、適切なものである。なお、各附属機関・センターの教育研究成果については、第9章社会連携・社会貢献の「教育研究成果の社会への還元」の項で説明している。

1) ルター研究所

ルター研究所は1985（昭和60）年に開設され、「ルター、宗教改革およびルーテル教会に関する研究と教育をとおして、教会と社会に貢献することを目的とする」と規約に定め、活動してきた（資料3-2、資料3-3【ウェブ】）。

2) 臨床心理相談センター

臨床心理相談センターは、大学院の臨床心理学専攻設置と共に大学院附属機関として2005（平成 17）年に開設された。「地域社会に対する臨床心理相談活動を行うとともに、本大学院総合人間学研究科臨床心理学専攻修士課程に在籍する学生の教育・訓練機関等として機能を果たすことを目的とする」と規程に定め活動をしている（資料 3-4、資料 3-5【ウェブ】）。

3) コミュニティ人材養成センター

コミュニティ人材養成センターは「コミュニティにおける『人に関わる人材』の養成活動を展開する」ことを目的と規程に定め、2009（平成 21）年に設置された。①人に関わる専門職に対する研修、②地域づくりに関わる活動者の養成、③地域の行政、関係機関・団体との連携事業、④地域の関係機関・施設等における本学学生の実習・体験活動等の調整の4事業を展開している（資料 3-6、資料 3-7【ウェブ】）。

4) 包括的臨床コンサルテーション・センター

包括的臨床コンサルテーション・センターは、「対人援助者への、包括的養成プログラムの開発を通して、専門家としての自己のコンピテンシーや研究力をより高めさせ、彼らの能力の適用により、多職種との協働を強化するだけでなく、職場の機関や施設に還元できるような人材養成・育成の方法論を習得させること」を目的として規程に定め、2009（平成 21）年に設置された。対人援助の専門職等を対象として①トレーニングプログラム及び臨床相談、②調査研究、③協働研究のネットワーク形成・研究体制の構築、④講師の育成、⑤報告会・研修会の開催等の事業を展開している（資料 3-8、資料 3-9【ウェブ】）。

5) デール・パストラル・センター

デール・パストラル・センターは、法人の日本ルーテル神学校（各種学校）附属機関であり「ルーテル教会およびエキュメニカルな交わりにある諸教会をカづけ、牧師の牧会力を高め、信徒の霊性を養うこと」および「パストラル、スピリチュアル、ソーシャルの3分野で、教会と現代社会を生きる人々の魂の問題に答えることを目的とする」と規程に定め2016（平成 28）年より活動を展開している（資料 3-10、資料 3-11【ウェブ】）。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、教育研究課程については2011（平成 23）年より検討を重ね、2014（平成 26）

年度に総合人間学部人間福祉心理学科Ⅰ学部Ⅰ学科とし、また、附属機関・センターも前述したような改変を行う等、教育研究組織の検証を行い、改組を実施してきた。

教育研究組織の適切性については、毎年度、内部質保証委員会から、学部、研究科、附属機関・センター、委員会、部署に対して、中期計画に基づく点検・評価を求め、報告を集約している。中期計画では、それぞれの学部、研究科、附属機関・センター、委員会、部署が担当すべき計画を明確に定めており、計画に基づく進捗状況などを報告・検証している。

上記の毎年度の定期的な中期計画に基づく点検・評価の他、学長の発議により、大学運営会議において、2023（令和5）年5月24日に教育研究組織の適切性の検証を議題とし、すべての附属機関・センターの規程（規約）をもとにその適切性を検証した。その検証の結果を受け、各附属機関・センターへ改善要請を行った（資料3-12）。

各附属機関・センターは、それぞれ以下の点検・評価機能を有している。

1) ルター研究所

学内教員およびルーテル教会関係者6名で構成される運営委員会を年2回開催し、研究、公開講座、セミナー、出版事業等に関する検証を行っている（資料3-13）。

2) 臨床心理相談センター

臨床心理学専攻の教員全員と臨床心理相談センター相談員代表者で構成される臨床心理相談センター運営委員会を毎月行い、センターの臨床活動、地域社会への貢献、出版等に関する検証を行っている（資料3-14）。

3) コミュニティ人材養成センター

①「地域福祉ファシリテーター養成講座」では、受講生に対しアンケート調査を行い、それをもとに主催団体である三鷹・小金井・武蔵野・調布市の4市自治体および社会福祉協議会と本学とで構成される9者会議で、講座の振り返りと次年度の講座の内容について検討している（資料3-15）。②本学学生の実習については、実習担当教員（専任教員および非常勤講師3名）によって構成される「実習会議」を年4回開催し、検証を行っている（資料3-16）。

4) 包括的臨床コンサルテーション・センター

センターの運営委員会を年2回開催し、センターのプログラム内容等の検討をしている（資料3-17）。また、外部評価として、プログラム委託団体・メンバーとの相互評価を行い臨床コンサルテーション等に関するフィードバックを得ており、年1回の報告会では外部講師を招き研究発表への講評を得ている。

5) デール・パストラル・センター

学外の有識者1名、日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団から2名を加えた8名で構成される運営委員会を年1回開催し、パストラル部門、スピリチュアル部門、ソーシャル部門における研究、臨床・教育活動、出版事業等に関する検証を行っている（資料3-

18)。

3.2 長所・特色

本学は、「キリストの心を心とする」という建学の精神のもと、『一人ひとりを大切に
する教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」とする
使命（ミッション）に基づき、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」を教育目的と
しており、総合人間学部人間福祉心理学科 | 学部 | 学科および大学院総合人間学研究科社
会福祉学専攻および臨床心理学専攻による教育は、このような建学の精神、理念、教育目
的に合致した、本学の強みを生かし有効に機能する、総合的・学際的な学びを提供する構
成となっている。また、附属機関・センターであるルター研究所、臨床心理相談センター、
コミュニティ人材養成センター、包括的臨床コンサルテーション・センター、およびデー
ル・パストラル・センターは、それぞれ重なる内容もあるものの、本学の建学の精神、理
念、教育目的に合致した、学生への教育提供、地域への研究成果を提供する機能を発揮し
ている。

3.3 問題点

本学の教育研究組織は、本学の建学の精神、理念、教育目的に合致した適切な構成であ
り、少人数の教職員で、多くの附属機関・センターによる研究活動、社会貢献・地域貢献
活動を展開しているため、教職員の負担感がややあることが課題であるものの、有効に機
能してきた。しかし、近年の少子化傾向等の影響を受け、今後、経営を継続することは困
難と判断せざるを得ない事態に至った。極小規模の単科大学としての教育体制を維持する
ため検討・分析を重ね、大学教育存続のためあらゆる可能性を検討したものの、2024（令
和6）年3月に理事会にて、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募
集を停止するとの判断をするに至った。なお、学校法人ルーテル学院は残り、日本ルーテ
ル神学校（各種学校）は存続することとなっている。

3.4 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、それぞれ、本学の建学の精神、使命（ミッション）、教育目的
を適切に反映しており、また、時代の変化や社会の要請を考慮しつつ設置されているとい
える。毎年度、内部質保証委員会による、学部、研究科、附属機関・センター、委員会、
部署における自己点検・自己評価の推進と集約が行われ、また大学運営会議が、大学全体
の教育研究組織および附属機関・センターの適切性の検証を行っており、各教育研究組織
の適切性を点検・評価する体制も整備されている。2025（令和7）年度よりルーテル学院
大学・大学院の学生募集を停止すると決定したものの、在学生に対しては卒業まで責任を
もって教育を引き続き提供することとしている。

以上のことから、本学の教育研究組織は教育目的を追求するための組織として有効に機
能しており、大学基準3に照らして適切であり、上述した問題点への対応をしていくこと
が肝要である。

第4章 教育課程・学習成果

4.1 現状説明

点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1 学位授与方針

本学では、学部・研究科で授与する学位ごとに、3つのポリシーを設定している。これらは『講義概要（学部）』『大学院要項』、大学案内や大学ウェブサイト等で周知公表している（資料1-5 4-7頁、資料1-8 6-8頁、資料4-1 8頁、資料2-15～2-17【ウェブ】）。

1) 総合人間学部

総合人間学部は、ディプロマ・ポリシーを以下の通り策定している（資料2-15【ウェブ】）。

総合人間学部 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ルーテル学院大学は、建学の精神に則り、人間を包括的にとらえる「心と福祉と魂の高度な専門家」を養成することを目的とします。この目的を実現するために、「キリスト教的人間理解」を基盤として、「福祉」「心理」を学際的に学べる専門教育と教養教育とを中心として、人間を総合的に理解し援助する力を養うためのカリキュラムを提供します。

その中から、学生各自の関心と目的意識に応じて、必修科目を含む所定の単位を履修し、それによって下記の資質と能力とを獲得した者に対して、卒業を認め、学士（総合人間学）の学位を授与します。

1. いのちを尊び、他者を喜んで支える人間性

自己理解を深め、豊かな人間性を身につけて、自然・文化・宗教・歴史を重んじ、さまざまな条件のもとにある一人ひとりの人間のいのちと価値を尊び、他者を理解し支え、共に生きることを喜ぶことができるようになること。

2. 全人的なヒューマン・ケアに必要な高度な専門性

心と福祉と魂の高度な専門職に必要とされる価値、知識、技術を身につけ、深く総合的な人間理解に立って、個人の痛みを癒し、人権と生活を守り、人間性豊かな人生を送ることができるよう援助できるようになること。また、そのような人生を送ることを可能にする社会の形成に貢献できるようになること。

3. 総合的・実践的な学習能力

ものごとの本質を把握し、問題点の発見、分析、事態の改善、解決策の提言をし、実行できるようになること。そのために、必要とされる他の人々との協働作業を創り、積極的に参与できるようになること、さらに、それを生涯にわたって伸ばしていきける学習能力を身につけること。

4. 他者理解と自己表現のためのコミュニケーション能力

コミュニケーション能力を身につけ、他者の思いや考えの理解と抱えている問題への共感、自己の思索の深化と思いの言語化、人間関係の構築、意見の交換、社会への考えの表明などを、状況に応じて適切に行うことができるようになること。

2) 総合人間学研究科

総合人間研究科では、ディプロマ・ポリシーを以下の通り学位ごと、課程ごとに策定している（資料 2-15【ウェブ】）。

前回、2017（平成 29）年の認証評価の实地調査時、研究科の各専攻・各課程のディプロマ・ポリシーが、「課程修了にあたって修得しておくべき知識・能力などの学習成果が示されていない」と指摘され、大学の認証評価の評価結果で「努力課題」と指摘された。实地調査後すぐに研究科および専攻は、指示を受けて修正し、2017（平成 29）年 11 月の教授会で大学院のディプロマ・ポリシーを修正した。修正後の学位授与方針を 2021（令和 3）年に「改善報告書」として大学基準協会へ提出した。2022（令和 4）年 3 月末に大学基準協会から「改善報告書の検討結果」が出され、同ディプロマ・ポリシーは「習得しておくべき知識・能力などの学習成果が抽象的な表現となっている」「より具体的な内容を示すことが求められる」とされた。そこで、内部質保証委員会は、学長を議長とする大学運営会議に上程した。学長は、研究科へ当該指摘に基づく改善を指示した。研究科では、各専攻で検討を重ね、2022（令和 4）年 7 月により具体的な内容を組み入れる改善を行い、以下のとおり策定した（資料 4-2）。

総合人間学研究科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

<社会福祉学専攻博士前期課程>

社会福祉学専攻博士前期課程に 2 年間以上在籍し、所定の必修科目を含む 32 単位以上を取得し、修士論文審査に合格した者に、修士課程の修了を認定し、修士（社会福祉学）の学位を授与する。

本課程の修了生は、社会福祉学に関する高度な知識や技術を備え、高度な専門職業人としてのソーシャルワーカー、または、社会福祉施設・機関における運営・管理者として、次のような能力を身につけている。

1. 社会福祉の専門家としての使命と社会的責任を自覚し、生涯にわたる研鑽の必要性を認識し、研鑽し続ける能力を有する。
2. 人権や社会正義を価値基盤とし、倫理や法を遵守する能力を有する。
3. クライアントやクライアントを取り巻く環境に関する課題を理解し、適切にアセス

メントし、ニーズの充足や課題解決に向けて支援をする実践力を有する。

4. 他職種の専門家と連携する能力を有する。
5. 社会福祉学の理論を科学的に追求し、地域社会に還元し、貢献する能力を有する。

<社会福祉学専攻博士後期課程>

社会福祉学専攻博士後期課程に3年間以上在籍し、博士論文学内審査を経て、博士論文審査に合格した者に、博士課程の修了を認定し、博士（社会福祉学）の学位を授与する。本課程の修了生は、社会福祉学に関する幅広い知識と高度な技術を備え、社会福祉学の研究者・教育者、または、社会福祉の実践理論と法政策に通じた施設・機関の運営管理のエキスパートとして、次のような能力を身につけている。

1. 社会福祉学に関する研究者として自立した研究能力を有する。
2. 社会福祉学の発展に貢献し得る指導的な立場の研究者、教育者、施設・機関の運営管理者、実践家として活躍するための能力を有する。

<臨床心理学専攻修士課程>

臨床心理学専攻に2年間以上在籍し、所定の必修科目を含む36単位以上を取得し、修士論文審査に合格した者に、修士課程の修了を認定し、修士（臨床心理学）の学位を授与する。

本課程の修了生は、臨床心理学に関する高度な知識や技術を備えた専門家としての業務を担うべく、次のような能力を身につけている。

1. 臨床心理の専門家としての使命と社会的責任を自覚し、生涯にわたる研鑽の必要性を認識し、研鑽に必要な研究能力や指導を受ける能力を有する。
2. クライアントを尊重する姿勢を有し、倫理や法を理解し遵守する姿勢と遵守に必要な実践能力を有する。
3. クライアントの課題を査定・理解し、適切に目標を設定し、目標に向けて臨床的支援を行う能力を有する。
4. 他職種の専門家と連携して、クライアントを支援すると共に、臨床心理の知見を地域社会に還元し、貢献する能力を有する。

点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

2 教育課程の編成・実施方針

1) 総合人間学部

本学では総合人間学部のカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定して本学ウェブサイト等で公表している（資料2-16【ウェブ】）。

総合人間学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ルーテル学院大学は、以下のような方針でカリキュラムを提供しています。

学生は人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系から科目を選択します。そして、履修モデルを参考にしつつ、学際的な学びをし、心と福祉と魂の高度な専門家に必要な価値、知識、技術を身につけます。

I. 教育内容

1. キリスト教といのちについての学びを深める教育

キリスト教を基盤とした人格教育の提供、および、キリスト教といのちについて学びを深める教育をします。

2. 生命について学び、生きる力を体得する教養教育

生命・環境について広く学び、コミュニケーション能力を高め、生きる力を体得し、キャリアを築く力を育む教養教育を提供します。

3. 世界の言語・文化・社会の理解を深める国際教育

実践的なコミュニケーション能力を習得する語学教育、世界の宗教・文化・社会の理解を深める専門教育、海外研修・海外体験・留学の機会の提供と個別支援を通して国際教育を提供します。

4. 総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育

人間学、社会福祉学、臨床心理学に基づいた専門教育と教養教育を基盤に、自己を理解し、総合的・包括的な人間理解と他者支援ができる教育を提供します。

5. キャリア形成に結びつく専門教育

専門科目の体系的履修を通して、生涯を通してのキャリア形成に資する教育を行います。社会福祉士、公認心理師等の国家資格取得の支援、および、臨床心理士や牧師を目指す人の進学支援を行います。

6. 思索力を育み、能動的な学びを促す少人数教育

学年ごとに少人数による演習科目を設け、また、卒業演習や卒業論文執筆などを通して学びを統合させ、思索力を育み、能動的な学びを促す教育を提供します。

7. 実習、インターンシップを核とした体験重視の実践教育

本学での学びと具体的な他者支援や社会での働きの現場での体験を通し、理論と実践を有機的に結びつける場として、専門領域の実習、インターンシップ等の機会を用意し、実践的な教育を行います。

II. 教育方法

初年次には、オリエンテーション、履修指導の個別面接の複数回実施、少人数の演習科目を提供することなどを通して、専門教育への円滑な移行を支援します。

演習科目はもちろん、講義科目においても、少人数グループに分かれてのディスカッション、ロールプレイ、事例検討など、実践的な力を養う参加型の教育方法を用います。

アクティブ・ラーニングの実施、リフレクションペーパーの提出などを求め、思索の深化・思いの言語化をさせ、自律的に調査研究する能力を高めます。

学生が卒業までに、専門領域の実習、インターンシップ等をできるように実践的な教育の機会を保障します。

III. 評価

学生の履修や履修効果を確認するために、講義概要に科目の評価方法を明記し、5段階評価をします。GPA制度を採用し、在学生の履修指導に活用します。

このようなカリキュラム履修を通して、学生は人間性、総合的・実践的な学習能力、コミュニケーション能力および他者支援に必要な高度な専門性を身につけます。

2) 総合人間学研究科

総合人間学研究科では、カリキュラム・ポリシーを以下の通り学位ごと、課程ごとに策定し、本学ウェブサイト等で公表している。(資料2-16【ウェブ】)

総合人間学研究科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

<社会福祉学専攻博士前期課程>

社会福祉の高度な専門職業人として必要な価値・知識・技術が身につけられるように、基礎研究科目、専門科目、専門演習を開講し、現場の実践と理論の統合化を図りつつ授業を提供する。

本課程においては、認定社会福祉士の認証研修を数多く開講する。

1. 社会福祉に関する研究能力を高めるために、社会福祉調査法に関する科目を開講する。また、演習を複数提供し、指導教員による論文指導を行う。院生は、研究計画を立て、研究倫理委員会の倫理審査を受け、中間発表、論文の執筆、仮提出、本提出を経て、口頭試問を受ける。
2. 社会福祉の高度な専門職業人として、実践と理論の統合化を図るために、社会福祉の各領域の専門科目を開講する。
3. 社会福祉の高度な専門職業人として、人を総合的な視点から理解し、支援する力を養うために、社会福祉に関する多様な理論や技法を学べる援助技術に関する科目を開講する。
4. 社会福祉に関する実践能力を高めるために、実習に関する科目を開講し、選択した者に対しては、個別の指導者による実習指導を行う。
5. 本学の建学の基盤にあるキリスト教に根ざした課題理解と実践を追求する力を養うため、キリスト教社会福祉に関する科目を開講する。

<社会福祉学専攻博士後期課程>

1. 社会福祉学の研究者及び教育者として必要な研究能力と教育能力が身につけられるように、社会福祉学専門研究指導科目を提供し、指導教員より指導を行う。
2. 院生が研究計画を立て、調査研究を行い、論文執筆を行う支援のために、博士後期課程社会福祉学専門研究演習科目を提供する。
3. 院生は、研究計画を立て、中間発表を経て、博士論文提出資格試験を受験する。博士論文提出資格試験に合格したものは、論文を完成させ、博士論文を提出する。
4. 社会福祉に関する実践と理論を統合する研究を行うために、調査研究に関する個別コンサルテーションを提供する。院生は、必要に応じて研究倫理委員会の倫理審査を受けて承認を得る。

<臨床心理学専攻修士課程>

臨床心理の専門家として必要な知識と技術と価値観が身につけられるように、基礎研究科目、実習科目、専門科目を開講し、授業と演習・実習を相互に関連させて提供する。

本専攻は、財団法人日本臨床心理士認定協会の第1種指定校であり、資格取得に必要なカリキュラムを設置する。また、公認心理師に必要な科目を開講する。

1. 臨床心理に関する研究能力を高めるために、研究法や統計法に関する科目を開講し、特別研究において指導教員が論文指導を行う。院生は、研究計画を立て研究倫理委員会の倫理審査を受け、中間発表、論文の執筆、最終発表をして、口頭試問を受ける。
2. 臨床心理に関する実践能力を高めるために、臨床心理面接や臨床心理査定に関する科目を開講し、臨床心理基礎実習および臨床心理実習において実習指導を行う。院生は、校内での演習やケースカンファレンスに参加し、外部の機関で学外実習、本学附属臨床心理相談センターで学内実習を行い、有資格者から指導を受ける。
3. 臨床心理の専門家として人を総合的な視点から理解する力を養うための科目と、心理療法に関する多様な理論や技法に関する科目を開講する。
4. 本学の建学の基盤にあるキリスト教に根ざした課題理解と実践を追求する力を養うため、キリスト教倫理や臨床死生学、牧会カウンセリングに関する科目を開講する。

3 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との関連性

総合人間学部においては、2022（令和4）年度1年次入学者および2023（令和5）年度2年次以降の編入学者までは、1学部1学科下に5つのコース（キリスト教人間学、福祉相談援助、地域福祉開発、子ども支援、臨床心理）を設け、キリスト教、社会福祉学、臨床心理学と専門を広げ、学生はいずれかのコースを選択することとしていた（以下、「旧カリキュラム」という）。この旧カリキュラムは、2022（令和4）年度1年次入学者が卒業する2025（令和7）年度まで運用される（資料1-6 42-56頁）。

しかし、対人援助の実践現場では福祉や心理といった固有の専門領域における知識と技

術を身につけるばかりでなく、第一に、より包括的な人間理解が求められ、第二には他の専門性への知識と理解が求められるようになってきている。そのため今日的ニーズに応えていくために、1学部1学科という枠組みの中で、包括的・総合的な人間理解と対人援助の専門性を深めることを目指し、2023（令和5）年度より教育課程の編成を人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系の3つの科目体系に見直した（以下、「新カリキュラム」という）。見直しの経緯は『講義概要』（学部）において「学科の由来～1学部1学科の意味」として明示している（資料1-5 33頁）。

新旧カリキュラム共に、総合人間学部のカリキュラム・ポリシーはそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づき、策定されている。シラバスでは科目ごとに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」を明記し、個々の学生が自ら履修する科目において、どのような力を求められているかを理解できるようにしている。また、2023（令和5）年度に1年次から4年次までの履修経過に沿って各科目のディプロマ・ポリシーとの関連性がわかる履修系統図を作成し、大学ウェブサイトで公表している（資料4-3【ウェブ】）。さらに、2024（令和6）年度からは開講科目表においては各科目とカリキュラム・ポリシーとの関連性を示し、大学ウェブサイト上で学生が確認できるようにすることとなった。

総合人間学研究科においても、シラバスで科目ごとに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」を明記し、個々の学生が自ら履修する科目において、どのような力を求められているかを理解できるようにしている（資料1-8 52-72頁、96-102頁、138-170頁）。また、2024（令和6）年度からは履修経過に沿って各科目のディプロマ・ポリシーとの関連性がわかる履修系統図を作成し、大学ウェブサイトで公表する。開講科目表においても2024（令和6）年度からは、各科目とカリキュラム・ポリシーとの関連性を示し、大学ウェブサイト上で学生が確認できるようにすることとなった。

点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

4 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

1) 総合人間学部

総合人間学部では、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な科目を開講し、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程を編成・実施している。「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」という教育目的のもと、「総合人間学」に基づいて編成した教育課程の特色は、以下のとおりである（資料 1-5 33 頁）。

- ①人間の総合的・包括的理解と対人援助の基礎的素養、②「いのち」の問題への理解、③実践的教育、④総合人間学としての演習、⑤具体的なキャリア形成

本学の総合人間学部の教育課程は、これらの特色を反映させた教養科目と専門科目で構成されている。

教養科目では、カリキュラム・ポリシーの「総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育」に従い、総合人間学への導入として「総合人間学序論」を必修とし、この科目の中で各学系からオムニバス形式で授業を提供し、また、学際的なシンポジウムを提供している。さらに、「キリスト教概論 I」（カリキュラム・ポリシーの「キリスト教といのちについての学びを深める教育」に対応）、「データサイエンス入門」「データサイエンス基礎」「社会福祉原論 I」「心理学」「コミュニケーションの演習」（カリキュラム・ポリシーの「生命について学び、生きる力を体得する教養教育」に対応）、「英語」（5科目から2単位分）（カリキュラム・ポリシーの「世界の言語・文化・社会の理解を深める国際教育」に対応）を必修科目とし、教養科目合計が30単位以上となることを卒業要件としている。（資料 1-5 34-38 頁）

専門科目においてもカリキュラム・ポリシーの「総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育」を基盤としつつ、特に「キャリア形成に結びつく専門教育」「思索力を育み、能動的な学びを促す少人数教育」「実習、インターンシップを核とした体験重視の実践教育」のカリキュラム・ポリシーに従って、人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系の3つの学系に基づく科目を用意している。このことにより、総合人間学を基盤として、専門領域を横断的に履修することが可能となり、同時に、国家資格である社会福祉士や公認心理師資格取得のためのカリキュラムも提供している。また、教育目的である「心と福祉と魂の高度な専門家」を養成するために、国家資格取得のためのカリキュラムの提供にとどまらず、特色ある科目群として、スピリチュアルケア科目群、子ども支援科目群を提供している（資料 1-5 40-56 頁）。

学生が個々の目標に応じて履修していく際のガイドとして、社会福祉士と公認心理師の2つの資格取得を目指す履修モデルとして、「社会福祉分野で相談援助の専門職として活躍する人材向け履修モデル」と「臨床心理分野で心理の専門職として活躍する人材向け履修モデル」を提示している。さらに、資格取得にとらわれず、幅広い人間理解をするための学びを深めるため、3つの「学びを深めるための科目リスト」として、「キリスト教について学ぶ」「子どもとの関わりについて学ぶ」「人のいのちと生きることについて学ぶ」を示している。

総合人間学部および総合人間学研究科は、それぞれの学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）の会議において、カリキュラム・ポリシーに沿った授業が展開されているかを検討し、それがなされていることを確認している。

なお、総合人間学部の2022（令和4）年度以前1年次入学者および2023（令和5）年度編入学者については、前述したとおり、5コースを設定し、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な科目を開講し、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程を旧カリキュラムとして編成・実施している。「人間を魂と心と生活、家族や地域社会と関わる存在として総合的に理解し、対人援助に関わる高度専門職業人としての基礎を培う」こと、「愛に根差した対人援助に関わる専門職、社会人を養成する」という教育目標のもと（資料1-6 33頁）、「総合人間学」に基づいて編成した教育課程となっている（資料1-6 34-56頁）。

総合人間学部の旧カリキュラムの教育課程は、これらの特色を反映させた教養科目と専門科目で構成されている。教養科目（旧カリキュラム）では、カリキュラム・ポリシーの「総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育」に従い、総合人間学への導入科目として「総合人間学」を必修としている。さらに、「キリスト教概論Ⅰ」「聖書を読む」（カリキュラム・ポリシーの「キリスト教といのちについての学びを深める教育」に対応）、「社会福祉原論Ⅰ」「心理学」「コミュニケーションの演習」（カリキュラム・ポリシーの「生命について学び、生きる力を体得する教養教育」に対応）、「英語」（5科目から2単位分）（カリキュラム・ポリシーの「世界の言語・文化・社会の理解を深める国際教育」に対応）を必修科目とし、教養科目合計が30単位以上となることを卒業要件としている。

専門科目（旧カリキュラム）においても、カリキュラム・ポリシーの「総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育」を基盤としつつ、特に「キャリア形成に結びつく専門教育」「思索力を育み、能動的な学びを促す少人数教育」「実習、インターンシップを核とした体験重視の実践教育」のカリキュラム・ポリシーに従い、「総合人間学コア科目群」「総合人間学キリスト教といのち科目群」「総合人間学国際プログラム科目群」「総合人間学外国語原典講読科目群」「総合人間学総合演習科目群」「総合人間学総合実践科目群」「総合人間学キャリア形成専門科目群」によって科目を構成し、提供している。

2) 総合人間学研究科

研究科では、各専攻および課程ごとに、それぞれのディプロマ・ポリシーを達成するために必要な科目を開講し、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程を編成・実施している（資料1-8 7-8頁）。

社会福祉学専攻博士前期課程では、社会福祉の高度な専門職業人としての価値・知識・技術の修得に向け、現場の実践と理論の統合を図る授業を提供し、学位論文指導を行う。この方針のもと、「基礎研究科目」「専門科目」「専門演習」「実習」によって科目を構成し、提供している。あわせて、国家資格である社会福祉士のさらなる資質向上を目指す認定社会福祉士の要件となる研修として「認定社会福祉士認証・認定機構」から認証を受けた研修（科目）を多数（全15科目）提供し、高度な専門職業人としてのキャリアアップを支援している（資料1-8 43-51頁）。

社会福祉学専攻博士後期課程では、社会福祉学に関する幅広い知識と高度な技術を備え

た社会福祉学の研究者・教育者のみならず、社会福祉施設・機関の運営管理のエキスパートを目指して専門研究指導科目を提供し、学位論文指導を行う。この方針のもと、「専門研究指導科目」「専門研究演習科目」「自由選択科目」「課程共通科目」によって科目を構成し、提供している（資料 1-8 89-95）。

臨床心理学専攻修士課程では、臨床心理の高度な専門性を有する職業人を目指し、臨床心理の専門家として必要な知識・技術・価値観の修得に向け、講義、演習・実習を相互に関連させた授業を提供し、学位論文指導を行う。この方針のもと、（公財）日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種指定校として臨床心理士資格取得に必要な科目を提供することとあわせて、国家資格である公認心理師に必要な科目を提供している。これらの科目は、「基礎研究科目」「実習」「特別研究」「専門科目」によって構成し、提供している（資料 1-8 119-125 頁）。

5 教育課程の編成内容

1) 授業期間、単位の設定

本学は、大学学則第 6 条および大学院学則第 7 条で学年を 2 期に分け、「前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで、後期 10 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで」と規定してセメスター制を導入し、前期卒業も可能となっている。大学学則第 13 条・大学院学則 14 条では、「各授業科目の授業は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、学長が教育上特別の必要があると認める場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」と規定している（資料 1-3【ウェブ】）。そして、行政からの協力依頼もあり、東京オリンピックが開催される予定であった 2020（令和 2 年）年度以降、それまで 1 セメスター 90 分授業×15 週（総授業時間 1,350 分）としてきたものを、100 分授業×14 週（総授業時間 1,400 分）に変更し、実施している。このことにより、①アクティブ・ラーニングや学生参画型の授業等、より一層魅力的な授業を展開し、②夏期休暇等における学生の主体的な活動の機会が保障され、③まとまった期間を確保することにより学生のみならず、教員の研究活動も推進されてきている。（資料 4-4）

授業科目は、講義（15 時間の授業）、演習（15 時間ないし 30 時間の授業）、実験、実習、および実技（45 時間の実験または実習）で構成されている。単位の設定は、授業科目の形態ごとに上記のカッコ内の授業時間に、講義や演習では教室外における（1 時間ないしは 2 時間）準備のための学習を必要とすることを考慮して、1 単位とすることを大学学則第 11 条で規定している（資料 1-3【ウェブ】）。

2) 授業科目の内容および方法

総合人間学部、総合人間学研究科共に、各科目の授業内容についてはシラバスにおいて、到達目標、履修の条件、講義概要、授業計画、成績評価、予習・復習の内容およびそれに必要な時間、試験・レポート等のフィードバック、ディプロマ・ポリシーとの関連性、テキスト、参考文献を記載して明示している（資料 4-5【ウェブ】）。

2-1) 総合人間学部

総合人間学部の授業方法はその授業の特性に合わせて、講義、演習、実技等で構成されている。授業の方法はカリキュラム・ポリシーに教育方法として「演習科目はもちろん、講義科目においても、少人数グループに分かれてのディスカッション、ロールプレイ、事例検討など、実践的な力を養う参加型の教育方法を用い」ること、「アクティブラーニングの実施、リフレクションペーパーの提出などを求め、思索の深化・思いの言語化をさせ、自律的に調査研究する能力を高め」ること、「卒業までに、専門領域の実習、インターシップ等をできるように実践的な教育の機会を保障」をすることを明示している（資料 1-5 5-6 頁）。

国家資格取得等に関連する実習科目については学外の実習機関・組織との契約に基づいて学外において一定期間の実習を行うと共に、実習を指導する科目を設けている。

【新型コロナウイルス対応】通常、学内における授業は対面方式により実施するが、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020（令和2）年度前期は、すでに導入されていた情報管理・学生支援システムであるポータルサイトも最大限活用し、遠隔授業を実施した。遠隔授業は、Zoom を活用したリアルタイムで双方向型によるもの、YouTube 等を活用したオンデマンド配信によるもの、ポータルサイトを活用した授業資料および課題配信によるものなど、その授業の特性に合わせて実施した（資料 4-6、資料 4-7、資料 4-8）。

2020（令和2）年度後期から 2022（令和4）年度前期までは、午前中の時間割には講義を中心とした科目、履修人数が多めの科目を配置して遠隔授業（主に双方向型の授業によるもの）とし、午後の時間割には演習形式や少人数の科目を配置して対面式による授業を実施し、授業内容の質の担保に努めた（資料 4-9）。このとき、午後からの対面授業に学生が間に合うよう通学時間を確保するため、1限の授業開始時間を早め、昼食休憩時間を長く確保し、午後の授業開始時間を遅くして対応した。これにより、学生は、朝のラッシュ時間をさけて登校することができ、午後の授業では、本学の特徴である、対面の良さを生かした授業を履修することが可能となった。また、遅い時間帯となった5時限目には、課題配信、もしくはオンデマンド配信型で対応可能な科目を配置した。

なお、実習については実習機関・組織の協力を得て、できる限り通常実施に努めた。やむを得ず実習時期の延期、実習期間の短縮等となった場合には、文部科学省および厚生労働省の通知等に則り、学内実習を実施した。学外での実習を行う学生には、東京都の協力を得て、大学として地域で一番早くコロナウイルスの大学内PCR検査を実施し、実習先の安全確保に努めた（資料 4-10）。

【多様なメディアの高度な利用】コロナ禍における多様なメディアの活用を機会に、今後このような形態での授業実施を可能とする根拠として 2023（令和5）年に学則を改訂し、第11条第3項に「文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」と明記した（資料 1-3【ウェブ】）。

2-2) 総合人間学研究科

総合人間学研究科の授業方法についても、授業方法は講義、演習等で構成されている。特に総合人間学研究科は少人数であることから、講義形式の授業においても、個々の研究発表やディスカッション、ロールプレイ、事例検討など、高度な専門職業人としての実践的な力を養い、高める参加型の教育方法を用いている。

【新型コロナウイルス対応】 研究科でもコロナ禍においては、学部とほぼ同様の形態で授業を提供してきた。社会福祉学専攻においては、木・金曜日の夜と土曜日一日の授業を開講して、社会福祉の現場で働く現役のソーシャルワーカー向けの教育を実施してきた。そこで、2020年度、2021年度は原則として、全て双方向型のオンラインによる授業を提供した。2022年度は、オンラインを活用した遠隔授業と対面授業を、月の週（第何週か）により定めて提供した。元来、学生のほとんどが働きながら学んでおり、この対応は仕事と両立しての学びやすさにつながった側面もあった。

【多様なメディアの高度な利用】 コロナ禍における授業形態を、通常授業にも活用できるよう、学部にならって2023（令和5）年に学則を改訂し（2024（令和6）年4月1日施行）、「文部科学大臣が別に定めるところにより、第6項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」（学則第12条の第6項、7項）と明記した（資料1-3【ウェブ】）。既述のように、総合人間学研究科社会福祉学専攻においては、学生のほとんどが社会福祉の現場で働きながら学んでおり、学びやすさを追究し、2024（令和6）年度の授業より、一部の授業（授業期間の一部）についてはZoomを活用したリアルタイムで双方向型によって提供することとしている。

3) 教育課程の編成

3-1) 総合人間学部

【学位課程にふさわしい教育内容】 総合人間学部においては、1年次に必修科目および教養科目を基本に履修しつつ、個々に関心のある専門分野の演習（「人間学フレッシュマンゼミ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「臨床心理フレッシュマンゼミ」）の内、1科目を選択必修として専門の学びを開始することができるよう科目設定をしている。2年次以降は個々の関心に合わせて専門科目を履修する。社会福祉や臨床心理の専門職を目指す場合であっても、また人間学の学びを深めるにあたっては、人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系、の専門科目を幅広く、自由な発想で組み合わせることで履修することが可能となっている（資格取得のための一定の科目は除く）。最終学年を迎える時期には、それぞれの専門的な学びを総括する意味で「ソーシャルワーク演習Ⅴ、Ⅵ」（3-4年次）、「卒業演習プレゼミナール」（3年次）、「卒業演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」（3-4年次）を選択することができる。

また、「人間・いのち・世界」の科目を3-4年次の必修とし、総合人間学の学びの集大成として位置づけることとした。4年間を通しての履修にあたっては、履修モデルや「学びを深めるための科目リスト」、履修系統図や科目ナンバリングを履修のガイドとして活用するよう促している（資料1-5 85-88頁）。

なお、旧カリキュラムにおいても一部科目名は異なっているが、上記のプロセスで学位

課程にふさわしい教育内容を設定し、かつ各コースの履修モデルを提示して学びの過程をサポートしている。

【授業科目の位置づけ（必修・選択等）】総合人間学部の授業科目は、必修、選択等に区分され、学則の別表に明示している。卒業に必要な単位は、教養科目 30 単位以上、専門科目 72 単位以上、教養・専門科目から 22 単位以上を取得し、合計で 124 単位以上である。2022（令和 4）年度までの旧カリキュラムではその中で、6 科目 12 単位が必修科目、英語 5 科目の中から 2 単位分が選択必修となっている。2023（令和 5）年度以降の新カリキュラムでは、7 科目 14 単位が必修科目、英語 5 科目の中から 2 単位分が選択必修となっている（資料 1-3【ウェブ】）。

【順次性・体系性】総合人間学部では、2019（平成 31・令和元）年度から科目ナンバリング制度を導入している。科目ナンバリングは、授業科目に特定の番号を付与して分類し、学修の段階や順序等を示し、教育プログラムにおけるカリキュラムの体系性を明示することを目的に導入した。学生は、導入により科目の水準や専門性に応じて適切な授業科目を選択し、受講しやすくなっている。さらに、既述のように各科目の順次性、体系性と、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示するため、履修系統図を作成して大学ウェブサイトで公表している（資料 1-5 85-88 頁、資料 4-3【ウェブ】）。また、2024（令和 6）年度から開講科目表においても各科目の順次性、体系性と、カリキュラム・ポリシーとの関連性がわかるように明示する。教育課程の編成およびカリキュラム・ポリシーと、ナンバリング、履修系統図の作成、開講科目表への明示などは、教務委員会が各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）の教員による会議と連携して作成し、教授会の承認を経て作成した。

【初年次教育、高大接続への配慮】本学では、2016（平成 28）年度より高大接続を意識し、入学試験に合格して入学手続きをした者（合格が年内に決定する総合型選抜、学校推薦型選抜の合格者が対象）に対して、「入学前課題」を課している。対象者には、小論文等の課題に取り組んでもらい、入学前スクーリングでの解説により課題へのフィードバックを行うことで、基礎的な学習能力を向上させ、入学までの学習に対するモチベーションの維持を目的とした取り組みをしている（資料 4-11）。入学前スクーリングの参加延べ人数については、2018（平成 30）年度が 174 名、2019（平成 31・令和元）年度が 141 名であった。2020（令和 2）年度から 2022（令和 4）年度は新型コロナウイルス禍のため入学前スクーリングを実施せず、課題の提出のみ行ったが、2023（令和 5）年度にはスクーリングを再開した（資料 4-12）。

入学後の初年次の導入教育としては、教養科目群に複数の必修科目を設けている。「総合人間学序論」では、包括的な人間理解を深めるため、各教員が分担して、それぞれの専門領域からオムニバスやシンポジウム形式で授業を提供している。また、アカデミックスキルの導入科目として「コミュニケーションの演習」があり、文章の書き方、文献の読み方などを学ぶ。さらに、「キリスト教概論 I」「社会福祉原論 I」「心理学」では、本学の 3 つの学系の基礎となる科目を履修する仕組みとしている。2023（令和 5）年度からは、時

代の要請に応じて「データサイエンス入門」「データサイエンス基礎」を必修化した（資料 1-5 85-86 頁）。

【教養教育と専門教育の配置】 教養教育では、「生命について学び、生きる力を体得すること」を基本理念としてカリキュラム・ポリシーに明示し、教養科目の履修モデル表を明示している（資料 1-5 34-39 頁）。

語学を含めて教養教育で開講している科目は、総合人間学部人間福祉心理学科の専門教育の基礎であり、新カリキュラムにおける 3 つの学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）の専門性をより深め発展させる力を養う応用的側面や学際的要素を持っている。それぞれの関心に合わせ、4 年間にわたり、計画的に学ぶことを勧めている。この教養教育を基盤として、個々の学生がそれぞれ関心のある専門科目を履修していくことになる。

通信技術・ICT 技術が発展し、社会にある情報やデータを正しく活用する必要から、総合人間学においても、データサイエンスを学び、その活用を通して人々の生活の質の向上や社会課題の解決に資する力が求められている。そこで、既述のように、入学初年度に「データサイエンス入門」「データサイエンス基礎」を教養教育の必修科目として位置付けている。これらの学びは、専門教育へと発展的につながり、臨床心理学系の専門教育では「心理学統計法」（1 年次）、「心理学研究法Ⅰ」「心理実験」（2 年次）、「心理学研究法Ⅱ」「質問紙調査法」（3 年次）へと引き継がれ、社会福祉学系の専門教育では「社会福祉調査」（3 年次）に引き継がれる。学生はこれらの履修を通してデータ分析の方法、実証的思考法、研究倫理や個人情報保護の理解を修得することになる。

旧カリキュラムにおいても、語学を含めて教養教育では「生命について学び、生きる力を体得すること」を基本理念としてカリキュラム・ポリシーに明示している。教養教育で開講している科目は人間福祉心理学科の専門教育の基礎であり、5 つのコースにおける学びおよびそれぞれの専門性をより深め発展させる力を養う応用的側面や学際的要素を持っている（資料 1-6 34-39 頁）。

3-2) 総合人間学部研究科

【学位課程にふさわしい教育内容】 総合人間学研究科においては、社会福祉学専攻博士前期課程においては 32 単位以上、同博士後期課程においては 10 単位以上、臨床心理学専攻修士課程においては 36 単位以上の単位取得が必要である。研究科では、それぞれ学位論文の執筆が研究の中心となることから、1 年次より通年で演習（「演習 A、B」「演習 AⅡ、BⅡ」「社会福祉学専門研究演習Ⅰ、Ⅱ」「特別研究」）および個別の指導の科目（「社会福祉学専門研究指導」等）における指導を通して学位論文の完成までの道筋をサポートしている（資料 1-8 51 頁、95 頁、124 頁）。

社会福祉学専攻博士前期課程では、社会福祉の高度な専門職業人としての知識・技術の修得を目指しているため、「実習」「実践評価・実践研究」をとおして、実践力を高める教育内容を提供し、本学位課程にふさわしい教育内容を提供している（資料 1-8 43-51 頁）。

臨床心理学専攻においては、臨床心理の専門家としての知識・技術・価値観の修得を目指しているため、研究法や統計法に関する科目、臨床心理面接や臨床心理査定に関する科目、心理療法に関する科目を開講し、臨床心理士、公認心理師資格に対応したカリキュラ

ムを提供し、本学位課程にふさわしい教育内容を提供している（資料 1-8 119-125 頁）。

【授業科目の位置づけ（必修・選択等）】総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程の授業科目は選択科目で、『大学院要項』に明示している。修了に必要な単位数は、基礎研究科目 6 単位以上、専門科目 8 単位以上、専門演習 8 単位であり、合計で 32 単位以上である（資料 1-8 43-51 頁）。

総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程に 2019（平成 31・令和元）年度以降入学した者の授業科目は、必修、選択、自由に区分され、『大学院要項』に明示している。修了に必要な単位は、専門研究指導科目 6 単位、専門研究演習科目 4 単位、合計で 10 単位以上である。5 科目 10 単位を必修科目、2 科目 4 単位を選択科目、1 科目 1 単位を自由科目として提供している（資料 1-8 89-95 頁）。

総合人間学研究科臨床心理学専攻修士課程の授業科目は、必修、選択に区別され、『大学院要項』に明示している。修了に必要な単位数は、基礎研究科目 12 単位以上、実習 2 単位以上、特別研究 8 単位、専門科目 12 単位以上、合計で 36 単位以上である（資料 1-8 119-125 頁）。

【コースワークとリサーチワーク】総合人間学研究科においては、各専攻のカリキュラム・ポリシーに沿い、社会福祉学専攻博士前期課程においては、基礎研究科目・専門科目（コースワーク）および演習科目（リサーチワーク）を設け、社会福祉学専攻博士後期課程では、専門研究指導科目（コースワーク）および専門研究演習科目（リサーチワーク）を設け、臨床心理学専攻修士課程においては、基礎研究科目・専門科目（コースワーク）および特別研究科目（リサーチワーク）を設けている。学生は、他専攻の科目を履修することが可能で、6 単位まで卒業要件となる科目に含めることができると大学院学則第 12 条第 5 項に定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

博士前期課程・修士課程では学生が自分の興味関心に応じて履修できる選択科目を置くとともに、社会福祉学専攻では演習科目、臨床心理学専攻では、特別研究科目をゼミ形式で提供し、研究指導を行うよう編成している。コースワークとリサーチワークを選択していく道筋については、新入生オリエンテーションにおいて説明している。

博士後期課程においては、コースワークとして専門研究指導科目の他、「社会福祉学学生指導法（プレFD）」「社会福祉調査法Ⅰ、Ⅱ」を履修することが可能であり、リサーチワークとして専門研究演習科目を配当している。この専門研究演習科目は、博士後期課程在籍者と、博士後期課程担当教員による合同ゼミの形をとり、すべての在籍学生が自分の指導教員以外の者からも、研究の進捗状況に応じた指導を受けることができる体制をとっているのが特徴である。また、博士後期課程の博士論文執筆に至るまでの指導については、社会福祉学専攻博士後期課程履修要項で定め、研究計画の提出、年度末レポートの提出を求めているほか、同要項第 9 項で明示する「博士論文提出資格試験」制度があり、一定の要件を満たした者が博士論文提出資格（キャンディデート）試験を受験し、博士論文提出資格者（キャンディデート）となる仕組みを採用している（資料 1-8 90 頁）。

各専攻の科目の体系性や順次性については、学位取得までの流れやカリキュラム構成等を『大学院要項』に掲載し、また、本学ウェブサイトにも掲載して周知している（資料 1-

8 50-51 頁、95 頁、123-125 頁、資料 4-13【ウェブ】、資料 4-14【ウェブ】。

4) 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、2020（令和 2）年には、「教学マネジメント規程」を定め、教育課程の編成についても、全学的な教学マネジメントの一部として、毎年度、教授会において協議することとした（資料 2-8）。協議に基づき、改善が必要な点が明らかになった場合は、学長を議長とする大学運営会議に上程し、改善方策を検討し、その後、学部、研究科（各専攻）、および教務委員会で必要な改善等を行うよう求めている。改善等の対応結果は、教授会において、各学部、研究科（各専攻）、および教務委員会から報告している（資料 2-9）。以上の点から本学の教育課程の編成は、適切であるとの判断をした。

2023（令和 5）年度は、内部質保証委員会から、各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）で学位プログラムレベル（学部、博士前期課程および修士課程、博士後期課程）ごとに、体系的な教育課程の検証を行うよう依頼した。各学系において、ディプロマ・ポリシーを見ながら、「何を学び、身に付ける」ことになっているか、から出発し、体系的な教育課程の編成となっているか、必修科目とそれ以外の授業科目の配置、各授業科目相互関係、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件、個々の授業科目の適切さを検証した。その結果、各学系において、それぞれの学位プログラムレベルに、適切に体系的な教育課程が編成されていると判断した（資料 4-15）。

ルーテル学院大学 教学マネジメント規程

（趣旨）

第 1 条 ルーテル学院大学（以下「本学」という）は、全学的な教学マネジメントを目的とする協議を教授会において行う。

（構成）

第 2 条 本規程における協議の時は、教授会規程第 6 条の規定に基づき、以下の者を陪席させる。

- (1) 事務長
- (2) 学生支援センター長
- (3) 教学マネジメントを推進するために学長が必要と認めた者

（運営）

第 3 条 本会議は、学長が議長となり、必要と認めるときに随時招集する。

（協議事項）

第 4 条 全学的な教学マネジメントに関して、次の事項を協議する。

- (1) 本学の理念・目的、教育目標に関すること。
- (2) 本学の学部・研究科・各専攻の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針の策定に関すること。
- (3) 本学の学部・研究科・各専攻の教育内容・教育課程の編成に関すること。
- (4) 本学の学部・研究科・各専攻の教育の質保証(自己点検・評価)に関すること。
- (5) その他学長が必要と認める事項

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会の協議を経て学長が決定する。

点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

6 学生の学習の活性化

1) 履修指導、その他効果的な学習のための指導

本学では、新年度の授業前オリエンテーションで、新入生および在學生に対し履修指導の時間を確保し、学年ごとに教室を分け、全學生に対して履修指導する体制をとっている。2023（令和5）年度入学の新入生には、新カリキュラムのもと、履修概要全般、英語を含めた教養教育、社会福祉分野、臨床心理分野の専門科目について履修モデルを示して説明した。また、資格別（社会福祉士、公認心理師、保育士等）履修説明を、希望する學生全員が聞けるように設定し、その他、個別面談の形で履修指導できる時間を3回設定し、新入生が理解し納得するまで教員が対応できる体制をとった。社会福祉学系、臨床心理学系の教員が資格説明、個別面談を行い、學生が不安なく授業を受け資格取得への意欲を高められるように導いている。2022（令和4）年度以前に入学した在學生および2023（令和5）年度入学の編入生は、コースごとにその年度の履修指導の説明時間を設け、コースの教員

全員で分担して個別の履修指導の面談にも応じている。(資料4-16)。

学生には、第7章学生支援で詳述するが、入学後から個別に割り当てられた学生アドバイザー(2023(令和5)年度当初までの呼称は「新入生アドバイザー」。2023(令和5)年度からは2年次以降も継続して担当することとなったため、年度中に「学生アドバイザー」に改称した。以下、「学生アドバイザー」という)(専任教員)が付き、きめ細やかに履修指導も行っている。履修に関しては、履修登録の不備を防ぎ、大学の授業での不安などの相談にのるなど、学業・学生生活への意欲を高めていくことができるように支援している(資料1-4 47頁、資料4-17)。

新入生(1年生)が履修する必修科目は「モニタリング」目的の科目と位置づけ、科目の担当教員は、毎週出欠状況を学生支援センターに提出することとしている。このことにより、欠席の多い学生を早めにキャッチし、学生アドバイザーが面談するなど適切な指導をしている。また、前期後期の学期途中には、教務委員会から全科目の担当教員を対象に「欠席状況調査」を実施し、全科目を網羅して欠席の多い学生を早めにキャッチし、学生アドバイザーと情報共有して面談するなど適切な指導をしている(資料4-18)。

前期後期の学期終了後はそれぞれの成績が提出された時点で、教務委員会で成績不良者を把握し、各学系(人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系)の教員に適切な対応を依頼し、それを受け、学生アドバイザー等が個別面接をして成績不良の要因の確認や、その後の履修指導をしている。

授業外の学習をサポートする取り組みとしては、第7章学生支援で詳述するが、「修学アドバイザー制度」を設定している。本学臨床心理学専攻の院生が修学アドバイザーに就任しており、週に2-3回、時間を定めて相談に応じる。学生には、毎月あらかじめ学内のポータルシステムを活用して日時を周知し、レポートの書き方や勉強に関する相談に応じ、一緒に解決し大学の学びを充実させている(資料1-4 47頁、資料4-19、資料4-20)。さらに、第8章教育研究等環境で詳述するが、図書館には学生同士のアクティブな学習活動ができるアクティブ・ラーニング・スペースを設けている(資料4-21【ウェブ】)。

上記も含めて、月に一度程度開催される各学系の会議にて学生の履修状況等についての情報共有を行っている。

2) シラバスの活用

【シラバスの内容】シラバスは全学で統一の様式としている。開講する全ての授業科目について作成し、到達目標、履修の条件、講義概要、授業計画、成績評価、予習・復習の内容およびそれに必要な時間、試験・レポート等のフィードバック、ディプロマ・ポリシーとの関連性・テキスト・参考文献を明示している。また、全学生を対象とした授業評価において「授業内容は講義概要(シラバス)に沿っていた」等の質問を設け、シラバスと授業内容との整合性を確認している(資料4-22、資料4-5【ウェブ】、資料2-22【ウェブ】)。

総合人間学研究科のシラバスも学部のシラバスと同様の項目を大学院生に明示している(資料4-5【ウェブ】)。

【学習の進捗と学生の理解度の確認】本学のシラバスは、全授業回数分の授業計画を提示している。教員は授業計画に沿って授業を進捗する。学生の理解度は、科目により、本学

専用のA6版「リフレクションペーパー」（リアクションペーパー）を活用し確認する。リフレクションペーパーには学生が学んだこと、理解したこと、質問等を記述することになっており、その内容は、次回以降の授業で活用している。科目によっては、コメントや添削を入れて学生に返却している（資料4-23）。

【授業外学習に資するフィードバック、学習課題の提示】本学では、全科目、シラバスにおいて「予習・復習の内容及びそれに必要な時間」「試験・レポート等のフィードバック」を明示している（資料4-5【ウェブ】）。その内容を前提に各科目の特性に応じて学生は準備学習（予習・復習等）を行い、教員は、レポートやリフレクションペーパーの内容等に対して適切にフィードバックをしている。

【シラバスの改訂、周知】【新型コロナウイルス対応】2020（令和2）年度は遠隔授業（オンライン授業）を実施するにあたり、授業の内容・授業方法の変更のため適切なシラバス改訂を各教員に求め、学内のポータルシステムを活用して科目ごとに履修者へシラバス改訂を周知した。これは、新型コロナウイルスが流行し2020（令和2）年度前期から大学へ通学を求めることができず、同年度、学内での検討と教員への遠隔授業の提供方法の指導を経て、5月上旬より遠隔授業（オンライン授業）をスタートさせたときに行ったものである。さらに、2020（令和2）年度後期から2022（令和4）年度前期まで、既述のように、全学で一部科目の授業時間の入れ替えを行い、午前中の時間割には講義を中心とした科目を配置して遠隔授業とし、午後の時間割には演習形式や少人数の科目を配置して対面式による授業を実施し、授業内容の質の担保に努めた。このときも、学内のポータルシステムを活用して科目ごとに履修者へシラバス改訂を周知した。

総合人間学部のカリキュラムは改訂され、2023（令和5）年度から新カリキュラムとなったため、『講義概要』の別冊子を作成し、2023（令和5）年度入学生に配布した（資料1-5、資料1-6）。

3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法

【アクティブ・ラーニング】総合人間学部では、カリキュラム・ポリシーに教育方法として明示しているとおり、「演習科目はもちろん、講義科目においても、少人数グループに分かれてのディスカッション、ロールプレイ、事例検討など、実践的な力を養う参加型の教育方法を用いる」こと、「アクティブ・ラーニングの実施、リフレクションペーパーの提出などを求め、思索の深化・思いの言語化をさせ、自律的に調査研究する能力を高める」こととし、学修者が能動的に参加する学習方法を多く取り入れている（資料1-5 5-6頁）。例えば、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」では少人数グループによるディスカッションを積み重ね、「ソーシャルワーク演習Ⅱ」では事例検討とグループ・プレゼンテーションを行い、「ソーシャルワーク演習Ⅲ」や「心理療法演習」ではロールプレイを行い、対人援助の価値と技術を身に着ける。社会福祉学系、臨床心理学系の実習では、学生の能動性、自律性が特に求められ、実習に関連する授業（「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」等）では、少人数および複数の教員による対話型の授業を実施している。

【Project Based Learning (PBL)】 本学では「地域支援技法Ⅰ、Ⅱ」(資料1-6 232-233頁)の授業が問題解決型学習(Problem Based Learning)、または、課題解決型学習(Project Based Learning)の授業となっている。この授業を通して、学生は、問題に対して知識を組み合わせて解決へと導く能力を養う。第9章社会連携・社会貢献で詳述するが、本学では、近隣4市自治体と各市社会福祉協議会と共催で、住民を対象とした「地域福祉ファシリテーター養成講座」を実施している(資料4-24【ウェブ】)。学生は、「地域支援技法Ⅰ、Ⅱ」の授業を履修して、本講座に参加する。学生は、近隣4市の行政職員、社会福祉協議会職員、住民とともに、問題に対して知識を組み合わせて解決へと導く能力を養い、地域の福祉的な課題を発見し、解決するための住民同士の支え合い活動を企画・開発している。2022(令和4)年度以降は、当該講座を秋以降(後期)に開講することとし、本学学生がより多く履修しやすいカリキュラムとなった。

総合人間学研究科は、院生の人数が少ないこともあり、全科目において、講義形式ではなく、学修者が能動的に学修に参加する授業を実施し、ディスカッション、事例検討などが多用されている。また、社会福祉学専攻においては、社会福祉の現場で働く社会人学生がほとんどであり、多くの科目において、社会福祉の現場の課題を発見し、解決するための方策を計画し、実践するProject Based Learning(PBL)を行っている。

4) 単位の実質化、授業規模

【単位の实質化を図るための措置】 総合人間学部では、特定の学年で集中的に科目単位を修得しないように、年間履修単位数を48単位以下とすることを学則第15条で定めている(資料1-3【ウェブ】)。ただし、前年度優秀な成績(35単位以上修得し、GPA2.7以上)を修めた者については、54単位を限度として49単位以上の履修科目の登録を認めることができることとしている(資料1-5 13頁)。

総合人間学研究科では年間履修単位数制限を設けていないが、社会福祉学専攻博士前期課程では2年間で32単位以上、社会福祉学専攻博士後期課程では3年間で10単位以上、臨床心理学専攻修士課程では2年間で36単位以上を修得することを修了要件としている(資料1-3【ウェブ】)。

【授業形態に配慮した1授業あたりの学生数】 授業登録者数の上限は設けていない。1学部1学科の少人数制の大学なので、100名を超えるような大人数の授業はほぼない。実習など、科目によっては受講者数を制限するものがある。また受講者が5名未満の場合は、教育効果の観点から、原則として閉講とする方針としている(資料1-5 19頁)。

5) 研究指導計画の明示と研究指導の実施

総合人間学研究科では、各専攻・各課程における学位取得までの流れやカリキュラム構成等を『大学院案内』『大学院要項』、本学ウェブサイトに掲載して周知している(資料1-8 50-51頁、95頁、123-125頁、資料4-13【ウェブ】、資料4-14【ウェブ】)。例えば、社会福祉学専攻の博士前期課程、博士後期課程については、図のように示している。

博士前期課程

修士論文・作成スケジュール(2年間で修了する場合)



博士後期課程

博士論文・作成スケジュール



研究指導は、主査指導教員と個別に行われる。対面での指導もあるが、メールによる指導や Zoom などを活用した遠隔指導も実施されている。

6) 教育の実施内容・状況の把握と全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、1学部1研究科の小規模大学であり、「内部質保証の方針」において「3 学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織は、中期計画、3つのポリシーに基づき教育研究活動等が行われているかにつき自己点検・評価を実施する」と規定しており（資料 2-4【ウェブ】）、学部・研究科は毎年度、教育の実施内容・実施状況についても、自己点検・評価報告書を実施し、その内容は、内部質保証委員会に報告され、改善が必要な内容については、学長を議長とする大学運営会議に上程され、学長から教授会の場合などを通して、改善の要請がなされる。2022（令和4）年度は自己点検・評価の結果として、本学における教育の実施内容・状況は概ね適切と判断した（2-18【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

7 成績評価、単位認定

1) 単位認定

総合人間学部における単位認定、成績評価は、『講義概要』の各科目のシラバスに成績評価基準（試験、レポート、小テスト、課題提出、その他の評価方法）を明記し、学生に周知している。単位認定は科目を担当する教員が行っており、複数教員が担当する科目については、責任者の教員が取りまとめて単位認定を行っている。成績評価の基準は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点～0点）とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格としている。（資料1-5 26-27頁）。

総合人間学研究科における単位認定、成績評価は、『大学院要項』の各科目のシラバスに成績評価基準（試験、レポート、小テスト、課題提出、その他の評価方法）を明記し、学生に周知している。単位認定は科目を担当する教員が行っている。成績評価の基準は、優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点～0点）とし、優、良、可を合格、不可を不合格としている（資料1-8 43頁 120頁）。

2) 既修得単位等の認定

総合人間学部の既修得単位の認定は、学則第15条から17条に定めて実施している。教育上有益と認めた他大学との協議に基づき履修した授業科目、入学前に大学または短期大学において履修した科目については、教授会の審議を経て学長が卒業要件となる単位のうち60単位を限度として認定することができる（資料1-3【ウェブ】）。

総合人間学研究科の既修得単位の認定は、学則第16条に定めて実施している。博士前期課程および修士課程において、教育上有益と認めた他大学との協議に基づき履修した授業

科目、および大学院生が入学前に修得した他大学院の科目については、大学院教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位のうち 15 単位を上限として認定することができる（資料 1-3【ウェブ】）。2017（平成 29）年度の認証評価において、大学院学則で既修得単位の認定について「単位の上限の規定がない」との指摘を受け、本学では同年度末に大学院学則を改正して単位の上限を規定し、その後 2020（令和 2）年の大学院設置基準の改正を受けて大学院学則第 16 条を再度改正して単位の上限を規定している（資料 1-3）。

3) 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

成績評価の客観性、厳格性を確保する取り組みとして、本学では、シラバスで全科目において成績評価基準（試験、レポート、小テスト、課題提出、その他の評価方法）を明示している。学生はどのような評価視点、配分で成績が評価されるか分かるようにしている。また、進級判定には、GPA を活用している（資料 1-5 13 頁）。

学生は、成績の誤記入、あるいは、シラバスの成績評価方法に照らして成績評価に疑義がある場合、「成績確認願」を提出することができる。学生支援センターは、成績確認願が出されたときは、担当の教員に照会し、回答を得て学生にフィードバックしている（資料 4-25）。

4) 卒業・修了要件の明示

総合人間学部においては、学則第 20 条において卒業要件を定めている。

総合人間学研究科においては、大学院学則第 19 条と第 20 条において修了要件を定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

5) 成績評価および単位認定と内部質保証推進組織等の関わり

成績評価および単位認定については、学部は学則第 18 条と第 19 条、研究科は第 17 条と第 18 条に定めている。成績評価および単位認定についても、「内部質保証の方針」に基づき、学部・研究科は、教育の実施内容・実施状況（成績評価・単位認定）について自己点検・評価を実施し、その内容は、内部質保証委員会に報告され、改善が必要な内容については、学長を議長とする大学運営会議に上程され、学長から教授会の場などを通して、改善の要請がなされる（資料 2-18【ウェブ】）。

8 学位授与

1) 学位授与

総合人間学部については、休学期間を除き、4 年以上在学し学則第 14 条に定めるところにより 124 単位以上修得した者には、卒業判定教務委員会、卒業判定教授会の審議を経て学長が卒業を認定し、学士（総合人間学）の学位を授与することと定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

総合人間学研究科各専攻の博士前期課程または修士課程においては、2 年以上在学し、大学院学則第 15 条に定める必要単位数を修得し、かつ、修士論文の審査に合格した者は、大学院教授会の審議を経て、学長が大学院博士前期課程または修士課程修了を認定し、修

士（社会福祉学）または修士（臨床心理学）の学位を授与することと、大学院学則第19条で定め実施している（資料1-3【ウェブ】）。

博士後期課程においては、3年以上在学し、第15条2項に定める必要単位数を修得し、かつ、博士論文の審査に合格した者は、大学院教授会の審議を経て、学長が大学院博士後期課程修了を認定し、博士の学位を授与することと、大学院学則第20条で定め、実施している（資料1-3【ウェブ】）。

【適切な学位授与】学位授与の要件は、「ルーテル学院大学学位規程」第3条に定め、『大学院要項』に記載し実施している（資料1-8 27頁）。

2) 学位論文審査基準

【学位論文審査基準の明示・公表】【学位授与に係る責任体制および手続きの明示】

【客観性および厳格性を確保するための措置】

総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程および博士後期課程、および臨床心理学専攻修士課程それぞれについて、学位論文審査基準があり、本学は、学位および課程ごとに、満たすべき水準、評価項目、審査委員の体制、審査の方法をそれぞれ明示し、公表している（資料4-26【ウェブ】）。博士論文については、上記に加え、客観性および厳格性を確保するため、社会福祉学専攻博士後期課程履修要項第13項で明示するように、学内審査と学外審査の2段階の審査体制とし、かつ、他の大学院または研究者等を審査委員に加えることができることとし、実施している（資料1-8 92頁）。

総合人間学部においては、卒業論文執筆を必須としていない。社会福祉学系、臨床心理学系では、それぞれ卒業論文の審査基準を有しているが、3つの学系共通の審査基準は有してこなかった。そこで、2023（令和5）年12月の教務委員会で、新カリキュラムの学生が3年次になる2025（令和7）年度には公表できるよう、24（令和6）年度中に担当者を決めて1学科共通の評価基準を作成することとしている（資料4-27）。

3) 学位授与と内部質保証推進組織等の関わり

新カリキュラムを提供し始める時に、ディプロマ・ポリシーが本学の教育目的に沿った学位授与方針としてふさわしいか、また、ディプロマ・ポリシーに見合う教育課程の提供となっているか否かを、慎重に大学運営会議において協議し、その内容を教授会で共有した。なお、学位授与についても、内部質保証の方針に基づき、学部・研究科は、ディプロマ・ポリシーを始めとする3つのポリシーと中期計画に基づき自己点検・評価を実施し、その内容は、内部質保証委員会に報告され、改善が必要な内容については、学長を議長とする大学運営会議に上程され、学長から教授会の場などを通して、改善の要請がなされる（資料2-18【ウェブ】）。

点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

- ・ルーブリックを活用した測定
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

9 学生の学習成果の把握および評価

本学は、ディプロマ・ポリシーに示した学習成果を把握・評価するために、まずはディプロマ・ポリシーをもとに、学生が何を身に付けていくべきかについて、学部、研究科（各専攻）において把握に努めている。

1-1) 総合人間学部

【ルーブリック】総合人間学部においては、ディプロマ・ポリシーにおいて、「1 いのちを尊び、他者を喜んで支える人間性」「2 全人的なヒューマン・ケアに必要な高度な専門性」「3 総合的・実践的な学習能力」「4 他者理解と自己表現のためのコミュニケーション能力」の4つを身に付けることを求めているため、それぞれの学習成果を把握するために、ルーブリックを導入することとした（資料4-28、資料4-29）。

まず、全学生必修科目である「総合人間学序論」の授業内において、1学年の学生全員に第1回目のルーブリック評価の記入をしてもらった。学生の記入した評価表は全て回収し、保管してある。続いて、現段階においては、全学生のディプロマ・ポリシーに沿った学習成果の把握は、一定程度の年数を経てから把握することが適切であると判断し、履修目安が3-4年次である「人間・いのち・世界」の授業内において、第2回目のルーブリック評価をすることとした。本科目は、新カリキュラム科目としては2025（令和7）年度に初開講されることとなっている（旧カリキュラムにおいては、「人間・いのち・世界I」の科目名）。全学生について、1年次および3-4年次にディプロマ・ポリシーに沿った項目でルーブリック評価を行い、教員が把握することにより、学生の学習成果が把握されるものと考えている。

また、2023（令和5）年度より卒業時アンケート調査を実施することとし、卒業式の直後、全学生が集まる場において、学生による自己の成長の度合いの認識について把握する予定である（資料4-30）。

【学生アドバイザーによる全学年における面接】総合人間学部においては、入学・編入学時に全ての学生に専任教員が学生アドバイザーとして配属される。学生アドバイザーとの

面接は、入学・編入学年度は、学事暦に明記され実施される。進級後も、原則として毎年度、学生アドバイザーによる個別面談が実施される。学生アドバイザーは、学生の学び、資格・進路、職業等についての関心を把握し、個々の学習成果を把握している。

【国家資格の受験資格取得】 国家資格等の受験資格取得を目指す場合には、学生がそれらにふさわしい力量を備えていることが求められる。そこで、社会福祉士、および、公認心理師については、資格取得に必要な科目を段階的に履修し、一定の成績以上で単位取得した場合（社会福祉士）や一定のGPAを得点した場合（公認心理師）のみ、実習に関連する科目（「ソーシャルワーク実習Ⅰ、Ⅱ」や「心理実習Ⅰ、Ⅱ」）を履修できることとしている。このことにより、一定の学習成果が把握なされた学生のみが外部実習などに取り組むこととなる。また、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」と並行して履修する「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ、Ⅳ」においては、本学の核であるソーシャルワーク実習の学習成果を把握するために独自に開発したルーブリックを活用して、学習成果を把握している（資料 4-31）。

【国家資格合格率】 社会福祉士の現役国家試験合格率は、2022（令和4）年度が 64.7%、2023（令和5）年度が 69.2%であった。精神保健福祉士の現役国家試験合格率は 2022（令和4）年度、2023（令和5）年度共に 100%であった（資料 4-32）。

【卒業生アンケート、進学先アンケート、就職先アンケート】 本学は、2章で既述したとおり、IR担当職員が中心となり、卒業生アンケート、進学先アンケート、就職先アンケートを実施し、その結果を本学ウェブページにおいて公表している。それぞれの結果から、内部質保証委員会が整理し改善が必要と判断した内容は、学長を議長とする大学運営会議に上程し、改善方策を指示する必要があると判断したときは、関係の学部、研究科、附属機関・センター等へ指示している（資料 2-23【ウェブ】）。

1-2) 総合人間学研究科臨床心理学専攻修士課程

総合人間学研究科臨床心理学専攻修士課程においては、「1. 臨床心理の専門家としての使命と社会的責任を自覚し、生涯にわたる研鑽の必要性を認識し、研鑽に必要な研究能力や指導を受ける能力」「2. クライアントを尊重する姿勢を有し、倫理や法を理解し遵守する姿勢と遵守に必要な実践能力」「3. クライアントの課題を査定・理解し、適切に目標を設定し、目標に向けて臨床的支援を行う能力」「4. 他職種の専門家と連携して、クライアントを支援すると共に、臨床心理の知見を地域社会に還元し、貢献する能力」が求められる（資料 2-15【ウェブ】）。そこで、臨床心理学専攻修士課程においては、「臨床心理基礎実習Ⅰ、Ⅱ」において、ロールプレイや事例検討を通して、また「臨床心理実習Ⅰ、Ⅱ」において、学内附属施設および学外施設における実習の実習指導や評価を通して学習成果の把握がなされる。さらに、個々の学生は修士論文の執筆過程において、個別指導、特別研究（演習）での発表、中間報告会の発表を行い、論文の指導者や他の教員からのフィードバックを受け、修士論文審査がなされることにより、修士課程修了時にディプロマ・ポリシーに沿った学習成果が得られていることが把握されている（資料 1-8 122 頁、143-146 頁）。

大学院修了後の、公認心理師の国家試験合格率は 2023（令和 5）年度において 100%、臨床心理士の過去 3 年間の累積合格率は 67.9%であった。いずれも全国平均を上回る合格率であり、これらの資格試験結果も含めて学習の成果として把握している（資料 4-33）。

1-3) 総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程

総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程においては、「1. 社会福祉の専門家としての使命と社会的責任を自覚し、生涯にわたる研鑽の必要性を認識し、研鑽し続ける能力」「2. 人権や社会正義を価値基盤とし、倫理や法を遵守する能力」「3. クライアントやクライアントを取り巻く環境に関する課題を理解し、適切にアセスメントし、ニーズの充足や課題解決に向けて支援をする実践力」「4. 他職種の専門家と連携する能力」「5. 社会福祉学の理論を科学的に追求し、地域社会に還元し、貢献する能力」が求められる（資料 2-15【ウェブ】）。

社会福祉学専攻博士前期課程においては、「社会福祉法政策論」や「高齢者福祉研究」「司法福祉研究」などにおける授業時のディスカッション、授業終了時のレポート課題の提出を通して上記 1 や 2 の学習成果の把握がなされる（資料 1-8 53-58 頁）。また、「社会福祉学援助方法総論」「障害者福祉研究」「児童家庭福祉研究」「家族支援コンサルテーション研究」等の科目において、ロールプレイや事例検討、授業終了時のレポート課題の提出を通して、上記 3 や 4 の学習成果の把握がなされる（資料 1-8 52-53 頁、58-60 頁、64-65 頁）。さらに、個々の学生は、修士論文の執筆過程において、個別指導を受け、演習および中間報告会で発表を行い、論文の指導者や他の教員からのフィードバックを受け、修士論文審査がなされる。これらにより、博士前期課程修了時に、上記 5 も含めたディプロマ・ポリシーに沿った学習成果が得られていることが把握されている。

1-4) 総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

社会福祉学専攻博士後期課程においては「1. 社会福祉学に関する研究者として自立した研究能力」「2. 社会福祉学の発展に貢献し得る指導的な立場の研究者、教育者、施設・機関の運営管理者、実践家として活躍するための能力」が求められる（資料 2-15【ウェブ】）。そこで、社会福祉学専攻博士後期課程においては、「社会福祉学専門研究指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」（コースワーク）の授業を受け、それぞれの教員が個々に上記 1 および 2 の学習成果を把握する（資料 1-8 96-98 頁）。また、「社会福祉学専門研究演習」（リサーチワーク）の授業を受け、演習におけるディスカッション、発表する内容から、個々の学生の学習成果が把握される（資料 1-8 98-100 頁）。さらに、博士論文の執筆過程において、個別指導を受け、演習および中間報告で発表を行い、「博士論文提出資格試験（キャンディデート試験）」を受験して合格し、博士論文の学内審査を経た上で博士論文審査（外部審査）がなされることにより、博士後期課程修了時に、ディプロマ・ポリシーに沿った学習成果が把握されている。

2) 学習成果の把握および評価の取り組みと内部質保証推進組織

本学においては、内部質保証委員会から、各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）の教員に対して、学部・研究科レベルで体系的な教育課程の検証を行うように要請

した。それを受け、各学系は、それぞれの会議の場において、学位レベルごとに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムを照合し、①体系的な教育課程、授業科目の編成がなされ、実施されているか、②ディプロマ・ポリシーに示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な授業科目が開設され、体系的に教育課程を編成しているかを検証した。その結果は、教授会において各学系から報告された。その内容から、本学において、学位レベルごとにディプロマ・ポリシーで求めている内容を達成するための教育課程が編成されており、学位レベルごとに、学習成果の把握および評価の取り組みが一定以上適切になされていると評価している（資料4-15）。

点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

10 教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価

本学は、2020（令和2）年には「教学マネジメント規程」を定め、全学的な教学マネジメントを、毎年度、教授会において協議することとした。協議に基づき、改善が必要な点が明らかになった場合は、学長を議長とする大学運営会議に上程し、改善方を検討し、その後、学部、研究科（各専攻）、および教務委員会で必要な改善等を行うよう求めている。改善等の対応結果は、教授会において、各学部、研究科（各専攻）、および教務委員会から報告し、自己点検・評価報告書にとりまとめている（資料2-8）。

2023（令和5）年度は、前述したように、内部質保証委員会から、各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）で学位プログラムレベル（学部、博士前期課程および修士課程、博士後期課程）ごとに、教育課程の内容、方法の適切性についても検証を行うよう依頼した。各学系において、教育課程の編成に基づき、個々の授業科目の内容や方法の適切さを検証した。その結果、各学系および教養部門において、教育課程の編成に基づき、適切に教育の内容や方法が提供されていることを確認した（資料4-15）。この結果は、教授会で報告され、内部質保証委員会で集約している。改善が必要な場合には、大学運営会議で協議し、学長から各学系および教養部門へ改善の要請がなされることとなっている。

4.2. 長所・特色

本学の総合人間学部および総合人間学研究科のカリキュラム・ポリシーはそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づき策定されている。シラバスでは、全科目で「ディプロマ・ポリシーとの関連性」を明記し、その科目でどのような力を求められているか示している。

学部では、1年次から4年次までの履修経過に沿って、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連性がわかる履修系統図も作成し、公表している。さらに、2024（令和6）年度からは、ウェブ上で開講科目表の各科目とカリキュラム・ポリシーの関連性を示すこととしている。

本学の総合人間学部の教養教育では、「生命について学び、生きる力を体得する」を基本理念と定め、「総合人間学序論」「キリスト教概論Ⅰ」「データサイエンス入門」「データサイエンス基礎」「社会福祉原論Ⅰ」「心理学」「コミュニケーションの演習」を必修科目としているのが特色である。データサイエンス関連科目は専門教育へ発展的につながる内容となっている。特に、「総合人間学序論」を必修とし、この科目の中で各学系からオムニバス形式で授業を提供し、また、学際的なシンポジウムを提供しているのが特徴である。

専門科目では人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系の3つの学系に基づく科目を用意し、総合人間学を基盤として、専門領域を横断的に履修し、国家資格である社会福祉士や公認心理師資格取得のためのカリキュラムを提供している。また、特色ある科目群として、スピリチュアルケア科目群、子ども支援科目群がある。特に、必修科目「いのち学序説」などの履修を通して、学際的な学びをつなげる科目の提供をしている。人間理解を根底に据えて、人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系の学びを一体的に提供している。

総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程では、社会福祉士の上位資格として位置づけられた認定社会福祉士の認証研修科目を多数提供しているのが特徴である。社会福祉学専攻博士後期課程では、博士後期課程の学生専門ゼミがあり、「社会福祉学学生指導法（プレFD）」を科目として提供しており、博士論文提出資格試験制度を設けているのが特徴である。臨床心理学専攻修士課程では、日本臨床心理士資格認定協会の第Ⅰ種指定校、および、国家資格である公認心理師に必要な科目を提供しているのが特色である。総合人間学研究科の教育課程の編成は、『大学院要項』および大学ウェブサイトの「大学院」のページで提示され、オリエンテーションでの周知を徹底している。

総合人間学部では、シラバスで、全授業回数分の授業計画が提示されている。授業方法は、少人数グループに分かれてのディスカッション、ロールプレイ、事例検討など、実践的な力を養う参加型のアクティブ・ラーニングを実施している。また、学生と近隣市の住民が共に地域課題を発見し、解決するための住民同士の支え合い活動を企画・開発するProject Based Learning（PBL）の授業も実施している。

授業では、多くの科目でリフレクションペーパーを活用し、学生の思索の深化・思いの言語化をさせている。国家資格取得等に関連する実習科目では学外の実習機関・組織との契約に基づいて一定期間の実習を行い、実習指導科目を設け、丁寧に指導しているのが特徴である。

総合人間学研究科の授業方法も、ディスカッション、ロールプレイ、事例検討など、高度な専門職業人としての実践的な力を高める参加型の教育方法を用いている。社会福祉の現場で働く社会人学生の多い社会福祉学専攻では、2024（令和6）年度より、一部の授業（授業期間の一部）について、Zoomを活用した双方向型のオンラインで提供することとしている。

学生の学習の活性化のため、新年度の前期授業前オリエンテーションで、全学生に対して学年ごと、関心を持つ国家資格ごと、また、個別にも履修指導する時間を設け、体制を

構築している。学生は、入学時から学生アドバイザー（専任教員）が個別につき、きめ細やかに履修指導も行っている。

総合人間学部においては、ディプロマ・ポリシーに沿った学生の学習成果を把握するためにルーブリックを導入した。また、全学生と学生アドバイザーが毎年度個別面接をし、学生の学習成果を把握するよう努めている。国家資格等の受験資格取得を目指す場合には、一定の成績以上での単位取得等を外部実習のための科目履修ができる要件とし、学習成果の把握に努めている。その成果として、社会福祉士、公認心理師の国家試験合格率はいずれも全国平均を上回ってきていた。さらに、卒業生アンケート、進学先アンケート、就職先アンケートを実施し、内部質保証委員会が結果を整理し、改善方策を指示する必要があると判断したときは、学長が関係の学部、研究科、附属機関・センター等へ指示している。

4.3. 問題点

本学のシラバスは全科目統一した項目で構成され、全授業回数分の授業計画、成績評価基準、ディプロマ・ポリシーとの連関が明記されている。しかし、レポートのみの科目が比較的多く、レポートのみで成績評価をする科目において、成績評価基準の記述に曖昧さが残されていることが課題である。

高大接続に関しては、入学試験に合格して入学手続きをした者に「入学前課題」を課し、入学前スクーリングで解説してフィードバックを行い、基礎的な学習能力の向上を目的とした取り組みをしているものの、特定の制度はないため、改善を検討する必要がある。

学生の学習成果を把握するため、ルーブリックを導入したものの、本学の学びの集大成と位置付けている科目「人間・いのち・世界」は、2025（令和7）年度に初めて開講するため、まだ複数回の実施ができておらず、学習成果の把握のための比較データは得ていない。今後、ルーブリックの結果が得られたあと、内部質保証委員会が核となり、本学の教育課程の編成、教育方法・内容、学生の学習成果の把握なども含めて検討し、必要が見出されれば改善を行うこととなっている。

4.4 全体のまとめ

本学の総合人間学部および総合人間学研究科は、授与する学位ごとに学位にふさわしい学習成果を明示したディプロマ・ポリシーを策定し、公表している。また、授与する学位ごとに、教育課程の体系、教育内容、科目の区分、授業形態を記したカリキュラム・ポリシーを策定し公表している。

総合人間学部および総合人間学研究科のカリキュラム・ポリシーはそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づき策定され、適切な連関性を有している。

総合人間学部では、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な科目を開講し、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程を編成・実施している。教養教育では、語学科目、総合人間学の専門教育の基礎科目に位置づけられる科目、「データサイエンス入門」「データサイエンス基礎」を提供している。総合人間学研究科では、各専攻および課程ごとにそれぞれのディプロマ・ポリシーを達成するために必要な科目を開講し、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程を編成・実施している。

授業科目の位置づけ（必修・選択等）は適切になされ、順次性・体系性は科目ナンバリングや履修系統図によって示され、学位課程にふさわしい教育内容となっている。授業期間、授業科目の内容および方法にはさまざまな工夫がなされ多様なメディアの高度な利用もなされている。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため、少人数グループによるディスカッション、事例検討、ロールプレイなどが行われている。多くの科目でリフレクションペーパーが活用されている。シラバスは全科目統一した項目で構成され、授業計画、成績評価基準が明記されている。年間の履修登録単位数の上限が設定され、既修得単位等の認定は適切になされている。

成績の公平性、公正性を担保され、単位の設定は適切になされ、進級判定には、GPAが活用されている。学生は「成績確認願」を提出することができ、提出されたときには、教務委員会から各教員に照会がなされる。

総合人間学研究科においては、コースワークとリサーチワークがバランスよく提供され、それぞれの学位課程にふさわしい教育内容となっている。そして『大学院案内』、本学ウェブサイト、『大学院要項』において研究指導計画が明示され、研究指導が実施されている。社会福祉学専攻博士後期課程においては、プレFD科目が提供されている。学位論文審査基準、および、学位授与に係る責任体制および手続きは明示され、公表されている。

卒業・修了要件および学位授与の要件は学則に明示され、『講義概要』（学部）や『大学院要項』で示されている。

総合人間学部においては、ルーブリックによって学生の学習成果の把握をしている。総合人間学研究科の臨床心理学専攻修士課程および社会福祉学専攻博士前期課程においては、授業、実習、論文の執筆過程における個別指導、発表、修士論文審査等により学習成果の把握がなされている。社会福祉学専攻博士後期課程においては、博士後期課程専門ゼミ、また、博士論文の執筆過程における個別指導と中間報告、博士論文提出資格試験（キャンディデート試験）、博士論文審査等により、学習成果の把握がなされている。

本学は、「教学マネジメント規程」を定め、教育課程の編成、教育方法・内容の適切性、教育の実施内容・状況の把握についても、全学的な教学マネジメントの一部として、毎年度、教授会において協議している。また、内部質保証委員会を軸に、学部・研究科レベルで、学位プログラムレベルごとに、学位授与、教育課程、ディプロマ・ポリシーとの関連の適切さ、授業の方法・内容、学生の学習成果の把握について検証を行い、それぞれ適切であると判断した。本学は、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止することを2024（令和6）年3月に決定したものの、2024（令和6）年度の新入生も含めた全ての在学生在が卒業に至るまで、責任をもって教育を提供する。また、大学の全ての卒業生の成績、各種証明書の発行などは、日本ルーテル神学校（各種学校）を残す法人が責任を持って対応することとしている。

以上のことから、本学の教育課程・学習成果については大学基準4に照らして概ね適切に取り組んでいるといえる。また、上記に掲げた課題に取り組んでいくことが肝要である。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

1 学生受け入れの方針の適切な公表

本学では、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内や大学院案内、大学ウェブサイトにて公表している（資料4-1 8頁、資料5-1 5頁、資料2-17【ウェブ】）。

1) 総合人間学部

総合人間学部については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを以下の通り策定している。

総合人間学部 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

ルーテル学院大学は建学の精神に基づき、人間を包括的にとらえて、「心と福祉と魂の高度な専門家」を養成することを目的とします。特にいのち、心、子どもと家族、障がい者や高齢者、地域社会などを総合的に捉える力を養います。この目的にそった人材を育成するために、これまでの学習および経験を通じて下記のような意欲・態度・知識を有する学生を求めます。

1 人と社会に貢献する意欲

人を理解し支援するための知識や技術を学びたいと願い、自分の人生を人と社会のために役立てたいという意欲を持っている学生を求めます。

2 基礎的なコミュニケーション能力

自分の考えをまとめ、他者の思いを理解するためのコミュニケーションの基礎的な能力を身につけている学生を求めます。

3 主体的に調べ、考え、学ぶ積極的な姿勢

社会や人間に対し多面的な興味をもち、主体的に調べ、考え、学ぶ積極的な姿勢がある学生を求めます。

4 他者と協働して学ぶ態度

他者と協力しておこなう学習・活動に参加でき、必要に応じて、自分の考えを主張した

り、他者の考えを取り入れたりすることができる学生を求めます。

5 基礎的な学力

対人援助の専門職に必要な知識を修得するための基礎的な学力をもっている学生を求めます。

6 本学の教育の特色の理解

本学が一学科のもとで提供する人間学、社会福祉学、臨床心理学に基づく総合人間学の特色を理解している学生を求めます。

上記のような学生の力を正しく判断するために、多様な選抜方法を実施し、面接を重視して選抜します。

2) 総合人間学研究科

総合人間学研究科では、社会福祉学専攻、臨床心理学専攻それぞれが課程ごとにアドミッション・ポリシーにおいて、実施する試験科目と求める能力等を以下の通り明示している。

総合人間学研究科社会福祉学専攻 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

社会福祉学専攻では、次のような人材を求める。

博士前期課程の入学試験では、成績および研究計画書を含む書類審査、小論文および面接試験を実施し、総合的に判定する。出願資格によってはそれに加えて、専門についての筆記試験、英語に関する筆記試験を実施し、総合的に判定する。

博士後期課程の入学試験では、成績、研究計画書、職務実績書、業績一覧を含む書類審査、英語による専門試験、小論文試験、および面接試験を実施し、総合的に判定する。

- 1 社会福祉の高度な専門家として社会に貢献しようとする熱意を持つ人
- 2 社会福祉の実践に必要となる対人関係能力、コミュニケーション能力を持つ人
- 3 研究に必要な読解力、分析力、文章能力を持つ人
- 4 社会福祉の知識や理論を学ぶ基盤となる社会福祉学に関する基礎的知識を持つ人
- 5 博士後期課程にあっては、上記に加え、社会福祉学の研究者、教育者、あるいは社会福祉に関する組織の管理者として社会に貢献しようとする熱意を持つ人

総合人間学研究科臨床心理学専攻 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

臨床心理学専攻では、次のような人材を求める。そのために、入学試験では、履歴書および研究計画書を含む書類審査、専門科目・英語・小論文に関する筆記試験、面接試験を実施し、総合的に判定する。

- 1 臨床心理の高度な専門性を有する職業人として社会に貢献しようとする熱意を持つ人
- 2 臨床心理の実践に必要となる対人関係能力、コミュニケーション能力を持つ人
- 3 研究に必要な読解力、分析力、文章能力を持つ人

4 臨床心理の知識や理論を学ぶ基盤となる心理学および臨床心理学に関する基礎的知識を持つ人

点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

3 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

1) 総合人間学部

2021（令和3）年度の入学者選抜から「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」と、入試区分の名称やそれぞれの実施方法を見直し、さらに社会人入学試験、編入学試験、留学生入学試験を実施している。各試験において、学力検査、調査書や成績証明書、課題（プレゼンテーション）、面接試験等の方法を組み合わせ、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性）」が、本学の求める水準に達しているかどうかを多面的に評価している（資料5-2）。

入学試験要項や「入試ガイド」には、アドミッション・ポリシーおよびそれぞれの選抜方式で重視するポイントを以下のように明示している（資料5-3、資料5-4）。

- ・総合型選抜：「大学で〇〇を学びたい」「将来は〇〇になりたい」など、自身の想いや熱意を評価します。主体性・思考力・表現力を重視します。
- ・学校推薦型選抜：推薦者を通して、勉学、生徒会、部活動など、高校で力を入れて頑張ってきた活動を評価します。主体性・協働して学ぶ態度を重視します。
- ・一般選抜：教科試験を重視し、面接や調査書をもとに総合的に評価します。知識・技能を重視します。

1964（昭和39）年の大学設立時から本学は一般入試で面接を行っており、面接を重視して選抜することを明示してきている。一般選抜の大学入学共通テスト利用型以外の選抜方式全てで面接試験を取り入れていることが特徴である。

2) 総合人間学研究科

アドミッション・ポリシーに明示している通りの試験を実施している。

社会福祉学専攻博士前期課程では、一般入学の受験資格の他に、社会人入学者の実務経験によって、社会人入学（社会福祉の現場における常勤で2年以上の経験がある者）、管理職等特別枠入学（満40歳以上であり、現に社会福祉施設、機関の管理職等の経験を有する者）を設定している（資料5-5 4頁）。

4 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学部、研究科ともに、授業料等の費用および奨学金等の経済的支援については、大学案内、入学試験要項、大学ウェブサイトにおいて情報提供している（資料4-1 34頁、資料5-1 26頁、資料5-6【ウェブ】、資料5-7【ウェブ】）。

5 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入試委員会において、学生募集の運営、試験の実施について、企画立案している。各試験の評価の基準や方法についても入試委員会で検討され教授会で報告し共有されている（資料5-8）。

文部科学省による入試の新たな体系が示された入試改革に対応するために、2020（令和2）年度からの入学者選抜について、入試委員長、広報委員長などから構成される「アドミッション構想会議」がアドホックとして設置され、検討が行われた。その結果、現在の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入試区分が整えられた（資料5-9）。

6 公正な入学者選抜の実施

本学独自の「学びの計画書」（資料5-10）などの出願に係る書類や「課題」、面接に関する評価基準を設定し、公正に評価している。さらに面接試験には、面接ガイドライン（資料5-11）を作成し、適切に判定している。

7 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、障がいや疾病等の事由により、入学試験や入学後の学修について配慮を希望する者に対して、受験前に面談の機会を設けており、このことを入学試験要項や本学ウェブサイトで公表している（資料5-4 7頁、資料5-5 7頁、資料5-12）。

具体的には、配慮を希望する場合は、受験希望者本人と保護者、大学側は、障がい学生アドバイザー（教員）、障がい学生コーディネーター（職員）、教務担当および入試担当の職員で事前面談を行い、現在高校等で受けている配慮内容や入学試験で必要な配慮、修学や学生生活で必要な配慮の聞き取りを行い、双方で入学後の配慮について合意のもとで出願に臨めるよう対応している。

8 オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度入学試験においては、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、オンラインによる面接試験等の対応を行った。

オンライン面接による対応は、総合型選抜、学校推薦型選抜において実施した。2021（令和3）年度入学者選抜では2名、2022（令和4）年度入学者選抜では1名の受験者に対応した。試験前には、同条件でオンラインの接続試験を行い、試験当日も面接時間前に接続の確認を行う配慮をした（資料5-13）。

点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

9 入学定員に対する入学者比率

総合人間学部の過去5年間の入学定員90名に対する入学者数比率の平均値は0.92となっている。なお、本学は、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止することを2024（令和6）年3月に決定した。

総合人間学部		2019	2020	2021	2022	2023	平均値
人間福祉心理学科	入学者数(B)	123	95	93	60	42	82.6
入学定員(A)・・・90	B/A	1.37	1.06	1.03	0.67	0.47	0.92

10 編入学定員に対する編入学比率

総合人間学部の過去5年間の編入学定員20名に対する編入学生数比率の平均値は0.40となっている。

総合人間学部		2019	2020	2021	2022	2023	平均値
人間福祉心理学科	編入学者数(B)	11	9	8	6	6	8
編入学定員(A)・・・20	B/A	0.55	0.45	0.40	0.30	0.30	0.40

1.1 収容定員に対する在籍学生数比率

総合人間学部の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率の平均値は0.95となっている。

総合人間学部		2019	2020	2021	2022	2023	平均値
人間福祉心理学科	在学生数 (B)	377	400	412	391	313	378.6
収容定員 (A)・・・400	B/A	0.94	1.00	1.03	0.98	0.78	0.95

総合人間学研究科の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率の平均値は下表の通りとなっている。

総合人間学研究科		2019	2020	2021	2022	2023	平均値
社会福祉学専攻 (前期)	在学生数 (B)	23	14	11	8	7	12.6
収容定員 (A)・・・20	B/A	1.15	0.70	0.55	0.40	0.35	0.63
臨床心理学専攻	在学生数 (B)	23	20	25	26	25	23.8
収容定員 (A)・・・20	B/A	1.15	1.00	1.25	1.30	1.25	1.19
社会福祉学専攻 (後期)	在学生数 (B)	16	16	16	13	12	14.6
収容定員 (A)・・・9	B/A	1.78	1.78	1.78	1.44	1.33	1.62

1.2 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

1) 総合人間学部

入学定員の5年間の平均値は0.92と適正な範囲であるが、2022(令和4)年度と2023(令和5)年度に入学者が定員を大きく下回った。新型コロナウイルスの影響で、オープンキャンパス等の学生募集活動が実施できなかったことが一因と考えられるが、そのような中で新たな対策を十分できなかったことが入学定員を下回ったことにつながった。

また、編入学定員については、2019(平成31・令和元)年度以外は、定員の5割を切る状態が続いている。

今後の学生募集の見通しも厳しいことが予想されることから、2023(令和5)年4月に学内教職員による「戦略企画委員会」をアドホック委員会として発足させ、コンサルタント契約を結び学生募集の見直しを開始した。この戦略企画委員会の協議により、新たな奨学金の創設、および、SNSの活用やランディングページの改善等を行うこととし、従来と異なるアプローチによる受験生獲得の方策を実施した。続いて、別組織として、学内教員による「リカレント教育プロジェクトチーム」を立ち上げ、社会人学生、編入学生をより多く受け入れるための方策を検討し、取り組みを見直した。具体的には、「ルーテル・リカレント」と称して、「学びへの扉」オンライン講座を3回開催し、また、特定の1週間、本学学生に提供している授業(指定された授業)を受講できる「授業体験週間」を企画し、社会人入学、編入学の学生増のための方策を実施した。その成果として、ルーテル・リカレント「学びへの扉」オンライン講座の第1回「カウンセリング技法の体系的理解と演習」には19名、第2回「子ども、グリーフ、遊び～サポートのための理解～」に

は 13 名、第 3 回「対人援助における人間理解～スピリチュアルケアとは」には 33 名、3 回の実参加者数は 48 名に上った。さらに、「授業体験週間」では、25 科目を自由に受講可能な科目として提供し、合計 22 名が参加した。最終日に開催した社会人学生との交流会には 5 名が参加した（資料 5-14）。

その後「戦略企画委員会」から、大学運営会議および学長への上程を受け、2023（令和 5）年度 9 月より新たな組織として教職員からなる「学びの特徴見える化プロジェクトチーム」が立ち上げられ、学生をより多く受け入れるために、本学の特徴を明確に示すための取り組みを見直し、改善している。しかし、残念ながら本学は、2025（令和 7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止することを 2024（令和 6）年 3 月に決定した。

2) 総合人間学研究科

社会福祉学専攻は、社会人が働きながら学べるよう、木・金曜日の夜間と土曜日に開講している。一般社会のコロナ禍は収束したようにみえるとはいえ、高齢者や障害者を対象とした社会福祉の現場では、新型コロナウイルスへの警戒心が緩むことはなく、対面のみの授業の提供では、社会人の学生が入学することが難しくなっている。このことから、2024（令和 6）年度から学期中、一部の授業をオンライン授業で提供することとし、社会人学生が学修しやすい授業の開講方法を取り入れることとした（資料 5-1 3 頁）。

臨床心理学専攻は、過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生数比率の平均値が 1.19 と、適正な範囲を維持している。引き続き公認心理師・臨床心理士となることを希望する方々のニーズに応えられるよう、教育内容を精査しつつ、魅力を発信していく。

しかし、残念ながら本学は、2025（令和 7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止することを 2024（令和 6）年 3 月に決定した。

点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集については、定例教授会では、オープンキャンパスの参加状況、受験申込者数等を共有し、学生募集活動の点検を行っている。年間を通して広報委員会、入試委員会で次年度の方策を検討してきたが、2018（平成 30）年度より、3 月末に「キックオフ・ミーティング」と題する会合を持ち、全教職員で学生募集に関する情報取り組みを共有している。

2022（令和 4）年度入試の結果を受け総括を行い、入学者の希望コースの状況、高校の制度別の入学者の状況などを分析した。これらの分析は、コース制の在り方、アプローチ

を強化する高校などの検討に活用された（資料 5-15）。

さらに、2023（令和 5）年度入試の結果を受け、前述の「戦略企画委員会」において、競合大学の分析を行い、効果的な学生募集を検証し、実施に向けて取り組んでいる。

入学者選抜については、2021（令和 3）年度入学者選抜より、学部での入学者選抜（総合型選抜、学校推薦型選抜）において、「学びの計画書」（資料 5-10）を新たに出願書類とするなど、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜がより明確になるような出願書類を取り入れた。

さらに、思考力、判断力、表現力を測るために、面接だけでは測れない要素を補足的に確認するため「記述式小課題」を 2023（令和 5）年度入学者選抜より実施した（資料 5-16）。

5.2. 長所・特色

本学では、アドミッション・ポリシーを明示したうえで、それに基づいた学生募集、入学者選抜を実施し、点検・評価、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

入学者選抜においては、「大学入学共通テスト利用型」を除く全ての選抜方式で、面接試験を実施している。新型コロナウイルスの感染拡大時においても、感染防止対策を実施の上、面接試験を実施してきた。これは、対人援助の専門家の育成を目指し、アドミッション・ポリシーを守っていく上でも、本学にとって、また、入学する学生にとっても大切な取り組みとして、維持してきた。

さらに、合理的配慮を必要とする、障がいのある志願者には、出願前に面談を行い、入学試験時だけでなく、入学後の対応についても相互に確認を行い、納得をしたうえで受験をしてもらっている。

5.3. 問題点

総合人間学部では、適切な定員を設定し、学生の受け入れを行ってきたが、明らかに受験者数及び入学者数の減少がみられる。そのため、入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の改善が必要である。現行の入試委員会、広報委員会は、実務を担うことを中心に取り組んできた。法人として、長期的な見通しの中で、受験者の動向などの分析検討が行われてこなかった。学部学科の在り方は見直しを重ねてきたが、その魅力を十分に受験生に伝えることができなかった。学生のニーズの把握や情報周知を図るといった定員管理に向けた取り組みが必要であった。総合人間学研究科の社会福祉学専攻においても、受験者数、入学者数の減少の傾向がみられてきた。そして、残念ながら本学は、2025（令和 7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止するという苦渋の決断を 2024（令和 6）年 3 月にするに至った。

5.4. 全体のまとめ

本学では、アドミッション・ポリシーを定め、公表している。また、アドミッション・ポリシーに基づいて学生募集を適切に行い、授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供を適切に行ってきた。さらに、本学は、アドミッション・ポリシーに基づき、責任の所在が入試委員会にあることを明確にした上で、入学者選抜を運営し、公正に実施しており、オンラインによる入学者選抜を行う場合にも、公正な実施を心掛けてきた。

学生の受け入れ、収容定員に対する在籍学生数の未充足への対策については、広報委員会や入試委員会を中心に協議し、改善を行ってきた。これらの委員会で内部質保証委員会が集約する毎年度の自己点検・自己評価を検証しながら、大学運営会議や教授会で改善を行い、指示してきた。そして、より集中的な検討と、具体的な対策を推進するため、「アドミッション構想会議」「戦略企画委員会」「リカレント教育プロジェクトチーム」を組織し、短期間で数多くの会合を持ち対策を推進してきた。さらに「戦略企画委員会」における検証の結果、内部質保証をするための改善案として、大学運営会議へ上程された内容を受け、1 学科での教育が受験生により分かりやすいものとするために、「学びの特徴見える化プロジェクトチーム」を組織し協議した。

近年の出願動向を見ても、本学の規模や特徴を考えても、対症療法的な対応ではなく、本学の魅力や強みは何なのかを私たち自身が改めて問い直し、法人として、5年、10年、20年先を見通した中長期的なしっかりとした戦略を立てることが重要であったと考える。

以上のことから、本学は、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止すると決定しているものの、本学の学生の受け入れについては、大学基準5に照らして概ね適切に取り組んできており、上述した問題点に真剣に対応していくことが肝要であったといえる。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針

本学は、「学校法人ルーテル学院 就業規則」第2条において、以下のように規定している（資料6-1 | 1頁）。

第2条 本学職員は、この規則及びこれに附属する諸規定を遵守し協力してその職責を遂行し、もってキリスト教精神に則った本学設立の目的達成に寄与すべく、努めなければならない。

また、2015（平成27）年には「ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的点検・評価 規程」および「ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的点検・評価 運用内規」を定めた。前者の第1条および第2条に本学の求める教員像およびその責任が明示されている（資料6-2、資料6-3）。

第1条 ルーテル学院大学は、「建学の精神」、「本学の使命」（ミッション・ステートメント）及び「学則」に掲げる、キリスト教に基づく人格教育と心と福祉と魂の高度な専門家の養成を行うために建てられた。その教育の任に当たる専任教員は、本学の教育の質の維持・向上のために絶えざる自己点検・自己評価とそれに基づく改善・向上に尽くすものである。その一助として、本学は総合的教員評価を行うために必要な事項を定める。

第2条 専任教員は、本学の教育目的を遂行するために、個人としてまた教員組織として、教育と研究にあたりとともに、その資質の向上に努め、また本学の運営のための校務を担い、併せて社会に貢献するものである。自己点検・自己評価は、その働きの総体を定期的にレビューするものである。

大学として本学が求める教員像および教員組織の編制方針については、以下のように定

め、ウェブサイトにおいて公表している（資料 6-4【ウェブ】）。

<大学の求める教員像>

本学の教員は、建学の精神及び本学のミッションを十分に理解したうえで、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」という本学の教育目的の達成のために、教育と研究に専心する者であり、優れた教育力・研究力・地域社会への貢献力を有する者とする。

<教員組織の編制方針>

本学は、文部科学省の設置基準に則った専任教員を配置するとともに、教育研究上の目的や、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、学生支援方針などを実現するのに十分な教員組織を編制する。

<教員の募集・採用・昇格方針>

教員の募集・採用・昇格は、透明性、適切性を保ちつつ、「ルーテル学院大学専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇任）」等に則って公正に選考・審査する。

また、本学の「ルーテル学院大学 専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇任）」（以下、「専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇任）」という）の第 10 条においては、「人事委員会は、任用の必要な学科および教養部門・専攻分野・職位・年齢等を審議し、任用計画を立て、教授会に諮った上、任用に必要な手続き（募集方法、応募条件、必要書類、選考方法等）を決定する」と規定しており、これらの方針、規程に則って、教員組織が編制されている（資料 6-5）。

2 学部・研究科における教員像

本学は、1 学部 1 学科の大学である。よって、上記大学として求める教員像および教員組織の編制方針は、すなわち、学部における教員像や教育組織の編制方針である。

加えて、本学は大学院に総合人間学研究科を有している。研究科では、臨床心理学専攻においては修士課程を、社会福祉学専攻においては博士前期課程および博士後期課程を有している。そこで、各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等を明確にするため、2017（平成 29）年度に「ルーテル学院大学 大学院担当教員資格規程」（以下、「大学院担当教員資格規程」という）および「ルーテル学院大学 大学院担当教員審査基準」（以下、「大学院担当教員審査」という）を定めた（資料 6-6、6-7）。

これにより、新たに大学院の科目を担当する、あるいは、研究指導を担当するときには、大学院の専攻教授会において大学院担当教員の資格審査を行い、教授会に報告することとなった。この規程に基づき 2023（令和 5）年度、社会福祉学専攻博士前期課程および社会福祉学専攻博士後期課程においては、6 名が研究指導（研究指導補助教員 1 名を含む）を

担当している。また、臨床心理学専攻修士課程においては、7名が研究指導を担当している（研究指導補助教員1名を含む）。

点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

評価の視点4：教養教育の運営体制

3 大学全体、学部、研究科の専任教員

1) 総合人間学部

教員組織については、大学設置基準および大学院設置基準を満たす専任教員を配置して、カリキュラム・ポリシーが実践可能な体制を整えている。本学は2014（平成26）年度より、総合人間学部人間福祉心理学科の1学部1学科体制をとってきた。

本学は教育の質を保つために教員数の維持に努め、2023（令和5）年度の専任教員数は22人である。職位別にすれば、教授11人、准教授8人、専任講師2名、助教1名という内訳となり、大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしている（大学基礎データ表1、表4）。

2) 総合人間学研究科

本学研究科には社会福祉学（収容定員は博士前期課程20人、博士後期課程9人）、臨床心理学（収容定員は修士課程20人）の2専攻を擁しており、それぞれの必要に合わせ、社会福祉学6人、臨床心理学7人、総勢13人の専任教員を配置している（大学基礎データ表1）。

その資質と資格に関しては、2017（平成29）年度に定めた既述の「大学院担当教員資格規程」および「大学院担当教員審査基準」に則り、大学院専攻教授会で審査の上、授業お

よび研究指導担当の可否を決定している（資料 6-6、6-7）。

社会福祉学専攻では、社会福祉学の研究業績に優れ、教育実績が豊富な者に加え、国内外での福祉現場での実践経験を持つ者も多く（6人中5人）、高度なソーシャルワーカーの養成に貢献している（資料 6-8【ウェブ】）。

臨床心理学専攻では、同様に臨床心理学の研究業績の優れた者であると同時に、臨床心理士および公認心理師資格を持って臨床実践を行っている者を揃えている（7人中6人）。これによって（公財）日本臨床心理士資格認定協会が第1種指定大学院として認定する際の条件を、2005（平成17）年大学院修士課程開設・2006（平成18）年第1種指定大学院認定以来、一貫して満たす人員構成を維持し、また、併せて公認心理師の養成も行っている（資料 6-8【ウェブ】）。

4 教員組織の編制方針と教員組織

1) 編制方針

本学は2014（平成26）年より総合人間学部人間福祉心理学科の1学部1学科体制をとっている。総合人間学部人間福祉心理学科においては、本学の教育目的である「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」および本学の使命（ミッション）『『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する』に沿って教員を組織している。

具体的には、対人援助の専門的教育研究のために、社会福祉学、また臨床心理学を専門とする教員を採用し、社会福祉士、公認心理師といった国家資格に対応する教育課程の中軸を担うものとしている。また、対人援助において必要とされる全人的理解を深める教育研究のために、キリスト教に基礎をおいて人間、宗教と文化、歴史と世界を研究するキリスト教学（神学）の教員を採用している。これにより、学生に人間福祉心理学科としての専門科目を人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系、として提供できている（資料 6-9）。

教員組織の運営において、大学全体としては、総合人間学部には学部長を、人間福祉心理学科には学科長を配置し、大学運営会議の構成メンバーを学長、研究科長、学部長、学科長、教授会書記および事務長、事務次長とすることにより、大学運営会議に必ず3つの学系（人間学、社会福祉学、臨床心理学）を代表する立場の者が入るようにしている（資料 6-10）。

2022（令和4）年までの入学者は、キリスト教人間学・福祉相談援助・地域福祉開発・臨床心理・子ども支援の5コース制のもと入学してきた。それぞれのコースにはコース主任を配置し、責任をもって履修指導や就職進路相談に応じることとしている（資料 6-9）。

2) 教員組織、国際性、男女比、年代

専任教員の採用基準では修士号以上を持つことを要求しているが、専任教員22人のうち、15人が博士号を有する。

22名の教員のうち、アメリカ人が3名である。また、海外（アメリカ、フィリピン、イギリス）において、学位（修士号かつ/または博士号）を取得した者が12名おり、うち5名が海外の大学院で博士号を取得しており、国際性のある教員構成となっている（資料 6-9）。

教員の性別は、男女比のバランスが図られるように女性の教員の採用、雇用の継続に意を用いているが、結果的に、2023年度における男女比は13：9であり、女性の全体に占める割合は40.9%である（資料6-9）。

教員の年代別のバランスは、学生指導の面から、また、教育研究の連続性・継承性を図るためにも重要と考えている。定年などにより退職者が出れば、極力若手の採用に努めている。2023年度の年代別構成は、40歳代8人（36.4%）、50歳代5人（22.7%）、60歳代8人（36.4%）、70歳代1人（4.5%）の計22人である。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮している（大学基礎データ表5）。

3) 教育上主要科目の担当、教員の授業担当負担への適切な配慮

教育上主要と認められる授業科目は、原則として専任教員が担当することとしている。授業科目の担当は、学部においては、学部長、学科長と教養主任を中心に検討し、研究科においては、社会福祉学専攻主任、臨床心理学専攻主任を中心に検討される。各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）の教員による会議、専攻教授会で毎年度、9月頃に次年度以降の開講科目と担当教員を確認し、その結果が集約されて教務委員会で決定される。この過程の中で、教育上主要と認められる授業科目の担当者について調整を行う。一例をあげると、全学生の必修科目である「社会福祉原論Ⅰ」について、長らく本学の専任教員が担当してきたが、その者の2022（令和4）年度末での定年退職が予定された。別の科目については、この定年退職した者（名誉教授）に引き続き非常勤講師として科目の担当を依頼したが、「社会福祉原論Ⅰ」の科目に関しては、本学の教育の根幹をなす科目であることから、専任教員である別の教員（准教授）が2023（令和5）年度より担当することとした。

非常勤講師（兼任教員）の選任と委嘱に際しては、先ず各学系および専攻教授会で候補者を挙げ、教務委員会で選考し、履歴と業績の審査と共に大学教授会が審議し、学長が決定する。

教員の授業担当負担について、本学では常に見直しを行い、できるだけ公平な授業担当負担となるよう心掛けている。例えば、社会福祉士養成課程が見直しされ、2021（令和3）年度入学者より新たな指定科目（実習・演習科目増を含む）が実施されることになった。そのことを見据え、2020（令和2）年度前半に、これまでの科目の担当と、新たな社会福祉士養成科目における科目の担当のあり方について実習演習科目を担当する教員でプロジェクトチームを組み検討し、一部の教員に過重な負担が偏らないように協議、決定してきた。

また、臨床心理学系においては、大学院における臨床心理士資格（民間資格）対応のカリキュラムの実施に加え、2018（平成20）年度より公認心理師（国家資格）にも対応したカリキュラムにするため、学部レベルにおける実習や、大学院レベルにおける実習巡回の頻度、回数増が予想された。加えて、臨床心理学を主に学びたい学生の割合が多いことも鑑み、臨床心理相談センターに常勤の専任教員を配置し、その者の定年退職後も新たに専任教員を採用した。また、2022年度には実習巡回の引率者として非常勤講師を採用することとした。

4) 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

本学では、教員と職員が目的を共有し、それぞれ責任を明確に認識しながら、お互いに連絡を取り合い、役割を分担し、連携・協働し、組織的かつ効果的に教育研究活動を繰り広げている。大学の各種委員会は、ほぼ全て教員および職員が担当として配置される。教員（原則として2年任期）および職員をどの委員会に配置するかは、学長と事務長を中心に隔年ごとに検討され、校務分担表案に集約される。校務分担表案は、教授会の審議に附され、承認を得て、全教職員に配布される（資料6-11）。

委員会によっては、職員が委員長となる委員会（安全衛生委員会）もあるが、ほとんどの委員会において委員長・副委員長は教員が担い、職員も参加しながら、対等な立場で協議を行い、委員会ごとに課題に対応し、教育研究活動をすすめている。

5) 指導補助者活用の適切性

本学では、2021（令和3）年度より、一部の科目で指導補助者（ティーチング・アシスタント＝TA）を導入した。授業を担当する教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等については、規定およびガイドラインに明記している（資料6-12、資料6-13）。

指導補助者が担当する業務範囲については、（1）授業科目の補助業務（①講義、実験、実習、実技等に関する機器等の準備および片付け、②授業に関する教育用機器等の操作、③授業用資料の準備・印刷、④レポート等提出物の回収、⑤授業用資料配付、⑥出席管理補助、⑦授業の規律維持補助）、（2）授業科目に関する学部学生に対する学修上の相談および指導（①学生の授業における発表、報告の準備支援、②学生の質問等への対応、③レポート等提出物の添削補助）と定め、授業科目の指導に係る一義的な責任を授業担当教員が負うことを明確にしている。また、授業中に事故等が生じた際は、授業担当教員が対応をする責任を負うものと明示し、指導補助者に不当な不利益が生じないように配慮している。授業担当教員が、授業時間ごとの指導計画を作成し、当該授業の実施状況を把握し、成績評価も行っている。

6) 教養教育の運営体制

本学では、教養教育の運営体制を明確にするため、長年教養主任を選任してきている。教養主任は、学内の教育において重要な役割を担っており、学内の教育研究活動の根幹に関わる人事委員会やFD・SD委員会のメンバーである。また、教養教育については、教養教育科目を担当する専任教員より構成される教養部会を設け、その協議結果は、教授会で定期的に報告され、全学で共有している。また、専門科目への導入となる教養科目については、専任教員と非常勤講師で分担して提供している（資料6-14）。

点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任の実施

5 教員の募集、採用、昇任

1) 募集、採用

教員の採用は、「専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇任）」に定められている。教員の職位ごとの条件が第5条～第9条に定められており、その条件を満たす者を、同第10、第11条に定める手続きに則って募集・採用している。学長の発議によって人事委員会が招集され、学科、専攻分野、職位、年齢等を考慮した教員人事採用計画が立てられる。その計画に基づき、選考委員会が組織され、同委員会が一般公募（場合によっては学内公募）を行う。応募を得て、書類選考、面接による審査を行い、人事委員会が採用候補者を選定し、教授会の審議を経て、学長が決定する。

本学は小規模であり、毎年採用人事が発生するわけではない。定年退職する教員がいても新任教員をすぐに採用せず、科目によっては専任教員が引き継いだり、非常勤講師に引き継いだりしてきた。ただし、大学院臨床心理相談センターに配置する専任教員のあり方については、人事委員会で協議を重ね、2023（令和5）年より新たな教員の採用をした。

新規採用する教員の職位は、上記規程第12条に従い、専任教員のうち教授によって構成される「正教授会」が審査し、教授会の審議を経て、学長が決定する。審査は、人柄、学歴、職歴、学会や社会における活動歴と、本学が目指す教育への理解、教育上の能力、学術研究上の業績等全般により行う。この審査の過程で、大学院担当教員資格基準に該当するか否かの判断も行う。

大学院の担当教員の採用および職位審査についてであるが、本学の人事委員会のメンバーには研究科長が含まれており、また大学院担当教員の職位を定める正教授会の構成員には、大学院担当教授が含まれていることから、大学院における新たな教員の採用および職位の決定において、研究科の意向は反映される仕組みになっている（資料6-5）。

2) 昇任

専任教員の昇任は、「専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇任）」第10条～第20条の定めるところに従い、「正教授会」がその任に当たる（資料6-5）。

教授は、本学で准教授として概ね5年以上、准教授には専任講師または助教として概ね3年以上を本学で勤めた者の中から適当と思われる者を審査対象者として人事委員会を選び、教授会に正教授会の招集を要請する。正教授会は、当該審査対象者の専攻分野に近い教授の中から主査および副査各1人を専任し、審査に当たらせる。主査および副査は、本人から提出された現職位に就任以降に発表した学術論文3点および業績一覧および、教育、校務、社会貢献についての実績申告書をもとに、学術研究、教育、校務、社会貢献について総合的に審査をして、昇任に関する意見（審査結果）を正教授会に提出する。正教授会はそれに基づき判断する。正教授会議長は昇任が適当と認められた者の昇任を教授会に提案し、その審議を経て学長が決定し、理事会に提案し、理事会が審議・決定する（資料6-5）。

また、同16条においては、人事委員会の発議による昇任の推挙がなされなかった者が、学内の正教授2名の推薦を得た上で自己推挙する制度も設けている。人事委員会は、申し立てを受け、昇任の推挙について審議を行うこととなっている（資料6-5）。

<p>点検・評価項目④</p> <p>ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p>
<p>評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施</p> <p>評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p> <p>評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施</p>

6 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は全学的な活動である。FD活動は、FD・SD委員会規程に基づき、FD・SD委員会が企画および運営を担い、定期的な研修会を実施している（資料6-15）。

以下は、「FD・SD（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）の実施方針」の抜粋である（資料6-16【ウェブ】）。

<教員の資質向上方針>

教員の教育研究力の維持・向上に、組織的かつ継続的に取り組むため、FD・SD（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）委員会を中心となり、全教職員が参加するFD研修会を、年数回実施する。

この研修会は、全教職員に参加が義務付けられており、やむを得ない理由により参加できない場合は、事後に当日の動画や資料をもとに自己学習することとしている。具体的には、2022（令和4）年度は、7月13日にデータサイエンス教育の取り組みへの支援「人文社会科学におけるデータサイエンス教育」と題して、外部の講師を招き実施し、本学での科目構成や教育内容についての検討へとつなげた。また同年度1月18日には、「学生アンケート調査の意見を活かすための対策及びアクティブ・ラーニングのための工夫について」と題し、学生へのアンケート結果と具体的に授業での工夫や課題を本学教員が発題し、参加者全員でグループディスカッションを行った。同日には大学院（総合人間学研究科）FDとして「英文の論文・抄録の書き方」に関する研修をネイティブの本学教員が講師となり実施した（資料6-17）。

7 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学は、「専任教員の職務の総合的 point 検・評価規程」および「専任教員の職務の総合的 point 検・評価 運用内規」により、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価を行っている。専任教員は、「専任教員の職務の総合的 point 検・評価 運用内規」に付された表に従い、自らの研究、教育、校務、地域・社会貢献の4分野の活動について、自己 point 検・評価を行う。また、内部質保証委員会は、毎年度この表を、期日までに学長に提出することを求めている。学長は、提出された各教員の総合的 point 検・評価のリストをもとに、教育活動、

研究活動、社会活動等の状況を把握し、評価する。この表には、科学研究費の申請・採択状況も記入することとしている。また、学長は、学生による授業評価の結果も併せ、専任教員の教育活動、研究活動、社会活動等を総合的に評価している（資料6-2、資料6-3）。

本学は全専任教員へ研究費を支給し、また、全専任教員を対象とする研究研修休暇制度（サバティカル・リープ制度）を有し、（一社）日本ソーシャルワーク学校連盟等のセミナーへの参加旅費を支給し、学内研究助成奨励金制度を設けることなどにより、教員の教育活動、研究活動、社会活動を後押ししている（資料6-18、資料6-19）。

教員の教育活動、研究活動、社会活動の結果の活用については、毎年度、内部質保証委員会より、全教員に対して当該年度の研究業績を始めとする、教育活動、研究活動、社会活動の実績を（前述した「専任教員の職務の総合的点検・評価 運用内規」に付された表とは別に）提出するように促している。提出されたものは、広報担当者に提供され、外部の人にわかりやすく大学ウェブサイトで公表されている（資料6-20【ウェブ】）。

また、毎年度、紀要編集委員会から、全専任教員に対して、締め切り（9月末）より早い時期（6、7月）に教授会の間を通して、『ルーテル学院研究紀要』への投稿の呼びかけを行い、投稿予定の申し出を募っている。これにより教員の研究活動等の結果のまとめを促し、公表の機会を提供している（資料6-21【ウェブ】）。

8 指導補助者に対する研修

本学では、指導補助者としてTAを採用している。「ルーテル学院大学 ティーチング・アシスタントに関する規程」では、TA活用の目的や職務内容、採用、管理監督等について定めている。また、「ルーテル学院大学 ティーチング・アシスタント運用ガイドライン」では、TAが担当する業務の範囲、授業担当教員との役割分担、トラブルの対処、守秘義務、学生や関係者への対応などが定められている。本学のTAは全学で各学期2名程度にとどまるものであり、制度として位置づけられた研修はないものの、この規程およびガイドラインをもとに、TAを担う者に対して、担当教員から個別に説明を行うようにしている（資料6-12、資料6-13）。

点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性について、本学では定期的に点検・評価を行っている。毎年度10月から11月にかけて、まず、大学運営会議で協議を行う。その上で、人事委員会を開催し、翌年度以降の教員組織のあり方について協議している。第1回人事委員会においては、本学の大学の教育目的、使命（ミッション）に基づき、大学の教員組織の編制がなされているか、教員組織の編制に合致した教員構成になっているかについて協議を行う。それを踏ま

えて、教員の募集・採用および昇任について、各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）および教養部門それぞれから希望（必要性）や昇任候補者についての情報提供を呼び掛けている。第2回人事委員会においては、各学系および教養部門それぞれから、教員の募集・採用の希望（必要性）や昇任候補者を提示している。これらの人事委員会における協議の結果は、大学運営会議で共有する。この過程を通して、毎年度、本学における教員組織の適切性についての全学的な点検・評価を行い、この結果を受けて、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

6.2. 長所・特色

本学は、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を明示し、各教員組織が教育研究活動を展開している。教員組織は、海外での学位取得割合が高く、国際性が高く、女性の教員の割合が高いのが特徴である。大学院担当教員の資格審査、教員の昇任審査も明確な基準に基づき定期的を実施し、適切に配置し、教育上主要な科目は、その科目を担当していた教員が退職した後などにおいて専任教員が担当するよう適切に調整している。また、「人文社会科学におけるデータサイエンス教育」「学生アンケート調査の意見を活かすための対策及びアクティブ・ラーニングの工夫について」「英文の論文・抄録の書き方」など、多面的にFD研修会を企画実施し、全教職員が参加しているのが特徴である。

6.3. 問題点

「指導補助者に対する研修」については、指導補助者（TA）の制度の導入が2021（令和3）年度ということもあり、体系的な研修として実施してはいない。該当人数が各学期1、2名であるため、個別にガイダンスを実施し、ガイドラインを読み合わせしている。今後、実施の必要性について検討し、必要があれば実施していきたい。

また、定年退職を迎えた教員が退職した後も、本学の教育の質は、主要科目を専任教員が引き継ぐなどの工夫を重ねることで維持されている。後任に新たな専任教員を迎え入れることができていない学系もあり、教員組織において30歳代が現在不在であることは課題である。理事会評議員会の理解を得ながら教員組織の編制を整えていきたい。

6.4. 全体のまとめ

本学では、求める教員像、教員組織の編制方針および教員人事の方針を明確に定め、規程等に則った手続に従い、募集・採用・昇格の選考を厳正かつ公平に行っている。

本学は、総合人間学部人間福祉心理学科Ⅰ学部Ⅰ学科、総合人間学研究科社会福祉学専攻および臨床心理学専攻の教育課程にふさわしい教員組織を整備している。教員の資質・能力の改善・向上を図るため、全教員参加のFD研修を定期的で開催し、積極的に取り組んでいる。教員組織の適切性に関する点検・評価については、学長のリーダーシップのもと、大学運営会議において人事計画や教員の昇格の在り方の検証を行っている。また、毎

年度、人事委員会で、教員の採用の意向（希望）、教員昇格の候補者の集約を行い、全学で取りまとめて、その適切さを検証した上で実施している。

以上のことから、本学の教育・教員組織は、大学基準6に照らして概ね適切であり、上述した問題点に対応していくことが肝要であるといえる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

点検・評価項目①

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点Ⅰ：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

Ⅰ 学生支援に関する大学の方針

本学では、「学生支援に関する方針」を定め、大学ウェブサイトで公開している。学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援を主に修学支援、生活支援、キャリア支援、障がい学生支援に分け、所轄する委員会を設け、必要な協議を行いつつ支援している。本学の「少人数教育」の特徴を生かし、教員組織と事務組織が緊密に協力、連携して学生支援を行っている（資料7-1【ウェブ】）。

（1）修学支援に関する方針【教務委員会】

本学の使命（ミッション）『一人ひとりを大切にする教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」に基づき、修学面において全ての学生の個別のニーズに対応できるよう、教職員・関係部署が連携、協力して支援する。

（2）生活支援に関する方針【学生サポート委員会】

全ての学生が、安心・安全なキャンパス生活を送ることができるよう、生活面、健康面、心理面、経済面における相談体制を整え、学生に必要な支援をする。

（3）キャリア支援に関する方針【就職進路支援委員会】

キャリア教育の中で、学生が①自己理解を深め、②コミュニケーション能力等を向上させ、③業界や企業の理解を深め、④職業観・勤労観を育むよう支援する。そして、学生がインターンシップや実習に参加し、就職活動への取り組み姿勢を向上させ、あるいは、進学準備を進め、キャリア形成に結びつくよう支援する。

（4）障がい学生支援に関する方針【障がい学生支援委員会】

障がいのある学生が主体的に学ぶことができるよう、教育の質の保障に努める。また、障がいのある学生が利用しやすいように、施設設備へのアクセシビリティ向上に取り組む。

点検・評価②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

2 学生支援体制

1) 学内の体制

学生支援に関する日常事務業務（教務、福利厚生、奨学金、障がい学生支援、就職進路、国際交流）は、学生支援センターが担当している。また、諸事項について協議審議する委員会組織は以下の通りである。

- ・教務委員会：休学退学等の学籍や成績カリキュラムに関する事項の取り扱い
- ・学生サポート委員会：奨学金や学生寮等の生活支援

- ・障がい学生支援委員会：支援の必要な障がいのある学生の修学支援
- ・就職進路支援委員会：キャリア形成の支援
- ・IEC（国際交流委員会）：海外研修・留学、留学生受入れ等の国際交流の取り扱い
- ・権利擁護委員会：ハラスメント全般の取り扱い

各委員会は、教員と職員を構成員として定期的開催され、それぞれの立場から情報を共有し、よりよい学生支援が行えるようにしている。また、心身の健康保持は健康管理室が、メンタル面での悩みや課題に関する相談については学生相談室が担当している。事務組織、委員会組織は必要に応じて学生アドバイザーおよび関係教員と情報を共有して、それぞれが緊密な連携のもとに協力して支援を行っている。

種々の学生支援については、『CAMPUS LIFE GUIDE BOOK』やポータルサイトの掲示板等で、また、新入生に対してはオリエンテーション等を通じて周知を図っている（資料 1-4 46-51 頁）。なお、学生寮については、入寮希望者が少ないことから、2022（令和4）年度で閉寮した。

2) 学生アドバイザー制度

本学では、全学生に専属の教員が就く、「学生アドバイザー制度」を設けている（既述のように、2023（令和5）年度途中までは新入生アドバイザーと呼んでいた）。学生アドバイザーは、修学支援、生活支援、キャリア支援のいずれの面においても指導・助言を個別に行うものである。学生アドバイザーは、原則として、1年次の後期の選択必修科目である各学系のフレッシュマンゼミで各学生が希望する学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）によって割り当てている。留学生にも学生アドバイザーが就くことにより、入学時から卒業まで、個別の相談にのることのできる体制をとっている。なお、2022（令和4）年度までの入学学生については、コースごとに教員を割り当てていた。

新入生に対しての面談日は、学事暦（5月、9月）に示している。新入生（1年生と編入生）には、まず、ゴールデンウィーク明けに面談を実施し、大学生活全般への慣れなどを確認している。9月の面談では、前期成績について一緒に振り返りを行うこととしている。面談で得た情報で、共有したほうが良い内容は、他の教職員と共有し、適切な指導につなげている。学生には、履修に限らず生活を含めた様々な相談に応じると伝えてあり、学生アドバイザーは、さまざまな相談に対応している（資料 4-17）。

3 修学支援

1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

(1) 入学前教育

本学では、既述のように、合格が年内に決定する総合型選抜、学校推薦型選抜の合格者を対象に入学前教育を課している。内容は、入学後の学びの備えとして修学意識が向上することを目的に、自分の希望する専門分野に関する新聞記事や書籍等を読んで課題文を提出することである。また、提出された課題へのフィードバックとして、担当教員が個別にコメントを付けて、返却をしている。さらに、入学後の学びへの導入として、入学前にスクーリングの機会を設けて、小論文の書き方等について指導を行っている。

(2) 正課外教育：国家試験および大学院入試対策

本学では、正課外教育として、社会福祉士の国家試験を受験する学生を対象に、2日間・連続3コマで外部講師を招いて集中講座を提供している(資料 7-2)。また、2015(平成 27)年度より保育士試験を受験する学生を対象にした保育士筆記試験対策講座を、7日間の集中講座で提供している(2023(令和5)年度は不開講)(資料 7-3)。さらに、大学院受験を希望する臨床心理学を主に学ぶ学部生を対象に、院生の指導による自主勉強会を行っている。勉強会という名称であるが、講師の院生の選定および講師料の支払い等を大学として行っている。

2023(令和5)年度から地方公務員や東京都(福祉職)、社会福祉協議会就職希望者向けに公務員対策講座を春休みに実施する予定である。

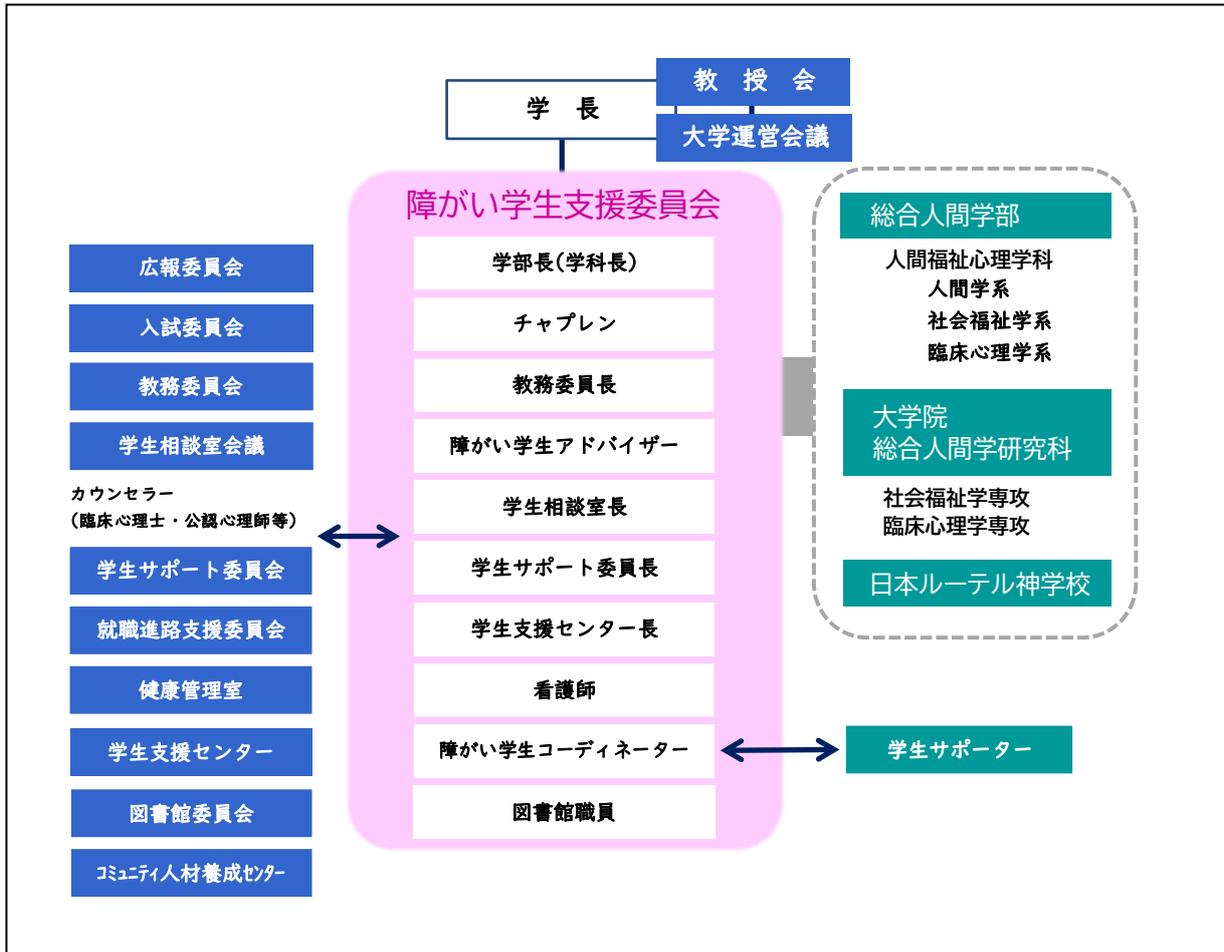
(3) 修学アドバイザー制度

本学では、2019(平成 31・令和元)年度から学生のニーズに応じて個別に相談にのる「修学アドバイザー制度」を整えている。修学アドバイザーは、公募を経て大学により選定された臨床心理学専攻の院生が従事する。修学アドバイザーは、学期中、週3回の決まった時間に、学生ラウンジなど、学生が立ち寄りやすい場所で活動しており、「レポートの書き方」「卒業論文の書き方」「統計分析の仕方」など学生の個別のニーズに応じた相談にのっている。学生の制度利用を促すため、学生支援センターや図書館と連携して学生に周知している。2020(令和2)年度後期および2021(令和3)年度前期は、新型コロナウイルス感染症対策のためZoomによる活動を行った。2022(令和4)年度は、対面での相談に並行してZoomでの相談も引き続き受け付けた(資料 4-19、資料 4-20)。

2) 障がいのある学生に対する修学支援

本学は、障がいのある学生への支援には以前から力を入れて取り組んできた。2014(平成 26)年度より、障がい学生支援委員会を設置し、同委員会と学生支援センター、健康管理室、学生相談室、図書館、入試委員会等が連携しながら、全学的に対応する体制を強化した(図)。

図 ルーテル学院大学 障がい学生支援組織体制



障がい学生アドバイザー（専任教員）と障がい学生コーディネーター（社会福祉士資格を持つ正規職員）が中心となり、以下のような具体的な取り組みを行っている。

（１）入学希望者に対する本学の取り組みの周知

本学は「障がい学生支援の方針」を大学ウェブサイト等で公表するとともに、リーフレットを用いて具体的に受けられる支援を周知するようにしている（資料 7-4【ウェブ】、資料 7-5）。

（２）入学前の準備体制

修学上の支援を必要とする障がいのある学生に対して入学前に面談を行い、支援内容の確認をしている。障がい学生アドバイザー、障がい学生コーディネーター、希望する学系の教員が、新入生およびその保護者と面談を行い、入学後の学生生活に必要な、具体的な支援内容を確認している。本学による支援は、原則として修学支援であり、生活支援については相談に応じ、入学後の大学生活における準備を双方で整える体制をとっている。

(3) 学生生活における修学支援

学生一人ひとりに合った修学上の配慮内容（以下、配慮内容とする）は、障がい学生支援委員会で協議し、承認した上で、教職員間で共有している。配慮が必要な障害のある学生一人ひとりの、学期ごとの履修予定科目を障がい学生コーディネーターが把握し、授業を担当するすべての専任教員および非常勤講師に、履修科目ごとに、学期のはじまる前に配慮内容を周知している。教員は、その内容に対応した教育を行っている。講義時の具体的な配慮内容としては、授業で用いる資料データの授業1週間前までの提供、板書撮影・授業の録音許可、映像音声の文字起こしの作成および事前提供、リフレクションペーパーのメール提出の許可等がある。また、定期試験時については、試験時間の延長（1.3倍もしくは1.5倍）、別室受験、パソコン回答（大学のパソコンを使用）、試験問題および回答の文字フォントの拡大、試験問題の点字化および点字による回答の墨字化等の配慮を実施している。試験問題の拡大や点字化が必要な場合には、教員は試験問題を試験1週間前までに用意し提出している。講義時および定期試験時のいずれにおいても、支援が必要な障害のある学生一人ひとりのニーズに応じた配慮を講じることで、当該学生にとって公平で適切な教育環境を提供できるように努めている。

入学後、適切な修学支援が実施されているかを確認するため、定期試験前（入学後3カ月）に障がい学生アドバイザーおよび障がい学生コーディネーターによる個別面談を実施している。各学期開始前には、配慮内容の変更・追加等がないか確認し、申し出があれば面談し、学生本人と確認の上、配慮内容の再調整を行っている。学生には、受け身ではなく主体的に支援を利用するよう、各自の配慮内容の再確認を呼びかけている。各学期開始前に全学生に対して障がい学生支援の申し出が可能であることを周知し、新規の配慮申請の受け付けにも適宜対応している。

聴覚障がいのある学生に対しては、手話通訳、パソコン通訳等があり、外部の手話通訳者、要約筆記者、学生のノートテイク（アルバイト）による支援を行う体制を整えている。視覚障がいのある学生に対しては、障がい学生コーディネーターと図書館が連携して、教材のテキストデータ化や対面朗読等を行っている（資料7-6【ウェブ】）。また、年度末には、手話通訳者およびパソコン通訳者等との意見交換会を開催し、本学の修学支援に関しての改善点等を話し合う機会を設けている。

生活支援（排泄介助、通学支援等）が必要な重度障害のある学生について、当該学生の居住する自治体の「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業」を活用し、その後、大学としての支援体制の構築に努め、大学近隣の訪問介護事業所等と連携し、重度障害のある学生の支援を継続している（資料7-7）。

図書館における支援は、一人ひとりの学生にガイダンスを行うことにより、当該学生が図書館につながる契機となるよう心がけ、一人ひとりのニーズに応えられるよう配慮している。具体的には、上述したテキストデータ化や対面朗読に加え、車いす利用学生や四肢の可動域の狭い学生等が必要な資料をコピーしやすいよう非破壊スキャナーを設置し、また点字資料の図書館間の相互貸借を本学図書館のサービスとして行う等している。

3) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する修学支援として、カリキュラムにおいては、留学生のみが履修できる日

本語科目（「日本語特講Ⅰ、Ⅱ」）を設置し、留学生が日本語の学術的文章を作成する上で必要な技能および知識を習得できるようサポートしている。また、留学生と日本人学生の交流を目的として、中国や韓国出身の留学生が自国の文化を紹介する交流カフェを開催する等の活動支援を行っている。

4) 成績不振の学生、留年者、休学者および退学希望者の状況把握と対応

(1) 出席状況調査の実施と成績不振の学生への個別対応

本学では、既述のように、講義第3週～5週の間に関講科目の担当教員（専任教員、非常勤講師）に「出席状況調査」を実施し、早い段階での状況把握に努めている。特に新入生については前期必修科目をモニタリング科目として毎週の出席状況を学生支援センターで把握し、欠席が目立つ学生については学生アドバイザーに連絡して対応している。本学では、学則第18条において「特に定めないかぎり、授業時間数の3分の1以上を欠席した科目については、受験資格を失う」と規定している（資料1-3【ウェブ】）。この規定を踏まえ、学期の早い時期に出席状況調査を実施し、学生の出席状況把握に努めている。調査結果は、教務委員会で共有し、必要な対応を協議する。原則として「学生アドバイザー」が欠席の多い学生と面談して、欠席理由を把握し、関係部署とも適宜連携しながら必要な指導をしている。

成績不良の学生については、各学期開始前に、学生支援センターと教務委員会で把握し、原則として学生アドバイザーが対象学生と個別に面談して、履修について指導・助言をして、新学期を迎えられるようにしている。成績は、年度末に保護者にも送付しており、必要に応じて保護者を含めた面談も実施している。

(2) 学内連携によるサポート体制

学生支援センターや学生相談室、健康管理室、チャプレン、学生アドバイザーを始めとする教員等は、相談の場、授業、学内活動等で経済的な理由、精神的な理由、進路変更などにより留年、休学・退学する学生、また、その可能性の高い学生について、事前に状況を把握することも多い。学生支援センターや学生相談室、健康管理室、チャプレンと関係する教員が情報を共有して必要な対応をとる体制をとっている。

(3) 休学・退学希望者への対応

休学、退学を希望する学生には、学部長、学科長、学生アドバイザーまたはコース主任、専攻主任、指導教員等、履修指導等に責任を持つ教員との面談を義務化している。面談では、休学・退学理由を確認し、個別に支援し、可能な限り修学を継続できるよう努めている。さまざまな困難を抱える学生の増加を受け、本人の持つニーズに応じた修学期間について、より丁寧な指導を行うようにした。それに伴い、学則の変更を行い、2023年度入学者から、連続2年、通算3年を超えて休学することはできないこととした（休学期間は在学年数に含まない）（学則第30条）（資料1-3【ウェブ】）。また、退学した学生に対して適切な進路指導を行うようにしている。休学者が復学する場合には、希望者は、健康管理室、学生相談室による個別相談が受けられることを休学期間終了1カ月前位に案内をしている（資料7-8）。

5) 奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、経済的理由により修学に支障が生じている学生について、経済的支援をしている。具体的には、以下のような、学生納付金の延納・分納制度、本学独自の奨学金の支給・貸与制度である。

(1) 学生納付金の延納、分納制度（学部生・院生対象）

家庭の諸事情により、期日までの学費の納入ができない学生について、「ルーテル学院大学 学生納付金延納分納規程」を用意している。納入期限までに申請することにより、期日の延期または10回までの分割納入を可能としている（資料1-4 93頁）。

(2) 本学独自の奨学金

本学独自の奨学金を用意し（資料1-4 40-42頁、資料5-7【ウェブ】）、公的奨学金である日本学生支援機構奨学金等を補完している。

① 貸与奨学金

林坦氏記念後援会奨学金（学部生・院生対象）

経済的に著しく修学困難な学生を対象（40万円／年額。在学中2回まで貸与可能）

② 給付型奨学金

修学支援給付奨学金（学部生・院生対象）

入学後の経済状況の変化による修学困難者（授業料の減免 20万円～半額／年額。在学中2回まで受給可能）（2021（令和3）年4月～ ※2020（令和2）年度までは学部生対象の「緊急経済支援特別給付奨学金」）

③ ムラサキスポーツ学会発表奨励金（院生対象）

学会等に於いて自己の研究成果についての一般演題発表またはポスター発表を行った者（1万円／1回）。

(3) 入学時採用の奨学金（授業料免除制度含む）

特定の事情のある入学予定者に、入学前に申請、決定する奨学金制度を持っている。

・ 児童福祉給付奨学金（学部生対象）

児童養護施設および里親家庭出身者で本学への入学者を対象にしている。

授業料10万円および施設費10万円を免除（継続審査あり）

・ 私費外国人留学生納付金減免奨学金制度（学部生・院生対象）

私費外国人留学生を対象にしている。年間授業料の半額を免除（最短修業年限まで）

(4) 学生支援機構奨学金（学部生・院生対象）

2022（令和4）年度は、給付型については学部生58名（全学生388名の14.9%）が給付を受けており、また、貸与型については学部生86名（全学生388名の22.2%）、院生4名（全学生47名の8.5%）が貸与を受けている。

(5) その他の奨学金

経済的支援を直接の目的とする奨学金の他に、学生の学習意欲を高めることを目的とした特待生制度（資料7-9【ウェブ】）、「ムラサキスポーツ国際プログラム奨励奨学金」や社

会人入学者を対象にした「キャリアアップ入学金免除奨学金」等がある。

また、2024（令和6）年度は「ヒューマン・ケア専門家育成のための学生納付金全額免除制度」を実施した（学部生対象）。本奨学制度は、社会福祉学もしくは臨床心理学を専門とするヒューマン・ケア専門家になろうとする志がある優秀で意欲的な若い学生に本学での学びの機会を提供することを目的としており、対象者には、入学金を含む4年間の学生納付金が全額免除される（最長4年間。但し、毎年の継続審査あり）（資料7-10【ウェブ】）。

なお、それぞれの奨学金制度は、在学生向けには『CAMPUS LIFE GUIDE BOOK』（資料1-4 40-42頁）やポータルサイトの掲示、受験生向けには『入学試験要項』（資料5-4）や大学ウェブサイトにて（資料5-7【ウェブ】）、概要、申請方法等を周知公表している。奨学金制度の実務は、学生支援センターが担い、選考は学生サポート委員会で行い教授会に提案している。選考に関しては個人面接を重視しており、学生サポート委員長と学生支援センター職員の複数名で、申請書類内容の確認とともに、書面に表現しきれない家庭状況等や本人の修学に対する気持ちを把握している。また、4年間対象の奨学金については、毎年継続についての面接を実施し、学生生活や経済状況を把握している。

4 生活支援

1) 学生の相談に応じる体制の整備

(1) 学生相談室

大学生活に関するメンタル面での悩みや課題について、個別相談をする部署として、学生相談室を設置している。学生相談体制を充実させるために、2011（平成23）年度より、臨床心理士の資格をもつカウンセラーを配置した（資料1-4 46頁）。

学生相談室は、臨床心理士および公認心理師の資格をもつ専任教員が学生相談室長に就任し、カウンセラー3名が月～金曜日を交代で相談担当している。学生への周知を図るため、4月に相談室を開放し、自由入室できる「ティータイムオープンウィーク」を開催している。また、学生同士や相談員との交流を目的とした小集団プログラムである「学生相談室企画」を月1回程度実施し、学生相談室の利用の敷居を下げる働きかけを継続的に行っている。

学生相談室メンバー（室長、カウンセラー）、健康管理室看護師、学生支援センター長、学生サポート委員長を構成メンバーとして、学生相談室ミーティングを月に1回設けて、守秘義務の範囲内で情報を共有している。

また、日常的に学生相談室・健康管理室・学生支援センターの協働支援体制を軸にし、教員等と連携を図りながら在学生在が抱える諸問題の早期発見と早期対応を行っている（資料7-11）。

(2) 学生アドバイザー制度

前述したように、本学では、学生アドバイザー制度を設けている。学生アドバイザーは、修学支援、生活支援、キャリア支援のいずれの面においても指導・助言を個別に行う。新

入生に対しては、ゴールデンウィーク明けに面談を実施し、大学生活全般への慣れなどを確認し、9月の面談では、前期成績について一緒に振り返りを行っている。学生には、履修に限らず生活を含めたさまざまな相談に応じると伝えてあり、学生アドバイザーは、さまざまな相談に対応している。

(3) チャプレン（大学付き牧師）による学生への支援

キリスト教主義の大学である本学には、チャプレン（大学付き牧師）がいる。2022（令和4）年度までは、大学専任教員としての位置づけであったが、2023（令和5）年度からは、設立母体教会の近隣の教会に配属されている牧師とチームを組んで「チャプレンチーム（通称チャプレンジャー）」として、本学の礼拝や行事について重要な働きを担っている。チャプレンチームの牧師たちは、学生たちの抱える多様な問題のよき相談相手となり、学生支援の中で重要な役割を担っている。

2) ハラスメント防止のための措置

ハラスメント防止については、2019（平成31）年4月に改正した「ハラスメントの防止体制等に関する規程」に基づき対応している。ハラスメントに関する相談は、原則的には相談担当者連絡会の担当教職員が受けることとしているが、学生が話しやすい教職員でもよいことになっている。相談担当者連絡会は、教員3名、チャプレン（チャプレンチームのリーダーである大学付き牧師）、学生支援センター職員、健康管理室看護師計6名で構成している（資料7-12）。

相談担当者連絡会は、相談を受け、必要に応じて権利擁護委員会に申し立てる。権利擁護委員会は、専任教員3名、主任以上の職員を含む3名の計6名で構成され、調停、調査、救済措置を行う。権利擁護委員会の調停・調査に基づき、理事長が、調査の報告や救済活動について最終決定することとしている。

ハラスメント防止のために、教職員を対象としたSD研修会等を原則として毎年度実施し、年間を通して、ハラスメントや権利侵害における基本的考え方を伝え、発生の予防、防止を図っている。学生向けには、毎年、新年度のオリエンテーション時に、ハラスメント防止体制に関する説明を実施するとともに、学生、院生、教職員向けに『相談のしおり』を配布し、周知を図っている（資料7-13）。

3) 学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

学生の健康維持に関しては、健康管理室を設置して対応している。健康管理室は、看護師1名が月～金曜日に常駐して、学生の病気・けが等の対応にあたっている。学生の心身の状態によっては、学生相談室や教員と緊密な連携のもとに支援することができる体制をつくっている。また、学生全体の健康状態を把握するために、毎年4月に全学生を対象とした健康診断を実施しており、2022（令和4）年度からは、新入生オリエンテーション時に「こころとからだの健康調査」を実施し、入学後の学生相談等の参考にしている（資料7-14）。

2012（平成24）年度からはキャンパス内全面禁煙としており、キャンパス構成員の健康増進を図っている。

5 進路支援

1) キャリア教育の実施

本学では、正課のキャリア関連科目として「キャリアデザイン基礎」および「キャリアデザイン実践」(2022年度以前入学者は選択必修科目)、「フレッシュマンキャリアデザイン」および「社会人キャリアデザイン」(2023年度から開講)を開講している。これらの科目を通して、自分の将来のキャリアを検討するとともに、社会人として求められる基礎力の獲得を目的としている(資料1-5 96-97頁)。

また、資格取得・進学に関する科目として、「保育士特講Ⅰ、Ⅱ(保育士試験対策講義)」、「社会福祉特講A(社会福祉士試験対策講座)」、「臨床心理特講A(大学院進学支援講座)」を開講している(資料1-5 129-130頁、資料1-6 230頁、273頁)。2022(令和4)年度までは「社会福祉特講C」が公務員試験対策講座として開講されてきたが、2023(令和5)年度からは、既述のように、課外講座として学生の学習に身が入りやすい時期である3年次と4年次の間の春休み期間に提供することとなった。

2) キャリア支援を行うための体制の整備

「就職進路支援委員会」を規程に基づき組織しており(専任教員6名・職員2名により構成)、学生の就職活動状況を共有する他、週1回来校するキャリアカウンセラーと共にキャリア支援を行う体制をとっている。また、キャリアカウンセラーへの相談内容については、就職進路支援委員会の委員長と適宜共有され、必要に応じて関係部署と連携して支援する体制を整えている(資料7-15)。

3) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

(1) キャリアガイダンス

年間を通して、学内で合同企業説明会、求人紹介フェア、就職活動対策講座、保育士筆記試験対策講座等の就職進路および資格取得に関するガイダンス・講座等を開催している。

(2) 個別面談

全4年生対象の進路調査を実施している。

そして、就職進路支援委員会の委員等による個別面談を毎年、全学生を対象に実施している。特に3-4年生に対しては、必要に応じて履歴書添削・模擬面接等も実施している。

コミュニケーションスキルの不足など課題をもつ学生には、学生相談室など他機関と連携し就職支援を行っている。また、授業期間中は毎週水曜日にキャリアカウンセラーによるキャリア面談も行っている。2023(令和5)年度春には就職活動解禁時にも相談できるように春休みにも6日間、キャリア面談日を設けている(資料7-16【ウェブ】)。

4) 博士課程における社会福祉学学生指導法(プレFD)科目の設置

総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程では、2022(令和4)年度より「社会福

社学学生指導法（プレFD）」の科目を開講している。これにより、学生に学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供を行っている。本科目の中で、博士後期課程の学生は、①本学教員の演習実習指導科目に参加し、②授業参加後、指導教員と授業内容を振り返り、③授業を1コマ（以上）計画し、④担当して教授し、⑤指導教員のアドバイスを受けて修正し、⑥振り返りを行い、⑦学生指導法や教材の作成・活用方法等について指導教員と討議する機会を得ることとしている（資料 1-8 100 頁）。

6 正課外活動（部活動等）支援

本学では、学生会の幹部と本学専任教員（学生サポート委員長）と学生支援センターの職員が毎月1回会合を持つ「学生連絡協議会」があり、学生会の活動や、部活動等の支援を行っている。また本学では、学生のサークル活動である「聖歌隊」と「ハンドベル・クワイヤ（サークル名：「ラウス・アンジェリカ」）」を大学直属団体として位置づけ支援している。両団体は、学園祭や入学式・卒業式等の学校行事に限らず、地域の教会、福祉施設等の集会やイベントで奉仕演奏をする等、重要な役割を果たしてきた。

新型コロナウイルス感染症対策のため、2020（令和2）年度および2021（令和3）年度については、学園祭（「愛祭（めぐみさい）」）およびサークル活動の制限を余儀なくされたが、学生会主催によるオンライン企画として「色祭（しきさい）」が開催された。2022（令和4）年度については、後期から新型コロナウイルス感染症の「活動制限指針」がレベル2に下がり、全対面授業となり、施設利用制限も緩和され、サークル活動も再開することができ、3年ぶりに学園祭も対面で開催された（資料7-17【ウェブ】）。

本学では、学生または学生団体（公認クラブおよび学生有志により組織したサークル等を含む）が、学内外での積極的な課外諸活動および実績に対して表彰するために「パイオニア学長賞」を設けている（資料7-18）。表彰式はキャンパスクリスマス（12月）の礼拝時に行われ、学長より表彰状および金一封が授与される。近年の表彰として、2021（令和3）年度は、コロナ禍で学園祭等の学内イベントが行えず、多くのサークル・団体の活動も弱体化する中、オンライン企画「色祭」を実施した「色祭実行委員会」が受賞した。2022（令和4）年度は、三鷹市や地域住民の方々と連携して複数のイベントや行事の運営サポートなど、地域密着型活動を積極的に行っている「スポーツボランティアサークル」が受賞した（資料7-19【ウェブ】）。2023（令和5）年度は、「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業」に関わる登録ヘルパーとして活動し、他の学生のロールモデルになっている学生（2名）、学業と両立しながらボッチャの選手として活躍している学生が受賞した。

7 その他学生の要望に対応した学生支援

学生からの要望に応じる形で、学生の生活環境の整備・改善を実施した。主な例として、国家試験用の学習室の整備、マルチコートへのバスケットゴールの設置、新型コロナウイルス感染症対策のため、弁当の販売という代替措置をとることにより閉じていた学生食堂

の再開（2023（令和3）年度より）等が挙げられる。

また、院生については、大学への意見や要望を聞く機会として、学事暦で年2回位置づけた「院生懇談会」（7月、12月に開催）を設けており、院生から出された要望を受け、院生へ印刷用紙の学内販売等を開始し、大学院研究室専用のWi-Fiを設置した。

点検・評価③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学の中期計画（2020-2024年度）で定められた目標と行動計画について、学生支援に関わる教務委員会・学生サポート委員会・障がい学生支援委員会・就職進路支援委員会等が自己点検・評価を毎年実施し、PDCAサイクルを回しながら支援体制の拡充を図ってきた。

障がいのある学生の修学支援に関しては、障がい学生支援委員会を年2回開催しており、検討が必要な課題について協議し、配慮が必要な障がいのある学生に対して、既述のように、各学期開始前に配慮内容の変更・追加等がないかを確認し、申し出があれば、障がい学生アドバイザーおよび障がい学生コーディネーターが面談し、学生本人と確認の上、配慮内容の再調整を行っている。定期的なモニタリングの実施の結果、改善に向けて部署横断的な対応を行っている。改善に向けた取り組みにつながった具体的な例として、手書きによる解答が困難である学生に対する合理的配慮を見直し、定期試験において音声入力機能の使用を許可することとしたことが挙げられる。

また、年度末には、手話通訳者およびパソコン通訳者等との意見交換会を開催しており、その中で、聴覚障がいのある学生の状況について共有したり、本学の修学支援に関する通訳者からの要望を聞く等、今後に向けての改善点等を話し合う機会としている。

新型コロナウイルス感染拡大期には、オンラインでの修学支援の対応を開始した。2021（令和3）年度から学生支援センター（教務担当）において、ポータルサイトから定期試験日時とレポート提出期限の一覧が全学生に提供され、学生がポータルで授業に関する重要事項を検索・確認ができるようになった。ポータルサイトを通じた資料の事前配信は、2022（令和4）年度からの対面授業再開後も授業によっては継続して行われている。これにより、障がいのある学生が見通しを立てることができ、視覚障がいのある学生においては、他の学生と同時に資料を読むことができるようになった。また、他の受講生もスマートフォン等で閲覧し、授業時に必要な箇所のみ印刷持参し、紙資源の節約にもつながった。このことは、障がいのある学生と他受講生が同じ条件で学修でき、双方にメリットがあることと評価している。

学生相談に関しては、2022（令和4）年度から新入生オリエンテーション時に「こころとからだの健康調査」を実施し、入学後の学生相談等の参考にしており、学生アドバイザーとの面談による状況把握と併せて、必要に応じて各学系（人間学、社会福祉学、臨床心

理学)の教員、学生相談室、健康管理室、学生支援センター等が協働して支援する体制を整えている。改善に向けた取り組みの例として、学生相談室について学生への周知を図るため、4月の新年度開始直後に相談室を開放し、自由来室できる「ティータイムオープンウィーク」の開催や、学生同士や相談員との交流を目的とした小集団プログラムである「学生相談室企画」を月1回程度実施している。

2020(令和2)年度後期から、個人情報保護の観点から、障がいのある学生の一覧表の全教職員への配布を廃止し、原則として、学生支援センターで閲覧できる形にした。2022(令和4)年度からは、障がい学生支援関連の根拠資料として得た障害者手帳コピー、診断書等の個人情報の保管期限を卒業後5年と定め、取り扱うこととした。

7.2.長所・特色

本学は、学生支援に関する方針を定め、「少人数教育」を生かしてきめ細やかに、教職員が協力して修学支援、生活支援、キャリア支援、障がい学生支援等の学生支援を行っている。一人ひとりの学生に、専属の専任教員である「学生アドバイザー」が割り当てられ、定期的な面談をしている。学生に関する情報を教職員が共有しやすく、学生一人ひとりに細やかに指導・支援しやすい点に長所がある。また、大学付き牧師(チャプレン)の働きも特色である。チャプレンチームの牧師たちは、学生たちの抱える多様な問題のよき相談相手となり、学生支援の中で重要な役割を担っている。

障がいのある学生への修学支援については、障がい学生アドバイザー(教員)および障がい学生コーディネーター(職員)が中心となり、入学前から障がい学生支援委員会を軸とした全学的な体制で情報保障等の支援をしている。入学試験の出願前に本人および保護者との面談を行い、入学試験時、入学後の対応についても相互に確認を行なっている。また、配慮が必要な障害のある学生一人ひとりの、学期ごとの履修予定科目を障がい学生コーディネーターが把握し、授業を担当するすべての専任教員および非常勤講師に、履修科目ごとに、学期の始まる前に配慮内容を周知し、教員がその内容に対応した教育を行っている。さらに、重度障害のある学生の居住する自治体の「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業」を活用し、当該学生の生活支援も行ってきた。

コロナ禍という困難な状況においても、本学は感染防止対策を徹底し学内でのクラスター発生を抑えつつ、2020(令和2)年度後期から対面とオンラインの授業の提供体制を整えた。オンライン授業においても、聴覚障がいのある学生への修学支援として遠隔での手話/パソコン通訳を導入し、途切れることなく情報保障を提供した。また、学生アドバイザーとの面談や修学アドバイザーの利用等についても、Zoomやメール、電話を適宜利用しながら、制限はありながらも学生への支援を継続して実施することができた。さらに、学生相談室では、全て対面授業となった2022(令和4)年度後期においても、対面での相談が難しい学生については引き続き遠隔での対応を行った。

パイオニア学長賞という表彰制度(2008(平成20)年より)を設け、学生の課外活動等を積極的に評価する仕組みを有していることも特色である。これらの学生支援は、教員組織と事務組織、関連する委員会等が必要に応じて学生の情報を共有して、それぞれが緊密な連携のもとに協力して対応に当たっている。

7.3. 問題点

退学者数は、2017（平成 29）年度の新入生アドバイザー制度（後の学生アドバイザー制度）の導入等により数年間は低位の 10 名台で推移していたが、2022（令和 4）年度に 24 名（除籍 2 名含む）、2023（令和 5）年度は 3 月教授会時点で 17 名となっており、退学率は決して低い数字ではなく、退学の防止が課題である。学則を変更し、進路変更などの道筋をより明確にしたが、今後も、各学系の教員、学生アドバイザーによる個別対応、さらに学生支援センターや学生相談室、健康管理室との連携によるサポート体制を強化していくことが必要である。また、「修学アドバイザー制度」の利用を促し、学生のニーズに応じた個別対応による修学支援を行うことが必要である。

障がいのある学生への支援に関しては、手話通訳者やパソコン通訳者等の支援者の継続的で安定的な確保も検討すべき課題である。さらに、卒業後のキャリア支援の効果的な方策の検討が今後に向けての課題であり、支援が必要な障がいのある学生への就労支援において外部の支援機関と連携すること等が検討課題としてあげられる。

2022（令和 4）年度には 3 年ぶりに学園祭も対面で開催されたが、2020（令和 2）年度から続いたコロナ禍の中で多くのサークルが活動の休止を余儀なくされ、休止期間が長かったため、各サークルの部員が大幅に減少し、上級生から下級生への引継ぎができなかった。今後、各サークルの活動が活性化するために、学生サポート委員会や学生支援センターを中心に大学からのさらなるサポートが必要である。

7.4. 全体のまとめ

本学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を定め、その方針に基づき、学生支援の体制を整備している。全学生に専属の教員が学生アドバイザーとして就き、履修指導のみならず、学生生活全般について相談できる体制を整えている。学生支援に関わる各委員会等は 3 つのポリシーや中期計画の趣旨に沿って学生支援が行われるよう、PDCA サイクルを回している。

修学支援に関しては、学期の早い時期に出席状況調査などを行い、学生の出席状況把握に努めている。休学・退学の予防および、休学・退学を希望する者への対応は個別に丁寧に行うようにしている。臨床心理学専攻の院生が従事する「修学アドバイザー」を毎週配置し、個別の学生のニーズに応じている。障がいのある学生への支援は体制を整え、きめ細やかに行っている。

経済的な側面については、大学独自の奨学金制度で公的奨学金制度を補完するようにし、また、学生相談室、健康管理室などで、学生の心身の不調を把握し、早期対応するように努めている。学生個々の課題については、必要に応じて迅速に教職員で情報共有し対応している。ハラスメント防止のための体制も整えている。

キャリア支援に関しては、就職進路支援委員会を中心に、教員による個別面接や必要に応じて履歴書添削・模擬面接等が行われている。キャリアカウンセラーによる相談も定期的に行い、多様なキャリアガイダンスを開催している。

このように、学生に対する修学支援、経済的な支援、生活に関する支援、就職・進学等進路に関する支援、障がいのある学生への支援等をきめ細かにを行い、また、キャリア支援

の体制も機能している。教員組織と事務組織が連携・協働しながら、学生一人ひとりのニーズに応じた支援を実施する体制を整備している。

以上のことから、本学の学生支援は、大学基準Ⅶに照らして概ね適切に取り組んでおり、上述した問題点に対応していくことが肝要であるといえる。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

点検・評価項目①

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1 教育研究等環境

1) 教育研究等環境の整備に関する方針

本学の教育研究等環境の整備に関する方針は、2020（令和2）年1月に以下のように定められ、本学ウェブサイトでも公表している。（資料8-1【ウェブ】）。

財務、および施設整備に関する計画は、理事会の諮問機関である経営委員会（2023（令和5）年度からは将来構想委員会）で協議・検討され、理事会に答申されている（資料8-2、資料8-3）。

ルーテル学院 教育研究等環境の整備に関する方針

ルーテル学院大学は、建学の精神、ミッションおよび「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」という本学の教育目的の達成のために、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

<校地・校舎・設備の整備>

学生の学修および教員の教育研究活動を推進するために、校地、校舎、施設および設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努める。

<図書館、学術情報サービスの整備>

1) 教育、研究および学修の支援のために、図書資料、データベース等電子媒体の充実、利用者への情報提供サービス、学術情報の公開、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備を行う。

2) 教育、研究および学修の多様なニーズに応えるために、館内の利用環境を整備する。

<情報環境の整備>

1) 教育、研究、学修および事務業務のために、ネットワーク等の環境基盤整備および運用体制を整備する。

2) 教職員および学生の情報倫理の確立を図る。

3) 情報の保全および管理を行う。

<研究倫理遵守>

研究活動における不正行為および研究費不正使用の防止の取り組みとして、「ルーテル学

院公的研究費等の運営・管理に関する規程」を遵守し、これらの規程に基づく研修を定期的に行う。

<教育研究支援体制>

教育の充実と研究の質の向上を図るために、諸規則に基づき、教育研究支援体制の整備を行う。

点検・評価項目②

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2) 施設、設備等の整備および管理

本学は武蔵野の緑が多い地域にあり、構内には多くの樹木や草花、芝などがあり、学生の憩いの場が多くある。本学の校地面積は、14,770 m²、校舎面積は 7,186 m²（専用 6,201 m²・神学校との共用 985 m²）であり、設置基準上必要な校地面積 4,000 m²を上回っている。本学の校舎面積も、設置基準上必要な面積 3,305 m²を上回っている。運動場用地は 5,629 m²である（大学基礎データ表1）。

1969（昭和44）年の三鷹市移転時より現存する本館を始めとする建物群は、著名な建築家である村野藤吾氏の設計によるもので、映画・ドラマ撮影等にも数多く使われてきており、独特の造りに魅了されて多くの施設見学者が毎年来訪している。2010（平成22）年に三鷹市登録有形文化財に指定され（資料8-4【ウェブ】）、2017（平成29）年には東京都の歴史的建造物に指定された（資料8-5【ウェブ】）。最近では、毎日新聞の連載記事である『レトロの美』（2023年8月27日）に掲載され、村野建築である本学校舎の魅力が表現されている（資料8-6）。なお、建物の耐震については、既に改修済みであり、耐震化率は100%である（資料8-7【ウェブ】）。

施設や設備等の維持管理は、事務管理センターが担当している。2017（平成29）年度には、本館壁面の漏水の予防と美観保持のため、本館の外壁防水補修工事を行った（資料8-8）。また、本館と寮棟を結ぶ渡り廊下の老朽化補強工事も行った。2018（平成30）年度には、学生の安全確保のため外周の防犯カメラ増設を行った（資料8-9）。2020（令和2）年度には、法令に則ったPCBの処分を行った。これにより本学にあるすべてのPCBの廃棄を完了した。2021（令和3）年度には構内の街路灯のLED化工事を行い、2022（令和4）年度にはトリニティホールの第1期照明器具のLED化工事を行った。これにより電気料金の削減に加えCO₂排出削減にも貢献した。2022（令和4）年度には電話交換機の更新も行き、電話の自動受付機能を加えたことで、学生や外部の方からの電話が各部署に

直接つながるように改善した（資料 8-10）。

本学は、積極的にバリアフリーへの対応をすすめてきている。スロープ、自動ドア、エレベーターの設置、多目的トイレの設置などを学内各所で行っている。1969（昭和 44）年竣工の建物のため、改修工事が困難な箇所もあるが、今後も必要な箇所のバリアフリー化を進めていく。安全および衛生に関しては、食堂は、学生や教職員が衛生的に使用できるよう、動線や設備に配慮がなされている。また、全てのトイレが洋式で、消毒液、トイレットペーパーが備え付けられ、定期的な清掃がなされている。学内には、おむつ交換台のあるトイレ、オストメイト対応トイレなども備えている（資料 8-11）。

3) ネットワーク環境、情報通信技術（ICT）等の整備

ネットワーク環境、情報通信技術（ICT）等の整備は、情報システム管理委員会および事務管理センターが所管している。

ネットワーク環境、情報通信機器の改修計画に基づき、2019（平成 31・令和元）年度にサーバーやパソコンを更新し、併せて必要となるソフト類についても更新を行った。特に統計解析ソフトである「SPSS」については、「Base」50 ライセンス、「Advance」10 ライセンス、「Regression」10 ライセンス、「Amos」2 ライセンスと、学生が授業や自主学習を行う上で十分なライセンス数を確保した。2022（令和 4）年度には、ネットワーク回線の中継機器であるスイッチングハブや無線 LAN のアクセスポイントの更新を行った。これらにより安定的なネットワーク回線が確保された。

新型コロナウイルス感染拡大期には、遠隔授業を行う際の回線安定化のため、ネットワーク回線を増強した。また、2020（令和 2）年度は、自宅等で受講する学生の情報環境整備のため、全学生に 1 万円を支給した（資料 8-12）。専任教員や非常勤講師には、Zoom の活用や、YouTube にオンデマンド授業をアップロードするなどのインターネットを活用した授業を提供できるよう案内を進めた。Zoom や YouTube にオンデマンド授業をアップロードして、インターネットを活用した授業を提供する方法、および本学のポータルシステムを活用して学生へ授業提供方法などの情報を適宜提供する方法は、詳細なマニュアルを作成して授業開始前に配布した。規模の大きい授業に対応するため Zoom の有料契約を行い、また、講義資料等の配信やレポート等の回収のため Dropbox の契約を行った。

情報セキュリティの確保についても情報システム管理委員会および事務管理センターが所管している。機器等のセキュリティに関しては、ファイアウォールの設定に加え、教育研究や業務に不要な接続のコンテンツ制限やネットワークの監視のための機器を導入している。そして、安全で安定的な運用のため、保守契約も締結している。

パソコンおよび各種サーバーに関しては、大学所有の全台にアンチウイルスソフト「マカフィー」を導入している。学内のネットワークに接続するためには、サーバーに機器の登録が必要であり、持ち込み機器を使用する場合も、アンチウイルスソフトの設定を条件としている。Windows アップデートも定期的実施している。学生や教職員に向けては、情報セキュリティに関する啓発活動を随時行っている（資料 8-13）。

4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を心掛けている。本館にある

コンピュータールームを平日開放しており、学生が自由に利用し自主学習を行うことができるようにしている。

社会福祉学を学び、社会福祉士等の国家資格に合格を目指す学生のために、本館2階の部屋を夏期休暇から後期にかけて、専用のスタディールームとし、専用の参考書等を置くラックを常置し、同じ志を持つ学生たちがお互いに研鑽しながら集中して学習できる環境を整えた。

図書館も学生の自主的な学習を促進するための環境を提供しており、詳細はこの章で後述する。

院生については、大学院生自習室や大学院研究室（修士・博士前期課程）、大学院研究室（博士後期課程）の専用のスペースに利用状況に応じたパソコン台数を設置しており、インターネットも含め自由に利用することができる。更に研究活動の利便性向上を図るため、2023（令和5）年より、大学院生研究室に専用のWi-Fiを設置した。

5) 情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理の確立に関する取り組みも積極的に行っている。学生に対しては、入学時および毎年の新年度のオリエンテーションで情報システム管理委員会および個人情報保護委員会からデータ漏洩防止、個人情報保護等について説明している。さらに、「データサイエンス入門」（必修科目）において、個人情報・プライバシー保護、情報セキュリティ、情報適正利用について教えている（資料 1-5 95-96 頁）。また、全学生・教職員に配布する『CAMPUS LIFE GUIDE BOOK』に分かりやすい表現での個人情報保護に関する記述をし、常に確認できる方法で啓発している（資料 1-4 107-114 頁）。専任教員に対しても全専任教職員が参加する義務を有するSD研修会において、毎年度、個人情報保護委員会が担当した研修会を実施している。

施設設備の維持管理進行表

2017年	本館玄関LED・小教室、本館外壁補修、渡り廊下補強
2018年	バスケットゴール、バスケットボールラインポイント、外周防犯カメラ増設
2019年	サーバー、パソコン、ソフト更新
2020年	PCB処理、中庭タイル補修、チャペル・ブラウンホール漏水補修、チャペル放送設備
2021年	264教室、街路灯LED、151教室プロジェクター、228教室ディスプレイ、食堂給湯器
2022年	トリニティホールLED第1期改修、電話交換機、構内ネットワーク機器

点検・評価項目③

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
 - ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
 - ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
 - ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
- 評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2 図書資料の整備と図書利用環境の整備

1) 図書資料および図書利用環境

本学の大学図書館は、学生の主体的な学修を支援すると共に、院生・教員・附属機関・センター研究員の研究の支援も行う重要な機関と位置づけ、サービスを展開している（資料8-14【ウェブ】）。

蔵書冊数は2022（令和4）年度末で131,671冊（内、洋書39,569冊）である（電子書籍を含む）。利用者用のPC端末として据え置きが19台、OPAC専用端末が3台、貸出物が2台ある。

本学は、図書資料の充実に努めてきた。特に神学書は、マルティン・ルターとドイツ宗教改革関連の専門図書を過去100年にわたって収集している。また、学生や教員からの購入リクエストを積極的に受付しており、複写資料の取寄せや購入リクエストなどの各種サービスへの申込もオンラインで可能となっている。大学の就職支援のための図書を揃え、また、授業と連携して問題集やテキストブックを揃えるなど、利用者の必要な資料を確実に所蔵するよう努めている。

図書館は長年ウェブサイトにてOPACを公開してきたが、2015（平成27）年にクラウド型のシステムに切り替え、2022（令和4）年度までにオンラインでの利用者サービスとして、ウェブサイト上からOPACにログインすることで、自身の貸出中資料の確認や、返却期限の延長、資料の貸出予約なども行えるよう整備した（資料8-14【ウェブ】）。

また、書庫狭隘化対策として、2022（令和4）年度より電子化等で不要となった図書・雑誌の大規模な除籍を行い、書庫に新たなスペースを確保した。2023（令和5）年度には書庫4階にも空調を新設し、資料保存環境を整えた。

本学では、障がい学生支援にも力を入れている。対象学生に対して、自館資料のテキストデータ化および提供をしている。2015（平成27）年には文部科学省より「大学図書館における先進的な取り組みの実践例」として紹介された（資料8-15【ウェブ】）。また、学生が自由に利用できる拡大読書器および音声読み上げ機能搭載のパソコンの設置をしており、筆談でのレファレンスなども行っている。2018（平成30）年には障がい学生支援の実践報告をまとめ、利用者である視覚障害のある学生と共に、「東京西地区大学図書館協議会サマーセミナー」（会場校本学、参加23大学37名）にて発表した（資料8-16【ウェブ】）。2020（令和2）年には放送大学の番組取材を受け、図書館をよく利用する視覚障害のある学生と車いす使用の学生と共に、障がい学生コーディネーター（職員）と図書館職員が出演し、2021（令和3）年度より数回にわたり放映された（資料8-17）。

2) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

契約データベースについては、国内データベースは『医中誌Web』、『メディカルオンライン』、『朝日新聞クロスサーチ』の利用が可能である。海外データベースでは、キリスト教・神学の分野で『ATLA Religion Database with ATLA Serials』、社会福祉学の分野で『SocINDEX with Full Text』、『Encyclopedia of Social Work』、心理学の分野で『APA PsycINFO』の利用が可能である。このうち『朝日新聞クロスサーチ』と『Encyclopedia of Social Work』を除く海外データベース3種については学外からのアクセスも可能となっている。

電子書籍は、『Maruzen eBook Library』、『eBook Collection (EBSCOhost)』、『Oxford Reference』の利用が可能である。『Maruzen eBook Library』は学内の端末からアカウントを作成することで、90日間学外からも利用可能であり、『eBook Collection (EBSCOhost)』は図書館で配布しているID/PWでログインすることで学外利用が可能である。『Oxford Reference』については、学内利用限定としている。

3) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学は国立情報学研究所が提供するNACSIS-CAT/ILLのシステムに参加し、目録作成を行い、他大学・研究機関との相互貸借・文献複写を活発に行っている。特にILLではキリスト教神学分野の洋書の需要が多く、近年ではデータベース『ATLA』から文献複写を求められる場合もある。国内に所蔵館の少ない資料の提供館として、学術発展に寄与している。

学術機関リポジトリ「ルーテルリポジトリ」は、国立情報学研究所・オープンアクセスリポジトリ推進協会提供のWEK03を使用し、本学紀要2誌と博士論文、学内刊行物の公開を行っている(資料8-18【ウェブ】)。2023(令和5)年度より、過去の紀要論文についても著者に直接掲載許諾を取る方式から、大学ウェブサイト上で一括して許諾を得る方式に変更し、遡って公開を進めている(資料8-19【ウェブ】)。

他図書館とのネットワークの整備にも努めている。国際基督教大学図書館・東京神学大学図書館とは本学との3校で協定を結び、本学の学生証、教職員証があれば閲覧利用が可能であり、また、各大学図書館の利用カードを本学図書館で貸与することで貸出利用が可能である。日本社会事業大学附属図書館および武蔵野大学図書館についても本学との3校で協定を結び、各大学図書館の利用カードを本学図書館で貸与することで貸出利用が可能である。その他の大学図書館についても紹介状を発行するなどの対応を行っている(資料8-20【ウェブ】)。

4) 学術情報へのアクセスに関する対応

本学では、学術情報を活用してもらうためのガイダンス等を積極的に行っている。ガイダンスでは、図書館の資料や契約データベースを利用した学習法を身に付けてもらうため、情報検索、論文検索の方法の説明や、図書館の利用案内などを行っている。実施形態は講義・ゼミ単位とし、随時の受け付けとしている。内容は担当教員と打ち合わせの上、対象学生や授業の内容に合ったものを用意して実施している。

学部1年生対象のガイダンスでは、図書館OPACと契約データベースの基本的な検索方法、CiNiiや契約データベースを使った論文検索方法、図書館の利用案内を行っている。

院生を対象とした学位論文執筆のためのガイダンスでは、様々なデータベースを利用した論文検索方法と文献の入手方法について行い、受講者からの情報検索の相談タイムを設けている。

データベースは、可能な限り学外から利用が可能になるよう努めている。特に、仕事をしながら学ぶ社会福祉学専攻の社会人大学院生の研究環境の向上に大きく貢献している。

2020（令和2）年度のコロナ禍においては、電子資料の拡充と共に、図書の郵送貸出（送料は大学が負担）を行い、メール・電話でレファレンスを行うなど、学生の学習・研究が滞りなく行えるようサポートした（資料8-21）。

5) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館の総面積は1,050㎡、閲覧席は95席である。学生同士のアクティブな学習活動の場を提供するため、可動式の机や椅子、ホワイトボードなどを設置し、会話しながらグループ学習できるアクティブ・ラーニング・スペースを設けている。その他の閲覧席として、予約制の個室であるグループ閲覧室が2室と、静かに個別学習できる閲覧室が2室ある。各閲覧室にはノートパソコン（インターネット、Office 利用可）が設置してあり自由に利用できる。パソコンには、統計ソフト SPSS がインストールされたものが多くある。開館時間は、授業期間中は9:00～19:30まで、長期休み期間は10:00～17:00、土曜・祝日開講日は9:00～17:00としている。

6) 専門的な知識を有する者の配置

図書館には、専任職員として図書館司書有資格者複数名を配している。より多くの学生に図書館を利用してもらえよう、SNSを利用した情報発信や、図書館でのテーマ展示、読書会や図書館の仕事体験、図書館外（学内）での出張イベントも行っている（資料8-22）。

図書館司書が利用促進のために編集している図書館報『Bugenhagen（ブーゲンハーゲン）』では、図書館サポーター（とサポ）の学生が交代で、文学にまつわるリレーエッセイ「とサポ文学館」を連載していた（2019年度春号～2021年度春号）（資料8-23）。コロナ禍により学生の執筆は中断したが、図書館報の発行は2023（令和5）年度秋号から再開し、より充実した紙面を目指している。

点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（R

- | |
|--|
| A) 等の教育研究活動を支援する体制
・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 |
|--|

3 研究活動を促進させるための条件の整備

1) 大学としての研究に対する基本的な考え

本学は、2020（令和2）年度からの中期計画において、以下のように定めている（資料1-10）。

2 研究と地域貢献（抜粋）

【目標】1) 教育理念に基づき、社会や地域の実態を把握し、ニーズに応える研究や地域貢献活動を推進する。

【行動計画】

1-1) 研究助成金の獲得、学内研究助成金の活用等を通じて、社会や地域のニーズに応える研究を行う。

1-2) 教員と地域社会による共同研究を行う。

上記方針に基づき、教員が研究に専念するための措置、個人研究費の支給、外部資金獲得のための支援を講じ、研究活動を支援する環境や条件を整え、教育研究活動の活性化を図っている。具体的には、2004（平成16）年より学内研究助成奨励金制度を整え、2020（令和2）年より科学研究費補助金等の申請者に対するインセンティブを強化し、研究費を戦略的に配分し、効果的に活用できるようにしている。

2) 研究費支給

本学は教員の研究活動を積極的に奨励し、研究費を適切に支給している。全専任教員に、研究費年額30万円を支給し、大学院担当教員へは7万5千円を加算支給している。特別契約教員には、契約内容によって27万5千円もしくは20万円を支給している。支出可能な費目は、「図書」「研究用機器備品」「消耗品」「通信費」「学会費」「印刷費」「支払報酬（謝金）」「旅費交通費」である。支給方法は、毎年度4月に支給し、翌年2月末日までに領収書等の証憑書類に基づき精算し、未使用額がある場合は返納することとなっている（資料8-24）。

2004（平成16）年度より、学内研究助成奨励金制度を創設し、規程に基づき運用している。学内研究助成奨励金は、最大2年間、100万円まで研究助成がなされる。この制度の運用のため、年総額300万円の予算を確保してきた。毎年度教授会で募集要項、募集時期を周知した上で、応募を受け、審査をしている（資料8-25）。2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までに5件採択された（資料8-26）。

3) 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得の拡大と支援体制の充実、個人研究費および学内研究補助金の戦略的配分など、研究推進のためのマネジメントの構築に取り組んでいる。

2020（令和2）年度より、科学研究費補助金等の競争的資金の申請者に対して、「専任教員の職務の総合的点検・評価」で特記事項として記述することとし、かつ、申請した者には、前述の学内研究助成奨励金を優先的に配分することとした（資料6-2）。文部科学省・民間助成団体等の公募情報のうち本学教員が対象となる研究助成は、募集情報が入るたびに、全教員にメールで通知し情報提供している。また、全教職員がタイムカード打電のために出入りするファカルティルームの出入口のホワイトボードに、最新の研究募集のポスターを掲示してきた。

外部資金獲得のため、2023（令和5）年度も全教員が参加するSD研修会において、「研究費申請書の書き方」をテーマとして開催した（資料1-9）。また、組織的な対応として教授会等の場において、科学研究費等獲得実績のある教員から、申請書の事前相談を受け付けることを周知し、相談があった申請者には、申請書の書き方についての助言を行うなど、技術的な支援を行っている。本学の科学研究費の採択および継続中の件数は、2018（平成30）年度4件、2019（平成31・令和元）年度4件、2020（令和2）年度1件、2021年度0件と推移してきていた（本学在籍時に取得し、任期満了により他大学へ移籍した研究者の研究課題を含む）。これに加え、分担研究は2018（平成30）年度に新規あるいは継続中であったものが4件あり、2020（令和2）年度には、新規の分担研究が採択された。

上記の取り組みの結果、本学の科学研究費の新規採択数は、2022（令和4）年度2件、2023（令和5）年度1件となり、採択および継続中を合わせた研究は3件となり、採択および継続中の分担研究もあわせると6件となっている（資料8-27）。

4) 研究室の整備、研究時間の確保

すべての専任教員に研究室（個室）を配当している。各研究室には学内LANを敷設している。

また、専任教員の研究時間の確保に努めている。就業規則第21条では、教育職員の授業担当標準時間は、「研究指導などを含め、1週間8時間以上とし、1週3日を下らない定日出勤日を定めるもの」と規定している（資料6-1）。実際には、専任教員の出勤日数は週4日以内となるよう、授業担当と会議日を調整するようにし、それ以外の日を研究日（最低、平日1日を確保）として、研究時間を確保できるようにしている。具体的には、毎年12月から1月にかけて時間割編成会議を開催し、授業日と会議日以外に研究日が確保できるよう調整している。また、既述のように、授業時間を100分として各学期に14回ずつ開講するよう変更したことにより、研究のための時間を確保することができた。

5) 研究専念期間

専任教員は「学校法人ルーテル学院 専任教員サバティカル・リーブ原則」（資料8-28）によって、6年以上の勤務に対して6ヶ月間、12年以上の勤務には1年間、研究休暇（サバティカル・リーブ）を取ることが認められている。期間中は、本学における責任を離れ、国内外で研究に専念できる。その間の給与は支給される。毎年、大学運営会議で、次年度ないし次々年度に研究休暇を取る資格を持つ教員のリストを提示し、本人の意向を踏まえながら、希望を受け入れ、それを可能にする全学的な教員体制を整える作業をしてきてい

る。

なお、若手教員には、特別に研究休暇に専念させるための「教員研修規程」も別途設けている。勤務年数の短い教員でも、比較的長い期間の研究休暇が得られる制度となっており、教員の資質向上に寄与している（資料 8-29）。

過去 10 年間の実際の研究休暇の取得状況は以下の通りである。

【研究休暇取得状況】

2015（平成 27）年 1 人半年

2020（令和 2）年 1 人 1 年

6) ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制

本学大学院の社会福祉学専攻は職業を有する社会人学生を主として受け入れており、また、臨床心理学専攻においては実習や実践型の授業が多いため、リサーチ・アシスタント制度は導入していない。しかし、院生の技術や知識を活かし、教育歴を獲得するために、2021（令和 3）年度より「ティーチング・アシスタントに関する規程」を策定し、統計関連科目等「データサイエンス基礎」「心理学研究法Ⅰ」（データ解析）「心理学実験」等において、ティーチング・アシスタント（TA）を導入した。毎年度学期始めに TA 募集要項を院生に示し、申請書と履歴書を提出させ、臨床心理学専攻で TA 候補者を選定し、研究科長の承認を経て教務委員会で適任者を選考している（資料 6-12）。

7) オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本学でも 2020（令和 2）年度より 2022（令和 4）年度前期まで、オンラインで授業を実施した。2020 年（令和 2）4 月末には、既述のとおり遠隔授業のマニュアルを作成し、専任・非常勤の教員に配布した。また、実施開始当初は、マニュアルがあっても、さまざまな疑問などを受け付ける必要があることから、授業の実施等に関する質問をオンラインのフォームで受け取る相談窓口を開設した。

その後、遠隔授業の実施の方法も感染状況により変化させてきたが、その際も教務委員会で協議しながら、マニュアルを更新するなどして支援を続けてきた。

点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

4 研究倫理を遵守するために必要な措置

本学では、2015（平成27）年より、「学校法人ルーテル学院 研究倫理委員会規程」を策定し、規定に基づき、研究倫理委員会を設置し、研究倫理を遵守するための必要な措置をとっている。具体的には、研究を行う予定の全ての学部生（卒業論文を執筆する者）と院生・教員に対し、研究倫理の申請と委員会の承認を受けての研究の実施を義務付けている（資料8-30、資料8-31）。

研究を行う予定の学生と教員は、年度に4回（5月末日、6月末日、10月末日、1月末日）の提出期限までに、研究倫理申請書類を提出する。申請者が学生の場合は指導教員の指導のもとに書類を作成する。申請書類は3名の委員が個別に審査を行い、全申請者の精査が終わった段階で、その結果を持ち寄り、委員長が最終判断を行い、結果を申請者に（学生の場合は指導教員経由で）知らせる。申請書に形式的な間違いがある場合には、申請者と指導教員にその旨を連絡し、問題点を解消して修正し、申請書を再提出させる。研究倫理審査が通らなかったときは、申請者は、再度、修正した申請書を提出して審査を受ける。これらの過程は、研究倫理を遵守する必要性を教育する側面もあり、この取り組みを通じて、本学では、個人情報保護への配慮、データ管理・漏えい防止の徹底などの重要性が確認され、研究倫理の遵守がなされている。

2022（令和4）年度秋には、SD研修で、研究倫理について、全教職員がeラーニングの動画を視聴した。また、2023（令和5）年度からは、「『人を対象とする研究計画等の審査』申請手続きについて」を改訂し、全教員（新任）および院生は「倫理申請をする際に、日本学術振興会のeラーニングコースの事例で『学ぶ／考える研究倫理－誠実な科学者の心得－』を受講し、修了書のコピーを申請書類に添付」することを求めることとした。よって、研究倫理の遵守はより具体的に行われることとなっている（資料1-8 38頁）。

点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究等環境が、中期計画および3つのポリシーに沿って教育研究活動等を実施するにあたり適切であるかについて、毎年度、内部質保証委員会の呼びかけに基づき自己点検・自己評価をしている。特に施設・設備に関しては図書館委員会、事務管理センターでそれぞれの課題を把握し、改善・向上に向けた取り組みを実施してきた。

教育研究活動については、毎年度、教員から「専任教員の職務の総合的点検・評価」書類の提出を受けている。学長は、提出された様式を点検・評価し、必要に応じ教員との個別面談を行う。様式の記入・提出と、学長との個別面談を通して、個々の教育の研究活動の適切性について点検・評価を行っている。

施設・設備の維持・管理については、「施設の修繕計画」をもとに、理事会の承認を受

け、施設設備の修繕等を行ってきている。前述したように、2017（平成 29）年度には、本館外壁補修、渡り廊下補強を行った。2018（平成 30）年度には、学生の保健体育の授業や、サークル活動に使用できるマルチコートにおいて、バスケットゴール、バスケットボールラインポイントなどを設置した。2019（平成 31・令和元）年度には、サーバー、パソコン、ソフト更新をし、2020（令和 2）年度には、中庭タイル補修と、チャペルやブラウンホールの漏水補修を行っている。2021（令和 3）年度には、主要教室へのプロジェクターの追加設置、2022（令和 4）年度には、構内ネットワーク機器の刷新など、大学の事務管理センターが法人事務局と連携しながら、毎年度の整備方針を策定し、着実に整備を行っている。

自己点検・評価結果については、内部質保証委員会が集約し、大学運営会議にその結果を報告し、学長から教授会等の場で、学部、研究科、委員会等の教育研究組織、事務組織、附属機関・センターに改善・向上に向けた取り組みを指示している。内部質保証委員会は、その後の改善・向上の進捗について把握するようにしている（資料 2-18）。

8.2. 長所・特色

本学は緑豊かな武蔵野の地にキャンパスを構え、主要な建物は著名な建築家である村野藤吾氏の設計によるものである。この本館等は、映画・ドラマ撮影等にも数多く使われ、2010（平成22）年に三鷹市登録有形文化財、2017（平成29）年には東京都の歴史的建造物に指定され、最近では、毎日新聞の連載記事である『レトロの美』に掲載された。耐震化率は100%であり、施設・設備のバリアフリー化を進めてきた。

学生の自主的な学習を促進するため、本館にあるコンピュートールームの平日開放、社会福祉士等の国家資格を目指す学生専用のスタディールームの用意、図書館のアクティブ・ラーニング・スペースやグループでの学習専用の部屋を設けている。

図書館は、ウェブサイトでOPACを公開し、教員や学生は、複写資料の取寄せや、購入リクエストなどをオンラインで依頼できる。神学書は、マルティン・ルターとドイツ宗教改革関連の専門図書を過去 100 年にわたって収集しているのが特徴である。図書館司書有資格者を複数配置し、学術情報を活用してもらうためのガイダンス等を積極的に行い、障がい学生支援にも力を入れ、拡大読書器・音声読み上げ機能搭載のパソコンの設置等を行っている。障がいのある学生の支援については、利用者である視覚障害のある学生と共に東京西地区大学図書館協議会のセミナーで発表し、その後、放送大学の取材を受け、2021（令和 3）年度より本学の障がいのある学生への支援の取り組みが数回にわたり放映された。

教員の研究活動を積極的に奨励し、学内研究助成奨励金制度を有している。科学研究費補助金等の競争的資金の申請者は、学内研究助成奨励金を優先的に配分するなどのインセンティブを設け、全教員が参加するSD研修会において、「研究費申請書の書き方」をテーマとして開催し、科学研究費等申請書への助言など、技術的な支援を、組織的な対応として行っている。専任教員は、全て個室の研究室を有し、研究日が確実に確保されるよう、時間割編成会議で調整している。

研究倫理を遵守するため、規程に基づき、研究倫理審査会で審査を行い、結果を報告し

ている。また、全教職員参加のSD研修会で日本学術振興会による研究倫理に関するeラーニングコースを視聴した。院生は、倫理審査申請時、このeラーニングコースを受講と修了書の添付を求めることとなった。

8.3. 問題点

施設・設備の整備は充実を図ってきたが、教育研究等を支える環境や条件として、Wi-Fiの整備、その他施設・設備の修繕等において、十分とは言いきれない面がある。また、学内の機器・設備の充実として、タブレット型端末の導入などをして、能動的な授業の充実・拡大を図ることが必要である。加えて、ICT機器の使用やAIの活用と危険性・限界の理解などに関するFD研修の充実を図っていくことが重要である。さらに、科学研究費補助金等の申請者・獲得者を増加させることが重要である。

8.4. 全体のまとめ

本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を明示した上で、その方針に従い、校地、校舎、運動場等の施設および設備、バリアフリーへの対応などを行っている。施設・設備の維持管理は、「施設設備改修計画」をもとに行い、PCBの処分等行っている。ネットワーク環境、情報通信技術（ICT）機器等も課題は残るものの、改修計画に基づき、サーバーやパソコンの更新、統計解析ソフトのライセンス数の確保を行い、一定以上整備している。

情報セキュリティの確保に努め、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ研究倫理に関する学内審査機関を整備している。

図書館に図書館司書を複数名配置し、特定の領域についての図書は、有数の蔵書数を誇るものとなっており、学術情報サービスを提供するための体制を備え、障がいのある学生の支援は充実している。

教育研究活動を支援する環境として、研究室（個室）を整備し、研究時間を確保するよう時間割編成会議を設けて時間割調整を行い、研究費を支給し、外部資金獲得のための支援を行っている。研究専念期間の保証等のための制度を有している。また、ティーチング・アシスタント（TA）を整備している。

以上のことから、本学の教育研究等環境は、大学基準8に照らして、概ね適切な取り組みがなされており、上述した問題点に対応していくことが肝要であるといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1 現状説明

点検・評価項目①

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点Ⅰ：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

Ⅰ 社会連携・社会貢献に関する方針

本学では、「ルーテル学院大学 社会連携・社会貢献に関する方針」（以下、「社会連携・社会貢献に関する方針」という）を定め、大学ウェブサイトでも公表している（資料 9-1【ウェブ】）。

ルーテル学院大学 社会連携・社会貢献に関する方針

ルーテル学院大学は、キリスト教的人間理解を基礎にして生活とこころ、いのちと魂を総合的・包括的にとらえる素養をもった対人援助の専門職、社会人の養成を目指した教育・研究の資源をもつ。これを生かし、学外のさまざまな組織と連携をするべく、以下のとおり「社会連携、社会貢献に関する方針」を定める。

<社会連携>

国内の行政組織、社会福祉法人、NPO法人、企業、諸団体等との連携および協力を図る。また、海外の諸団体、学術機関、NGO、宗教ネットワーク等との連携および協力を図る。

<地域連携>

地方自治体等との連携および協力を積極的に推進し、本学が有する知識やノウハウ等を地域へ提供し、学生や教職員が地域の活動へ参加することで、地域と本学の成長と発展を目指す。

<社会貢献>

国内の行政組織、社会福祉法人、NPO法人、企業、諸団体等との連携、および、地方自治体等との連携および協力において、互いの知識やノウハウ等を活用し、社会における諸課題を解決し、教育研究活動等の向上を図るとともに、広く社会の発展に貢献する。

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点Ⅰ：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

2 学外組織との連携体制

1) ルーテル教会・諸学校との連携

ルーテル学院大学、日本ルーテル神学校は、日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団という二つのルター派のプロテスタント教会を設立母体とし、建学の精神と使命（ミッション）を共有し、共通の課題を担っている。本学を含む「ルーテルグループ」は、イエス・キリストの教えに従い、宣教共同体として福音的信仰に立ち、連帯と協力推進のために「るうてる法人会連合」を結成している。るうてる法人会連合は、伝道、教育、福祉の分野で北海道から九州まで全国的規模でキリストの愛を伝え、宗教活動のみならず、教育、福祉活動を提供している（資料 9-2【ウェブ】）。るうてる法人連合会では、定期的に研修と総会を開催し、『未来を愛する 希望を生きる 共拓型社会の創造をめざして』『キリストの愛を伝え共に成長する』などの著書を刊行してきた（資料 9-3【ウェブ】）。毎年、研修会と総会を交互に開催し、教会が使命としてきた福音宣教・神の恵みを共に分かち合う具体的な使命を福祉の現場、幼稚園・保育園の現場、学校教育の現場でどのように非キリスト者と共に実現していくのか学びと具体的な支援を行ってきている。

設立母体である、日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団の各個教会に対しては、毎年、本学の教員が訪問して講義をする「講談奉仕」を行っている。この活動により、教員は、それぞれの教育・研究の成果を教会の信徒や地域からの参加者を通して、社会に還元している。2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったものの、2018（平成 30）年度 39 回、2019（平成 31・令和元）年度 36 回、2021（令和 3）年度 26 回、2022（令和 4）年度 30 回実施している（資料 9-4）。

上に記した 2 つのルーテル教会が関係する 5 つの学校法人、すなわち本学のほか、「九州ルーテル学院」「九州学院」「聖望学園」「浦和ルーテル学院」はルーテル諸学校として 40 年以上に渡る交流と研修を実現してきている。コロナ禍によって中断した年を除き、毎年、夏には夏季研修会として教職員の研修会を合同で開催、秋には代表者会とキャンパスミッション協議会を実施してきている（資料 9-5【ウェブ】、資料 9-6）。

国際的には、アメリカの福音ルーテル教会（ELCA）のアジア太平洋宣教局との関係を持ち、アジア地域におけるキリスト教の宣教、とりわけ非キリスト教世界の文化や価値観の中でのキリスト教信仰と教育の意味を問う研究に参画し、一つの成果『アジアの視点で読むルターの小教理問答』を日本福音ルーテル教会の協力において日本語翻訳として出版した（資料 9-7【ウェブ】、資料 9-8【ウェブ】）。

また、日本福音ルーテル教会との繋がりからルーテル世界連盟（LWF）と関わり、同連盟の世界における社会貢献および福祉の働きに関しての情報について学び、その成果を『世界の社会福祉年鑑 2023』（旬報社）「第 2 部国際社会福祉」の「ルーテル世界連盟（LWF）」（347-362 頁）として執筆、掲載している（資料 9-9【ウェブ】）。

2) 地方自治体との連携

(1) 三鷹市との協定

本学は、2018（平成 30）年に三鷹市と「包括的な連携協力に関する協定」を結んでいる。本協定は、本学と三鷹市が、少子高齢化と高齢者のみ世帯の増加にともなう、包括的ケアのニーズへの取り組み、地域における孤立の予防、児童虐待の防止と子育て支援等に協働して取り組むことを目的としたものである（資料 9-10、資料 9-11【ウェブ】）。

(2) 調布市との協定

調布市と近隣大学間では、文化、教育、学術、スポーツなどの分野で援助、協力し相互発展を図ることを目的として、相互友好協力協定を締結しており、各大学が開催している市民対象の事業などを連携した活動を行っている。本学は 2014（平成 26）年に相互友好協力協定を締結している（資料 9-12、資料 9-11【ウェブ】）。

3 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学は、中期計画の「2 研究と地域貢献」において下記のように、本学の附属機関・センターにおいて、社会連携・社会貢献に関する活動による教育活動を推進することとしている（資料 2-18）。

2 研究と地域貢献 <抜粋>

【目標】教育理念に基づき、社会や地域の実態を把握し、ニーズに応える研究や地域貢献活動を推進する。

【行動計画】

1-1) 研究助成金の獲得、学内研究助成金の活用等を通じて、社会や地域のニーズに応える研究を行う。

1-2) 教員と地域社会による共同研究を行う。

1-3) 複数の附属機関による共同事業を実施する。

1-4) コミュニティ人材養成センターにおいて、近隣 3 市、3 市社協との提携関係を拡張し、4 市、4 市社協との提携関係を基盤に地域福祉ファシリテーター養成講座を提供する。

1-5) ルター研究所において、研究会（月 1 回）を継続して開催し、「ルター・セミナー」「公開講座」、「秋の特別講演」を開催する。

1-6) 臨床心理相談センターにおいて、子どもから大人まで幅広い人々を対象に、地域で心の悩みを抱えておられる方の相談に応じる。

1-7) 包括的臨床コンサルテーション・センターにおいて、心理・福祉・教育の現場における対人援助の専門家を対象に、登録制により、年間を通して提供するプログラムとして、コンサルテーション・トレーニングプログラム（CONTTP）、スーパービジョン・トレーニングプログラム（SVTP）、包括的臨床死生学研究プログラム（CCTC）を提供する。

1-8) デール・パストラル・センター（法人の神学校附属機関）において、牧会研究会（月例）、スピリチュアリティ研究会の開催と、臨床牧会セミナー、神学校公開講座、「ス

「ピリチュアルリトリート」プログラム、臨床牧会教育（CPE）（10回の病院実習とスーパービジョン）の提供をする。

3 地域交流

本学は、地域と交流する事業について、幅広く以下のような活動を実施している。

1) コミュニティ人材養成センターによる事業

(1) 「地域福祉ファシリテーター養成講座」を実施している。具体的には、本学が所在する三鷹市およびその近隣である武蔵野市・小金井市・調布市（2023年度以降）の4市自治体と各市社会福祉協議会と共催で、4市の住民を対象とした「地域福祉ファシリテーター養成講座」を実施している（資料4-24【ウェブ】）。第3章で既述したが、学生は、この講座を「地域支援技法Ⅰ、Ⅱ」の授業として履修することができる。この講座への参加は、学生にとっては、課題解決型学習（Project Based Learning）の場となっている。近隣4市の住民は、この講座に参加することにより、近隣4市の自治体職員、4市の社会福祉協議会職員、学生とともに、地域課題の解決を発見し、地域課題を解決するための住民同士の支えあい活動を企画・開発する。2022（令和4）年度以降は、当該講座を秋以降に開講することとし、本学学生がより多く履修しやすいカリキュラムとなった。

(2) 「スキルアップ講座」を開講している。人に関わる専門職に対する研修として、2016（平成28）年度以降、対人援助職のリーダー層を対象とし、スキルアップ講座を開講し、提供してきた。コロナ禍においては、インターネットを通じてZoomによる講座を開始し、全国各地から参加を得た（資料9-13【ウェブ】）。

(3) 三鷹市「地域ケアネットワーク」において、にしみたか地区の全体委員として本学教員が参画している（資料9-14【ウェブ】、資料9-15【ウェブ】）。

(4) 本学学生の実習等を通して、地域の行政、専門機関、住民との交流を進めている。

社会福祉士を目指す学生が履修する「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の実習を、近隣4市（三鷹市、小金井市、調布市、小平市）の社会福祉協議会に依頼し、学生が実習生として、当該4市内で活動する中学校区程度のコミュニティ単位での住民協議会、子ども食堂、家族会の活動などに参加している。また、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の実習を、長期間（例年5月中旬から8月にわたり）、地域の入所施設、通所施設や相談機関に依頼して実施している。公認心理師をめざす学生が履修する「心理実習Ⅱ」を地域の5分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）にて、見学実習を行い、グループ討議による振り返りを行っている（資料1-6 195-196頁、200-202頁）。

2) 三鷹ネットワーク大学

本学は、三鷹市による「三鷹ネットワーク大学」に創設準備段階から関わり、長年講座を開設し、組織運営に関わってきた。三鷹市は、教育・研究機関の地域への開放と、地域

社会における知的ニーズを融合し、民学産公の協働による新しい形の「地域の大学」としてこの三鷹ネットワーク大学を運営している（資料 9-16【ウェブ】）。2019（令和元）年5月には、前学長が編集代表となり初の出版事業を行い（『人生100年時代の地域ケアシステムー三鷹市の地域ケア実践の検証を通して』）（資料 9-11【ウェブ】）、2020（令和2）年度からは、「三鷹まちづくり総合研究所『まちづくり研究員』事業」にて、本学教員による「まちづくり研究員」と称する市民への論文指導等を実施している（資料 9-17【ウェブ】）。コロナ禍においては、本学大学院と三鷹ネットワーク大学の共催により、オンライン講座「新型コロナウイルス時代の地域ケアを考えるトークセッション～三鷹市・調布市・小金井市の現場から～」を開催した（資料 9-18【ウェブ】）。さらに、2021（令和3）年の開設15周年記念シンポジウムには、現学長がパネリストとして登壇した（資料 9-19【ウェブ】）。

3) 中学生の職場体験の受け入れ

2013（平成25）年度より、年1回、三鷹市立中学校（第二・第四）等の中学2年生の職場体験等を受け入れている（資料 9-20）。

4) 東京オリンピック・パラリンピック委員会の三鷹市委員会委員に就任

本学教員が東京オリンピック・パラリンピック委員会の三鷹市委員会委員に就任した。また、三鷹市が、受け入れ予定のチリパラリンピック選手団への応援の気持ちを込めて推進していた「チリチリダンス動画」の募集に応じ、教職員と学生が参加した動画を作成、投稿し、それが三鷹市のみたかダンスPR動画として活用された（資料 9-21）。

5) スポーツボランティアサークルによる三鷹市内のスポーツイベントへの協力

本学に「スポーツボランティア」（サークル）がスポーツイベントに特化したボランティアサークルとして2022（令和4）年に結成され、「三鷹市阿波踊り（ダンス）」「三鷹の森フェスティバル（環境整備）」などで活動を行い、その結果、三鷹阿波踊り振興会から感謝状が授与された（資料 7-19）。

6) 地域防災への貢献

本学は、2012（平成24）年度に、三鷹市と「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結し、避難所の指定を受け入れており、近隣の武蔵野市、小金井市の広域避難場所にも指定されている。さらに、小金井市とは2012（平成24）年度に「災害時における避難所施設利用に関する協定書」を締結し、福祉避難所としての指定も受け入れている（資料 9-22）。

これらのため、大学構内には必要な食料品や機材等を保管し、2018（平成30）年から2019（平成31・令和元）年にかけて、給水本管を耐震型へ敷設替えし、応急給水栓（給水管から直接採水できる機器）も取付け、災害時の確実なライフラインの確保に貢献している。また、2022（令和4）年度に行われた三鷹市総合防災訓練には職員および学生が参加し、地域住民や三鷹市役所、消防、警察、自衛隊等と共に防災訓練や交流を行った。

7) パイプオルガンを用いた地域交流

本学のチャペルには、2016（平成 28）年にパイプオルガンが設置され、それと共に地域に開放した催しをいくつか行ってきた。2023（令和 5）年 11 月には、地域の高校生 23 名がオルガン体験を行い、同年 12 月には本学の戦略企画委員会が企画した「クリスマスチャペルコンサート」が行われ、135 名の聴衆を得て好評であった（資料 9-23、資料 9-24）。

4 国際交流事業

本学は、国際交流事業を、主に I E C（International Exchange Committee = 国際交流委員会）が担当し、以下のように推進している。

1) 「ムラサキスポーツ国際プログラム奨励奨学金」の整備

学生が国際プログラムに参加しやすい環境を整えるため奨学金を整備し、大学主催の国際プログラム参加者で、成績が一定水準以上である学生に、3 万円～10 万円の給付奨学金を用意している（資料 1-4 40 頁）

2) 海外留学の協定校の確保

海外留学の協定校は、2 か国 2 大学ある。留学を希望する日本人学生の個別の相談に応じ、学生の英語力向上のため、教養科目に「英語特別演習（Independent Study）」を設け、留学予定者に対して本学英語教員が個別指導をする体制をとっている（資料 1-6 140 頁）。

3) 短期語学留学

本学では、学生が（株）留学ジャーナルの海外短期語学留学プログラムに参加する体制を整えている。このプログラムでは、カウンセリングを受けながら留学先や留学期間などを自由に決めることができ、大学の休暇期間（夏季・春季）を利用してアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ドイツ、マレーシア、フィリピンへの短期語学留学を行うことができる（資料 1-4 64 頁）。

4) 体験型海外ボランティア

本学は、本学の協力団体（一財）J E L A（前・日本福音ルーテル社団）による海外ワークキャンプ、および、海外スタディツアー（アメリカ、カンボジア、インド）に、学生が参加することを推奨している。ポータルサイトより全学生へメッセージを流して案内し、全学生が参加可能な時間帯に説明会を開催し、参加を推奨している（資料 9-25）。また、複数の大学と N G O との連携による海外スタディツアーを実施しており、例えば、2023（令和 5）年度はバングラデシュへのスタディツアーを開催した。参加学生には報告会の機会を提供している（資料 9-26）。

5) (公財) 三鷹国際交流協会 (MISHOP) の活動への協力

国内における国際交流として、(公財) 三鷹国際交流協会 (MISHOP) が提供している日本語教室での学習サポート、国際交流フェスティバルへのボランティア、世界の料理教室

や交流イベントに学生が参加する機会を設け、案内をしている（資料 1-4 64 頁）。

6) 日本学術振興会の2か国間セミナーの開催

2019（令和元）年9月には、日本学術振興会の助成金を得て、リトアニアの Vilnius 大学の研究者を招き、リトアニア・日本2か国間セミナー（ルーテル学院大学創立 110 周年記念事業）を開催した（資料 9-27）。

リトアニア・日本2か国間セミナー「社会的ケアとテクノロジー：日本・リトアニアのソーシャルワーク専門職の未来を探る」日時：2019年9月28日（土）14:00-17:30
場所：ルーテル学院大学

7) 海外からのゲストによる講義や講演

本学には海外からの訪問者が多くあり、その都度、講義や講演を通して交流する機会を設けている。例えば、2023（令和5）年5月11日には、インドネシアのプロテスタント教会の最大教派 HKBP から牧師夫婦5組 10名の訪問団が来校し、本学教職員・学生と交流をした。また、2023（令和5）年6月7日には、スウェーデンより、“Beirut Shorts International Film Festival 2022 Best Documentary Film” 受賞等をした映画の監督 Asa Ekman さんが来校し、短編映画の上映とトークを以下の日程で開催した（資料 9-28【ウェブ】）

日時：2023年6月7日（水）18:00～19:30 場所：262 教室（トリニティ）
内容：短編ドキュメンタリー映画“Live Till I Die”（日本語タイトル：「さよならまでの時間」）[23分：英語]上映＋お話

5 教育研究成果の社会への還元

1) 全学における実施

(1) 公開講座

毎年、「市民と学生が共に学ぶ大学講座」として 20～30 科目の授業を地域住民へ公開し、多くの住民が大学で学んでいる。三鷹市、三鷹ネットワーク大学との連携による三鷹市市民聴講生助成制度を利用することで、三鷹市民は受講料の一部助成を受けることができる（資料 9-29【ウェブ】）。

(2) 専任教員の講演活動

専任教員は、学会などにおいて役割を担い、学会発表を積極的に行っている。また、前述の教会への講壇奉仕とは別に行った専門職団体、地方自治体、社会福祉協議会等の要請による専任教員の講演（研修会講師含む）実績は、2022（令和4）年度の1年で65件以上であった（資料 6-20【ウェブ】）。毎年度同様の数を行っており、本学の教員数を鑑みると多くの講演活動を行っている。

(3) 学術機関リポジトリにおける研究成果の公開

本学の学術機関リポジトリである「ルーテルリポジトリ」によって紀要2紙、博士論文、学内刊行物を公開して、研究成果を社会へ還元している(資料8-18)。

2) 附属機関・センターにおける実施

本学の教職員は、附属機関・センターにおいても役割を担い、その活動を通して、教育研究の成果を社会に還元している。各附属機関・センターにおける教育研究成果の社会への還元の内容は以下のとおりである。

(1) コミュニティ人材養成センター

前述したように、本学は三鷹市・武蔵野市・小金井市・調布市の4自治体と社会福祉協議会と共催で、「地域福祉ファシリテーター養成講座」を実施してきており、その成果として、4市において、本ファシリテーター養成講座の出身者が設立した活動が各所で継続され、住民同士の支えあい活動がより盛んに行われるようになっている(資料4-24【ウェブ】)。

(2) ルター研究所

ルター研究所は、宗教改革者のマルティン・ルター研究の日本の拠点となり、年2回の『ルター新聞』(資料9-30【ウェブ】)を発行し、論文集『ルター研究』(既刊18巻)を刊行している(資料3-3【ウェブ】)。また、ルター著作の翻訳を進め、全36巻予定の『ルター著作集』のうち、これまでに第1集(既刊10巻)、第2集(既刊10巻)を出版した。これらの研究成果のもと、原典講読会、全国各地の講演会などを通して、ルター研究の紹介をしている。宗教改革500年を記念して2016(平成28)年には、ルターの著作『キリスト者の自由』を読むための手引き書を出版している。2022(令和4)年には「ルターの聖書翻訳500年」クリスマス講演会を開催し、その内容をYouTubeで公開している(資料9-31【ウェブ】)。

(3) 臨床心理相談センター

臨床心理相談センターでは、①臨床心理士有資格者と院生が専門スタッフとしてチームを組んで行う臨床心理相談および援助活動、②紀要の発刊(資料9-32【ウェブ】)、③公開講座の開催、④研修会を実施し、三鷹市教育委員会から発達検査の委託も毎年受けて実施し、教育研究成果を社会に還元している(資料3-5【ウェブ】)。

(4) 包括的臨床コンサルテーション・センター

包括的臨床コンサルテーション・センターには、福祉・保健・医療の専門職が登録し、臨床相談、調査研究を行っている。また、毎年合同報告会を実施し、合同報告会の内容は『研究発表論集』にまとめている。

臨床相談は、個別および、組織を対象としたコンサルテーションの形で提供し、登録者以外の者を対象に、グループスーパービジョン研修も提供した(資料9-33【ウェブ】)。前身の包括的臨床死生学研究所の創設から合わせて14年間、延べ271名の研究員の研究成

果・活動実績があり、それを 2023（令和 5）年 10 月に「ルーテル学院大学大学院附属包括的臨床コンサルテーション・センター叢書」としてまとめ、『対人援助実践を紐解く：スーパービジョン体制からの理解』と題して本学リポジトリにて公開した（資料 9-34【ウェブ】）。

（5）デール・パストラル・センター

デール・パストラル・センター（2014（平成 26）年度設置）は、法人の日本ルーテル神学校（各種学校）附属機関であり、牧会、スピリチュアルに関わるテーマの講演会を年 1 回開催している。隔年で 2 泊 3 日の臨床牧会セミナー、2016（平成 28）年度からは年 10 回の牧会研究会を開催し、教派を超えた牧師たちが、教会を現場としてさまざまな困難を抱える人々への牧会活動を支える働きをしている。また、定期的な「だいじな人をなくした子どもと保護者」の集まり（グリーンサポート活動）の開催と、その担い手の養成を継続的に行っている（資料 9-35【ウェブ】）。

（6）図書館

本学図書館は東京都在住・在勤の方に対し、資料の当日閲覧利用を認めている（資料 8-20【ウェブ】）。また、全国の大学・研究機関のほか、神学校や公共図書館にも貸借・文献複写サービスを行っている。特に既述のように、キリスト教の神学書や神学データベースは国内では貴重なものを保有しており、研究者や一般市民の研究活動に貢献しているといえる。

点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、内部質保証委員会が、毎年度、全ての学部、研究科、附属機関・センター、委員会、部署に、中期計画の行動計画および 3 つのポリシーに沿った教育研究活動が行われているかについての自己点検・評価を依頼し、集約している。その過程で適切さの検証を行っている。

また、全学的な社会連携・社会貢献の適切さを検証するため、2023（令和 5）年の 5 月の大学運営会議において、附属機関・センターの規程と事業内容の確認を議題とし、3 つのポリシーに沿った教育研究活動が行われているかについて検証した。そのときに、生じた疑義については、各附属機関・センターに教授会を通して学長より指示がなされ、各機関・センターで改善等するに至っている（資料 3-12）。

9.2. 長所・特色

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、中期計画においても、具体的な地域の行政、専門機関、住民との交流を計画に位置づけ記述している。

学外組織として2つのルター派のプロテスタント教会を設立母体とし、建学の精神と使命（ミッション）を共有し、共通の課題を担っている。また、「るうてる法人会連合」と連携し、研修の開催、著書の発刊等を通して教育研究成果を社会へ還元している。設立母体の各教会には、本学の教員が毎年、年間30回前後講義をしている。国際的には、アメリカの福音ルーテル教会（ELCA）のアジア太平洋宣教局と協力し、出版物の日本語への翻訳・出版を行い、また、ルーテル世界連盟（LWF）との活動内容を『世界の社会福祉年鑑2023』に掲載している。

地域との連携では、三鷹市や、調布市と協定を締結している。

所在する三鷹市との関係では、（1）「地域ケアネットワーク」への参画、（2）三鷹ネットワーク大学への参画、（3）中学生の職場体験の受け入れ、（4）東京オリンピック・パラリンピック委員会の三鷹市委員会委員への就任、（5）スポーツボランティアサークルによる三鷹市内のスポーツイベントへの協力、（6）地域防災への貢献、（7）パイプオルガンを用いた地域交流などにより関わっている。

国際的な交流活動としては、国際的な活動をする学生向けに特化した奨学金の整備と、協定校の確保を行い、また、学生の短期語学留学、（一財）JEL Aによる海外ワークキャンプ、海外スタディツアーへの参加を推進している。国内においても、三鷹国際交流協会の活動への協力をしている。さらに、日本学術振興会によるリトアニアとの2か国間セミナーの開催や、スウェーデンより国際的に知られる映画監督を迎えている。

教育研究成果の社会への還元では、本学として（1）公開講座の提供、（2）専任教員による学会発表、（3）地方自治体・社会福祉協議会・専門職団体等の招聘に応じた専任教員による年間数十回にわたる講演活動（研修会講師を含む）、（4）専任教員による設立母体教会への講壇奉仕活動、（5）学術機関リポジトリにおける研究成果の公開がある。

附属機関・センターによる教育研究成果の社会への還元としては、（1）コミュニティ人材養成センターによる「地域福祉ファシリテーター養成講座」出身者による数多くの住民同士の支え合い活動団体の設立、（2）ルター研究所による、『ルター新聞』の発刊、論文集『ルター研究』、『ルター著作集』の出版、（3）臨床心理相談センターによる、紀要の発刊、公開講座の開催、三鷹市教育委員会から発達検査の受託、（4）包括的臨床コンサルテーション・センターによる、合同報告会の『研究発表論集』の発刊、「臨床相談」の提供、（5）デール・パストラル・センターによる、定期的な「だいじな人をなくした子どもと保護者」の集まり（グリーンサポート活動）の開催などが挙げられる。

社会連携・社会貢献の適切性については、内部質保証委員会の呼びかけにより、毎年度行ってきた。改善・向上の必要性が認められた点については、各附属機関・センターに改善を指示し、改善している。

9.3. 問題点

課題は、教員の個人の社会貢献・社会連携活動と全学的な社会貢献・社会連携活動の連携と、全学的な協力体制の構築である。大学が保持する学術的な知見や人的資源を幅広く社会に還元していくために、より一層、大学としても社会貢献・社会連携活動を有機的に展開していく必要があると考えられる。

9.4. 全体のまとめ

本学は、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、その方針に基づき、設立母体の日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団、「るうてる法人会連合」、アメリカの福音ルーテル教会（ELCA）のアジア太平洋宣教局、ルーテル世界連盟（LWF）と連携協力し、教育研究活動を社会に還元している。

所在する三鷹市との関係では、地域ケアネットワーク、三鷹ネットワーク大学への参画や、地域防災への貢献で関わっている。

国際的には、特定の奨学金を設け、協定校を確保し、短期語学留学、海外ワークキャンプ、海外スタディツアーへの参加の推進などを通して、学生の国際的な交流を推進している。

大学としては、公開講座の提供や図書館の閲覧許可、専任教員による学会発表、講演・研修会講師活動、および教会への講壇奉仕活動により、教育研究成果の社会への還元がなされている。また、コミュニティ人材養成センター、臨床心理相談センター、包括的臨床コンサルテーション・センター、デール・パストラル・センターからそれぞれ、人に関わる専門職に対する研修や研究活動の場が提供されており、刊行物や書籍の発刊などにより、教育研究成果の社会への還元をしている。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献は、大学基準9に照らして、適切な取り組みがなされており、上述した問題点に対応していくことが肝要であるといえる。

第10章 大学運営・財務

第1節 (1) 大学運営

10.1.1 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1 大学運営に関する方針の明示・周知

大学の理念・目的の実現に向けて、本学の建学の精神に基づく使命（ミッション）と教育目的の一層の実現を目指し、2020-2024 中期計画を策定した（資料 1-10）。これらを実現するための運営方針として、「大学運営方針」、「内部質保証の方針」、「大学の求める教員像と教員組織の編制方針」、「学生の支援に関する方針」、「障がい学生支援方針」、「教育環境等の整備に関する方針」を定め、本学ウェブサイトに公表している（資料 1-2【ウェブ】）

学内構成員に対する周知は、毎年度中期計画に基づいた、自己点検評価を行うことで、各構成員が中期計画の進捗を点検するとともに、これらの点検評価は、教授会でも共有されている（資料 2-18）。また、方針に基づいた業務執行等のために、規程集を整えている（資料 10-1）

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

2 適切な大学運営のための組織の整備

1) 学長の選任方法と権限の明示

学長は、「学長選任規程」に基づき、適切に選考が行われている（資料 10-2）。理事会により学長選考委員会が設置され、評議員会での意見聴取、教授会での学長候補者の信任投票を受けて、理事会が学長を選任している。

学長の権限と責任については、ルーテル学院大学学則第 41 条に「学長は校務をつかさどり所属職員を統監する」と規定している（資料 1-3）。

2) 役職者の選任方法と権限の明示

役職者については「学部長、学科長、コース主任および副主任選考規程」および「研究科長、専攻主任選任規程」に基づき、適切に選考が行われている（資料 10-3、資料 10-4）。

それぞれの役職者の権限と責任については、ルーテル学院大学学則に第 42 条、第 43 条に学部長、学科長の権限を明示し（資料 1-3）、また、ルーテル学院大学研究科長、専攻主任選任規程第 1 章第 1 条第 2 項、第 6 条第 2 項に、研究科長、専攻主任の権限を明示している（資料 10-4）。

3) 学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

「教授会規程」第 4 条に教授会の審議事項と、審議を経て学長が決定する旨を規定している（資料 10-5）。また、大学、大学院の円滑な運営および執行のために学長、研究科長、学部長、学科長、大学教授会書記、事務長、事務次長で組織する大学運営会議を置いている（資料 6-10）。

4) 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学は、大学教授会、大学院教授会を設置しており、「教授会規程」および「大学院教授会規程」において、それぞれの教授会での審議事項等を定めており、審議に基づき学長が決定すると定めている（資料 10-5、資料 10-6）。

5) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

「教授会規程」第 4 条および「大学院教授会規程」第 4 条において、教授会の審議を経て学長が理事会に提案する事項を定めている（資料 10-5、資料 10-6）。

法人組織の意思決定機関は、理事会としている。寄附行為第 15 条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めており、同第 20 条に評議員会に意見を聴取する諮問事項を定め、法人の運営に関する重要な事項について、審議し決定する（資料 1-1）また、役員・評議員の名簿、組織図を大学ウェブサイトに公表している（資料 10-7、資料 3-1）。

6) 学生、教職員からの意見への対応

学生や教職員からの意見には、適宜対応している。例えば、2020（令和 2）年 9 月に新型コロナウイルス対策のために実施した遠隔授業の状況把握のために「2020 年前期遠隔授

業についてのアンケート調査」を実施し、この結果を授業の改善に向けて活用した（資料 10-8）。さらに「授業評価」をもとに、「授業評価に基づく分析と学び」をテーマに、2020 年 10 月に授業改善の調査をもとにした F D 研修会を行った（資料 10-9）

2021（令和 3）年度には、教職員向けに遠隔授業と対面授業のハイブリッド授業とその運営について、アンケート調査を行い、情報共有と改善に向けた協議を、F D 研修会として 2022（令和 4）年 3 月に実施した（資料 10-10）。

2022（令和 4）年 7 月～8 月には「授業形態と学習実態に関するアンケート」を、対面授業・遠隔授業それぞれに関して行った（資料 10-11）。アンケート調査の意見を受けて、必要な情報を共有し、授業を改善するため F D 研修会を実施した。この他、2022 年度入学者を対象に「初年次アンケート」などを実施している（資料 10-12）。

また、学生組織の学生会執行部と教職員組織の学生サポート委員会で行う、「学生連絡協議会」を原則毎月行っており、学生総会やイベントの運営に関する相談・情報共有、学生会費の会計報告等を行っている。

3 適切な危機管理対策の実施

2020 年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「緊急感染症対策本部」を設置し、罹患者の対応、健康マニュアルの作成、活動制限指針の作成・レベル変更の協議を行ってきた（資料 10-13）。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・ 内部統制等 ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

4 予算執行プロセスの明確性および透明性

1) 内部統制等

予算編成および予算執行については、経理規程に基づき行っている（資料 10-14）。

予算編成は、毎年度 12 月理事会で次年度予算編成方針が示され、教授会および職員会で方針が説明された後、各部門・部署の責任者に予算申請書類が配布される。1 月中旬を締め切りとして提出されたものを事務管理センターが集計・検討し、事務長・事務管理センター長が各部署責任者へのヒアリングを行う。再度調整の上、3 月頃に入学者数がある程度固まったところで、常務会でその適切性について判断する。そして、3 月理事会・評議員会へ上程する（資料 10-15）。

2) 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算執行の手続については、経理規程および稟議規程に基づき行っている。10 万円を超

える金額の場合は稟議書による決裁が必要となる。稟議書の決裁者は案件内容や金額等によって事務長が判断する。重要案件と判断したものは学長、さらに理事長の承認事項となる。稟議書による決裁を要しない少額の支出については、購入担当者が「支払依頼書」を作成し、当該業務管理職の承認を得て、証憑書類と共に事務管理センター経理担当へ回付する。稟議書により決裁を得たものも、支払依頼書を作成し、当該業務管理職の承認を得て証憑書類と共に事務管理センター経理担当へ回付する（資料 10-16）。

予算執行に伴う効果の分析、検証のために、金額の大きい支出については、事務管理センターで現品等の検査や執行内容の有効性などの確認を行っている。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点Ⅰ：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適切な業務評価と処遇の改善

5 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

1) 職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の採用、昇任等については、「就業規則」第5条および第6条に定めている。さらに、一般職員の内、管理職の採用又は昇任については、理事会の議を経た後、任命権者の学長が行うこととしている（資料 10-17）。

2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

事務部門に求められる機能は、教育研究活動および学生支援活動のサポート、多様化している学生や教員のニーズへの迅速かつ的確な対応、経営面に関する企画まで多岐にわたっている。

業務上の指揮・命令および意思決定の所在を明確にするため、「執務執行規程」を制定し、機能の明確化を図っている（資料 2-7）。

本学は、小規模大学であり職員に余剰はないため、1部署に比較的長く在籍する傾向があり、互換性や広い業務の習得が難しい状況にあるが、業務量・質とコストの面から適正な人員配置による効率化を図り、限られた人員で多様化する業務に対応し、専門性を高めている。具体的には、小規模組織であるため、規模は小さいが、概ね毎年人事異動を行っており、各業務の膠着化防止や業務量と人員の適正化に向けた調整を行っている。さらに管理職と所属職員との面談を行う中でも、管理職が異動後の状況を把握し、その内容を管理職全体で共有する会議を持つことで全体の状況や改善点を協議し、早急な対応の必要性

や次の異動での改善すべき点等を検討している。

3) 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学の教学運営のための各委員会は、原則として教員と職員の両方が担当となり、運営している。必要な委員会の数が教職員の数に比して多くなってきたため、一部の不定期開催の委員会を除き、全ての委員会を3つのグループに分け、グループに属する委員会を同じ曜日に効率的に開催している。学長を除く専任教員については、3つのグループのいずれかに配属し、専任職員については、業務に関連する委員会の委員となり協議に加わり、教職協働の運営体制を実現している（資料6-11）。

4) 人事考課に基づく、職員の適切な業務評価と処遇の改善

事務職員は、業務振り返りシートを用いて年2回半期毎の業務評価と処遇改善を実施している。年度の始めに、全学の中期計画を踏まえた事務組織の課題・目標を整理し掲げ、それを受けて各部門（事務管理センター、学生支援センター、企画広報センター、図書館）単位の方針と目標が管理職から示される。それらを踏まえて各自がシートに記述し、各部門の管理職が（管理職に対しては、学長と事務長による面談により）、各職員の業務におけるPDCAサイクルを毎回確認しており、目標設定および達成状況の相互確認や指導・評価を行っている（資料10-18）。

点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

6 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

教職員の意欲および資質の向上を図るため、FD・SD委員会がスタッフ・ディベロップメント（SD）研修会を企画し、定期的に開催し全教職員の参加を得ている。

以下は、「FD・SD（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）の実施方針」の抜粋である。

<教職員の資質向上方針>

教育活動等の適切かつ効果的な運営を図り、教職員の能力及び資質の向上に組織的かつ継続的に取り組むため、FD・SD（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）委員会が中心となり、全教職員が参加するSD研修会を、年数回実施する。

上記の方針に従い、毎年度、権利擁護や個人情報保護、科学研究費などの学生対応や業務能力向上に寄与する内容のテーマに加え、建学の精神など本学教職員として共通理解や意欲の向上につながるテーマも取り扱い、実施している。多くの研修会で、教職員を交えたグループディスカッションも行い、教職員が対等な立場で意見交換を行い、有益な場となっている。

2022（令和4）年度は、10月5日に学生や教職員間のハラスメント防止、相談対応等に関する権利擁護研修、公的研究費の不正防止等に関する研修、適正な研究活動および不正防止に関する研修を行った。同年度3月15日には、「個人情報の保護」と題して、個人情報保護委員会が主催し、教職員が留意する点について漏洩事例などを交え学んだ。また同日に「建学の精神」と題して、学長が講師となり本学の根幹である建学の精神を改めて学び、教職員の共通理解を深めた（資料10-19）。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

7 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では内部質保証推進規程に基づき、建学の精神、使命（ミッション）および教育目的の実現に向けて、教育研究や管理運営に関して自己点検・評価を行い、改善を行っている。点検や評価の実務については、内部質保証委員会が担っている（資料2-1）。

内部質保証の適切性を定期的に検証するため、外部評価者による評価も受けている。2022（令和4）年度は、9月14日に外部評価委員会を開催した。外部委員としては、三鷹市内の社会福祉法人理事長と三鷹市教育委員長職務代理者の2名へ委嘱し、「本学の3つのポリシーに基づいた教育活動となっているか」「公開講座や科目等履修生度への期待」「地域貢献活動、地域課題に関する研究などへの期待」のテーマにより評価を受けた（資料2-11）。

8 監査プロセスの適切性

本学は公認会計士、監事および内部監査室がそれぞれに監査を行う体制を構築している。公認会計士は当法人の作成した計算書類および日常の会計処理等は複数の公認会計士により公正に監査されている。監事は「監事監査規程」に基づき、毎年の監査計画を立案し、当法人の業務および財産の状況を監査する（資料10-20）。内部監査室は、「学校法人ルー

テル学院内部監査規程」に基づき、本学の業務全般を対象に、監査計画を立案の上、定期的に監査を実施している。内部監査室については、理事長の直轄部門として、業務の適正化、効率化および教職員の業務に関する意識の向上を図ることを目的として行っている。

なお、公認会計士、監事、内部監査室は、監査結果の共有や情報交換を行う会議を毎年実施している（資料 10-21）。

各監査結果は理事長に報告され、理事長より各部門・各部署に対して、改善に向けた指示がなされる。決算では、監事による監査報告書、公認会計士による監査報告書とともに計算書類を作成し、事業報告書とともに、理事会で報告がなされる（資料 10-22、資料 10-23）。

9 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学に求められるニーズや学生への対応は、年々変化し複雑化してきている。そのような状況にも対応するために、本学では開学時から学長が学部長を兼任する体制をとってきた。しかし、2023（令和5）年度から、学部長を学長と兼務させず別途選任することとした。大学運営会議も学部長を新たに加え、学長、研究科長、学部長、学科長、事務長、事務次長で構成することとし、キリスト教学、社会福祉学、臨床心理学の本学がもつ各専門分野から教員がいずれかの役職に選任され、大学運営会議に参画し、教学面、学生支援面でも情報共有することができ、学内外の課題に対応できる体制とした。

10.1.2 長所・特色

小規模の組織でありながら、執務執行規程等を定めて、規程による業務の明確化を図ってきた。学長、役職者の選任方法と権限を明示し、教授会の役割の明確にし、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備をし、適切に学生、教職員からの意見への対応を行い、危機管理対策を実施してきている。また、大学と理事会・評議員会の権限と責任は明確である。大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント研修を全教職員の参加を義務づけて毎年度複数回実施している。大学運営における教員と職員の協働関係は非常に強い。

10.1.3 問題点

教員：学生比率（S-T比）が低く（2023年度は 13.95 人）、学生に対しての教員数は手厚く配置しているが、全ての大学に求められている事柄については、小規模であっても一律に対応しなければならない。昨今の大学の取り巻く環境の変化のスピードに対応することが課題である。大学運営に必要な事務組織を構成しているものの、業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備は、今後も改善をしていきたい。少人数でこれらの対応をするために、FD・SD研修を教職員合同で開催し、各委員会に教職員が参画するなど、教職員協働でものごとに取り組んでいる。

また、予算編成及び予算執行は適切で、監査体制も整っているものの、予算執行に伴う

効果を分析する仕組みには課題が残されている。

10.1.4 全体のまとめ

本学は、大学運営に関わる方針を定めて、周知・公表し、学長をはじめとする役職を置き、教授会等の組織も設け、それぞれの役割を明確にして、適切な大学運営を行っている。大学運営に必要な事務組織を構成し、人員配置をしている。職員の採用や昇格は適切に運用されている。

大学運営の適切性について外部評価委員会や外部監査等により、定期的に点検・評価を行っている。

以上のことから、本学の大学運営は、大学基準 10 に照らして、概ね適切な取り組みがなされており、上述した問題点に対応していくことが肝要であるといえる。

第2節 (2) 財務

10.2.1 現状説明

点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期計画の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の中期計画は、大学ウェブサイトにおいて公表し、毎年事業報告で進捗・達成状況を報告している。

本学の中期計画に基づき、教育活動を安定的かつ発展的に遂行するため中長期財務計画を策定し、教職員には教授会や職員会議を通じてそれらの情報が共有されている。予算および決算、財務に関しては、理事会および理事会の諮問委員会、常務会で協議を行い、長期的なビジョンについて検討している。本学は現在まで無借入による経営である。(資料1-10)。

本学の将来的な収入構造の健全化、消費増税、および光熱費や物価の値上げなどへの対策について、理事会や常務会での協議を経て、総合人間学部の2021(令和3)年度入学生から、施設費2万円と設備費1万円の値上げを行い、2022(令和4)年度には、総合人間学部の入学者を対象に、授業料8万円の値上げを行った(資料10-24)。

資産運用については、主として債券や金銭信託等での運用を行ってきているが、全体の資金量が小さく、運用可能な資産規模も小さいため、安全性を重視している。2022(令和4)年度に債券が満期償還をした2億円と金銭信託で運用している一部(1億円)を母体教会である日本福音ルーテル教会への貸し付けに転用した。これは、同教会が建物の大規模修繕を行う上で、金融機関から借入れをする予定であったものを、本学が運用目的での貸し付けることで合意した。3億円の貸付を行うことにより、10年間年利1%の運用益を見込んでいる(資料10-25)。

建物・設備等に関しては、理事会の諮問委員会である経営委員会での検討を行い、理事会で提示をした施設修繕計画により年度ごとに執行している。ただし計画の対象とした修繕等は極力必要なものに絞っており、老朽化している施設や設備も多くあるため、急な故障や不調が発生した際には、執行する順位の変更等で柔軟な対応をしている。2017(平成29)年度以降の主な修繕・更新等は以下の通りである。

2017年 本館玄関LED・小教室、本館外壁補修、渡り廊下補強

2018年 外周防犯カメラ増設

2019年 学内サーバー、パソコン、各種ソフト更新

2020年 PCB処理、中庭タイル補修、チャペル・ブラウンホール漏水補修、チャペル

放送設備

2021年 264教室・街路灯LED化、151教室プロジェクター更新

2022年 トリニティホールLED化第1期改修、電話交換機更新、構内ネットワーク機器更新

2020（令和2）年度からの中期計画では、2024（令和6）年度に経常収支差額の黒字化を目標としていた。2020～2022年度の決算では黒字となったものの、中長期財務計画では2027年度に経常収支差額の黒字化を目指すこととした（資料10-26）。

2017（平成29）年度以前の入学者は定員を下回り、2019（平成31・令和元）年度までの学部学生数は400名の収容定員を下回った。2019（平成31・令和元）年度以降入学者数は回復した。しかしながら、2019（平成31・令和元）年度は、入試合格者における入学者数の割合（いわゆる歩留まり）が例年を大幅に上回り、結果として定員の1.3倍を超える入学者となった。そのため経常費補助金が大幅に減額され、収入減の大きな原因となった。

教育の質や教育内容を低下させないことを前提に、2019（平成31・令和元）年度にはカリキュラム構成を見直し、非常勤講師のご理解を得て、授業コマあたりの給与単価を削減し、年間600万円以上の削減効果が得られた。

2020（令和2）年から2023（令和5）年は、収容定員での学生数は確保した。学生納付金の確保と、管理経費の抑制等により、経常収支差額760～1,600万円程度黒字となった。キャッシュフローについては2020（令和2）年度から2021（令和3）年度については5,000～6,000万円程度の黒字となった。

2022（令和4）年度・2023（令和5）年度の入学者は、定員を下回った。このことは、収支の見通しに大きな影響を与えることになった。また、2022（令和4）年度については、年度末である3月末の定年退職者への退職金支給（約4,500万円）に対して、退職金財団からの受給が2023年度となったため、キャッシュフロー上、マイナスの決算となった。学生数が収容定員を下回る2023（令和5）年度から、収支バランスが悪化することが見込まれている。

学生の確保や収入の確保に対しては、戦略的に取り組み、人件費や経費を適正に抑制することで、キャッシュフローについては2026年度、経常収支差額については2027年度の黒字化を目標としてきた。

2023（令和5）年度より、学際的かつ全人的理解を深める教育を基盤として、それぞれの学生が専門的な学びができるよう、カリキュラムが肥大化しがちな5コース制を廃止し、3つの学系から自由に履修できるカリキュラムに再編した。この再編により、適切な質量の科目構成となり、コストが削減されることとなった。

さらに、2023（令和5）年度始めより、第5章で既述したように、学内教職員による「戦略企画委員会」を立ち上げ、コンサルタント契約を結び、学生の受け入れのための取り組みを見直し、改善している。また、別途、学内教員による「リカレント教育プロジェクトチーム」を発足させ、編入学者をより多く受け入れるための方策を検討し、取り組みを見直し、改善をした。さらに、「戦略企画委員会」から大学運営会議および学長への上程を受け、2023（令和5）年度9月より、「学びの特徴見える化プロジェクトチーム」を立ち上げ、学生をより多く受け入れるために、本学の特徴を明確に示すための取り組みを

見直し、改善をしている。

委員会およびプロジェクトチームから答申された内容は、学長や理事会が速やかに方針決定している。これらの活動内容については、教職員には随時報告され、FD研修で教職員のディスカッションなども行われた。しかしながら、2024年（令和6）3月に本学理事会にて、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止するとの苦渋の決断がなされた。2024（令和6）年度の入学者及び在学学生に対しては、卒業まで責任をもって教育を引き続き提供し、教育の質を担保するため、教育・研究の体制を維持することを確認している。

点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

少子化など厳しい外部環境の中で安定的な教育活動を遂行するためには、常に教育の質を高め、学生や社会のニーズを着実に取り入れることに加え、確実な学生の確保、外部資金の獲得、適切なコストコントロールが必要であると考えてきた。

本学では、教育研究経費については極力維持し、管理経費の削減に努めてきた。予算の申請においても教職員に財務の状況を共有するとともに、教育の質は下げないことを前提としたコストの削減を依頼してきた（資料10-15）。

本学の給与体制は理事・評議員は無給であり、教職員は、国家公務員の給与制度を準用している。入学者が定員以下であった2022（令和4）年度および2023（令和5）年度に関しては、人事院勧告を準用せず、賞与掛け率の減額、管理職手当の減額やベースアップの停止などの対応を行った。今後についても適切な人員配置や業務の効率化を一層進め、人件費の適切な管理を行うこととしている（資料10-27）。

修繕計画については、毎年2,000万円から5,000万円程度の規模を想定して財務計画に含めている。すべて教育活動を遂行する上で必要な建物や設備、備品の維持に関わるコストとなるが、計画に基づく毎年度の実施に関しては、施工方法の工夫や研究、より広く業者からの見積もりを取得する等により、効果を極力落とすことの無いようコスト低減の努力をしている。

外部資金の獲得については、既述のように「専任教員の職務の総合的点検・評価」により科学研究費が評価の1つとされており、取り組みを促進することを組織的に行っている（資料6-2）。また、科学研究費の獲得を推進するため、全教員を対象としたSD研修で申請に向けた研修会を実施し、組織的に科学研究費等獲得実績のある教員より、申請書の書き方について、技術的な支援を行っている。本学の科学研究費の採択および継続中の件数

は、2018（平成30）年度4件あったものが減少傾向にあった。しかし、上記の取り組みの結果、本学の科学研究費の新規採択数は、2022（令和4）年度に2件、2023（令和5）年度に1件となり、2023（令和5）年度の採択および継続中の研究は3件となり、採択・継続中の分担研究もあわせると6件となった。少人数制の文系単科大学である本学の教員数を鑑みるとそれなりの数となっている（資料8-27）。

寄付金については、2022（令和4）年度の本学の寄付金比率が10.6%であり、私学事業団の発行する『今日の私学財政』における同規模の法人と比較して高い。本学に関連する外部組織として、法人の母体となる日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団の信徒などが中心となった後援会組織があり、本学のために寄付金募集の活動を展開してきた（大学基礎データ表9）。

資産運用については、運用可能な資産規模が小さいために比較的リスクの低い運用を行っている。今後も安全性を重視した上で、少しでも利率を意識した運用に努めることとする。

10.2.2 長所・特色

本学は中期計画に基づき、中期長財務計画を策定し、財務計画を確実に実行できるよう努めている。

本学は現在まで無借入による経営であることが特色である。そして、教育研究経費については極力維持し、管理経費の削減に努めてきた。

適切な人員配置や業務の効率化を進め、人件費の適切な管理を行うようにしている。理事・評議員は無給であり、教職員は牧師職の教員を除いて、国家公務員の給与制度を準用している。しかしながら、入学者数が入学定員を下回った2022年度、2023年度は、人事院勧告を全て準用せず、ベースアップの停止し、賞与掛け率を減額し、管理職手当の減額を行った。さらに、カリキュラムが肥大化しがちであった5つのコース制を廃止し、3つの学系から自由に履修できるようにカリキュラムへの改編をし、非常勤講師の給与単価の削減を行った。

外部資金の獲得のため、科学研究費の獲得を推進するためのインセンティブを設け、SD研修会を開催し、組織的に申請への技術的な支援も行っている。2023（令和5）年度の採択および継続中の研究は3件、採択・継続中の分担研究もあわせると6件であり、少人数制の文系単科大学である本学の教員数を鑑みるとそれなりの数となっている。

寄付金比率は10.6%であり、同規模の私立大学と比較して高い。法人の母体となる教会・教団と、後援会組織との連携を強め、寄付金額の向上に努めている。

財政確保のための対応策として、戦略的に実効性のある取り組みをするため、2023（令和5）年度より、戦略企画委員会、リカレント教育プロジェクトチーム、そして、学びの特徴見える化プロジェクトチームを発足させ、直近から中長期における学生確保を計画してきた。予算編成においては限られた財源の戦略的な予算配分を実施する。人件費および諸経費の抑制を図り、寄付金・補助金等の外部資金の獲得を積極的に進めている。

10.2.3 問題点

本学は、小規模な大学で多くの教職員を手厚く配置してきており、法人として運用資産の蓄積が少ない。資産は、資金量が小さく、安全性を重視して運用している。法人内に各種学校である神学校を抱え、収支のバランスの確保には工夫が必要である。そのような中、資産の一部を母体教会への貸し付けを行い、年利1%の運用益を得ることとした。

全国有数の小規模な単科大学で、知名度が高くなく、従前と比較して地方出身の学生の確保が困難となってきたおり、入学者の確保が課題である。収支構造の改善を諮り、2021（令和3）年度総合人間学部入学生から、施設費2万円と設備費1万円の値上げを行い、2022（令和4）年度には、授業料8万円の値上げを行った。しかし、入学者が十分に確保できないことで、十分な収入の確保に至らないのが課題であり、2024年（令和6）3月に本学理事会にて、2025（令和7）年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止するとの苦渋の決断がなされた。

10.2.4 全体のまとめ

本学は中長期計画に基づき、教育活動を安定的かつ発展的に遂行するため財務計画を策定している。財務計画の中では数値目標も定めており、法人として目標を実現するための各種方策を検討・実施している。

学生の確保は経営上必達目標であり、計画に沿って様々な取り組みを行ってきた。また、焦点を定めた実効性のある取り組みをするため、アドホックな委員会組織として、戦略企画委員会、リカレント教育プロジェクトチーム、「学びの特徴見える化プロジェクトチーム」を立ち上げ、取り組んできた。

学生納付金以外の収入の確保として、補助金の確実な確保、科学研究費等の外部資金の確保、寄付金等の獲得に取り組んでいる。科学研究費については、取り組みの成果もあり、2023（令和5）年度の採択および継続中の研究は3件、採択・継続中の分担研究もあわせると6件となった。寄付金は寄付金比率が10%強という高い数字であり、今後も本学の後援会や同窓会、設立母体の教会・教団との連携をさらに強め、向上を目指している。

以上のことから、本学の財務は、大学基準10に照らして、概ね適切な取り組みがなされているものの、上述した問題点に真剣に対応していくことが肝要であり、2025（令和7）年度以降の学生の募集停止をしたため、収入増は望めない状態にあるといえる。

終章

1909年に熊本市に建てられた路帖神学校に始まる本学は、2つのルター派のプロテスタント教会（日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団）を設立母体として1964(昭和39)年に大学として開設された。1996(平成8)年に、開設当初の「日本ルーテル神学大学」から現在の「ルーテル学院大学」に校名を変更した。

本学は、「キリストの心を心とする」という建学の精神のもと、『一人ひとりを大切に
する教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」とする
使命（ミッション）に基づき、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」を教育目的と
している。教育研究上の目的は、学部、研究科の学位ごと、課程ごとに学則等で規定して
おり、また、建学の精神等は、公表されており、日々の礼拝、学校行事、初年度必修科目
の履修等を通して、学生や教職員に共有されている。

総合人間学部人間福祉心理学科 | 学部 | 学科および大学院総合人間学研究科社会福祉学
専攻および臨床心理学専攻による教育は、このような建学の精神、理念、教育目的に合致
した、本学の強みを生かし有効に機能する、総合的学際的な学びを提供する構成となっ
ている。また、附属機関・センターであるルター研究所、臨床心理相談センター、コミュニ
ティ人材養成センター、包括的臨床コンサルテーション・センター、およびデール・パス
トラル・センターは、それぞれ重なる内容もあるものの、本学の建学の精神、理念、教育
目的に合致した、学生への教育提供、地域への研究成果を提供する機能を発揮している。

大学基準協会の第3期認証評価では、内部質保証がより重視されることから、PDCA
サイクル等を適切に機能させ、教育、学習等が適切な水準にあることを評価・点検するた
めの恒常的・継続的プロセスを担保するため、「内部質保証の方針」、「内部質保証推進規
程」を策定し、大学運営を担う組織の名称を「実務会議」から「大学運営会議」に改め、
内部質保証に関する全学的な取り組みを実施してきた。内部質保証の体制に関わる権限、
役割や手続きは明示され、内部質保証推進組織による改善のための検討と、改善へのフィ
ードバックがなされるようになった。内部質保証の取り組みを進め、改善すべき課題や今
後に向けた課題が明らかとなり、それを学部・研究科、各附属機関・センターで共有し、
改善、向上にむけて取り組んでいる。独立したIR部署を設置するには至っていないが、
IR担当者を配置し、卒業生アンケート、進学先アンケート、就職先アンケートなどを実
施し、学生アンケート、授業評価などの結果と併せ、ステークホルダーのニーズの把握に
も努め、その結果を、自己点検・評価結果、教育情報、財務関係書類などと共に公表して
いる。小規模大学という特色を生かし、多様な視点からの内部質保証の推進を図っている。
このように、本学は「大学基準協会の認証評価基準」に基づき、自己点検・評価（内部質
保証委員会）、外部評価（外部評価委員会）、認証評価（大学基準協会の大学評価）を一連
の検証サイクルとして総合的に機能させている。

本学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー
を、学位ごと、課程ごとに策定し、公表している。授業期間や、履修登録単位の上限数な
どは適切に設定されている。教育課程は、本学の教育目的に沿ったディプロマ・ポリシー
に基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、それに従って編成し、履修系統図も示され、
科目区分ごとの必要修得単位数も明示され、ディプロマ・ポリシーに沿った学習成果を得

られる教育内容となっている。学部では、教養教育と専門教育のバランスがとれ、卒業要件が明示され、公表されている。大学院においては、コースワークとリサーチワークのバランスがとれ、修了要件、研究指導計画や学位論文審査基準、学位授与に至る手続きも明示され公表されている。

シラバスでは、全科目で科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連性が示され、ディプロマ・ポリシーには、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果が示されている。学部においては、その学習成果をルーブリックによって把握し評価するよう取り組んでいる。今後はその有効性も検討しながら、活用方法を模索していきたい。

学生募集においては、学位ごと、課程ごとにアドミッション・ポリシーを明示して公表し、それに基づいた学生募集、入学者選抜を実施し、定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組みを行ってきた。また障がいや疾病等の事由により入学試験や入学後の学修について配慮を希望する者に対して、受験前に面談を行い、双方で入学後の配慮について合意のもとで出願に臨めるよう対応してきた。本学が先進的な取り組みをしてきた合理的配慮の必要な学生への丁寧な対応は引き続き行っていきたい。

大学として求める教員像や教員組織の編制方針を明示している。教員組織は、海外での学位取得割合が高く、国際性が高く、女性の教員の割合が高い。教員の昇任審査や大学院担当教員の資格審査は明確な基準に基づき実施されている。学部長を整備し、教養部門の主任制を維持し、学長のもと、ガバナンス体制が維持されたことにより、コロナ禍における危機管理にも対応できた。社会福祉学、臨床心理学の実習体制の充実があり、専任教員を積極的に配置している。そして、「人文社会科学におけるデータサイエンス教育」「学生アンケート調査の意見を活かすための対策及びアクティブ・ラーニングの工夫」など、多面的にFD研修会を企画し、全教職員が参加している。

学生支援においては、「学生支援に関する方針」に基づき、学生一人ひとりに対する支援をしている。全教員が分担する「学生アドバイザー」制度による毎年度の個別面談、学修支援が必要な学生のための「修学アドバイザー制度」による定期的なアドバイス時間の設定、卒業して進学あるいは就職するまでの相談支援をする就職進路支援委員会を基盤とする就職・進路面談などを行っている。経済的な側面については、大学独自の奨学金制度も活用し、学生相談室、健康管理室などで、学生の心身の不調を把握して対応している。ハラスメント防止のための体制も整えている。障がいのある学生については、障がい学生アドバイザー（教員）および障がい学生コーディネーター（職員）が中心となり、入学前から障がい学生支援委員会を軸とした全学的な体制で情報保障等の支援をしている。

教育研究環境については、「教育研究環境の整備に関する方針」が明示されており、この方針に従い適切に管理運営され、校地校舎面積は設置基準を満たしている。今後は、Wi-Fiの整備、施設設備の修繕をすすめ、タブレット型端末の使用の導入など、アクティブ・ラーニングに資する設備・機器を計画的に整備して、能動的な授業の充実・拡大を図っていきたい。

本学は、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき活動をしている。設立母体である教会、教団、「るうてる法人会連合」、アメリカの福音ルーテル教会（ELCA）のアジア太平洋宣教局、ルーテル世界連盟（LWF）と連携している。

地域では、三鷹市や、調布市と協定を締結し、三鷹市とは「地域ケアネットワーク」へ

の参画、三鷹ネットワーク大学への参画、地域防災への貢献などにより関わっている。

国際的な交流活動としては、国際的な活動をする学生向けに特化した奨学金を整備し、協定校の確保を行い、また、学生の短期語学留学、(一財)JEL Aによる海外ワークキャンプ、海外スタディツアーへの参加を推進している。国内においても、三鷹国際交流協会の活動への協力をしている。さらに、日本学術振興会によるリトアニアとの2か国間セミナーの開催や、スウェーデンより国際的に知られる映画監督を迎えている。

教育研究成果の社会への還元では、本学として(1)公開講座の提供、(2)専任教員による学会発表、(3)専任教員による地方自治体・社会福祉協議会・専門職団体等の招聘に応じた専任教員による年間数十回にわたる講演・研修会講師活動、(4)専任教員による設立母体教会への講壇奉仕活動、(5)学術機関リポジトリにおける研究成果の公開などを行っている。附属機関・センターもそれぞれ、教育研究成果の社会への還元をしている。

大学運営において、大学と理事会・評議員会の権限と責任は明確である。学長、役職者の選任方法や権限と、教授会の役割は明確にされており、学長による意思決定を明確にしてきている。全教職員の参加を義務づけ、スタッフ・ディベロップメント研修を毎年度複数回実施している。大学運営における教員と職員の協働関係は強い。

また、財政面では、中期計画に基づき中長期財務計画を策定し確実に実行できるよう努めてきた。現在まで無借入による経営であることが特色であり、教育研究経費については極力維持し、管理経費の削減に努めてきた。適切な人員配置や業務の効率化を進め、人件費の適切な管理を行ってきた。カリキュラムが肥大化しがちであった5つのコース制を廃止し、3つの学系から自由に履修できるようにカリキュラムの改編をした。

外部資金の獲得のための対策を講じ、科学研究費は2023(令和5)年度は、採択・継続中の分担研究もあわせると6件となっている。寄付金は収入の10.6%ある。

受験者、入学者を確保し、必要な財政確保をするため、2023(令和5)年度より、戦略企画委員会、リカレント教育プロジェクトチーム、学びの特徴見える化プロジェクトチームを発足させ取り組みをすすめてきた。

以上のことから、本学は、基準1-10に照らして、概ね適切な取り組みがなされているといえる。しかし、2024年(令和6)3月に本学理事会にて、2025(令和7)年度よりルーテル学院大学・大学院の学生募集を停止するとの苦渋の決断がなされた。2024(令和6)年度の入学者及び在学生に対しては、卒業まで責任をもって教育を引き続き提供し、教育の質を担保するため、教育・研究の体制を維持することを確認している。

グローバル化が進み、SDGsへの取り組みが推進されている。日本では人生100年時代が到来し、地域共生社会の実現が求められている。そのような中、大学は教育と研究を通じて社会的役割を果たす必要がある。本学も、今回の認証評価受審にあたって明らかになった長所、特色を生かしながら、課題を改善し、全ての在学生が卒業するまで教育の質を担保することを、教職員一丸となって取り組んでいきたい。